矯正図書館

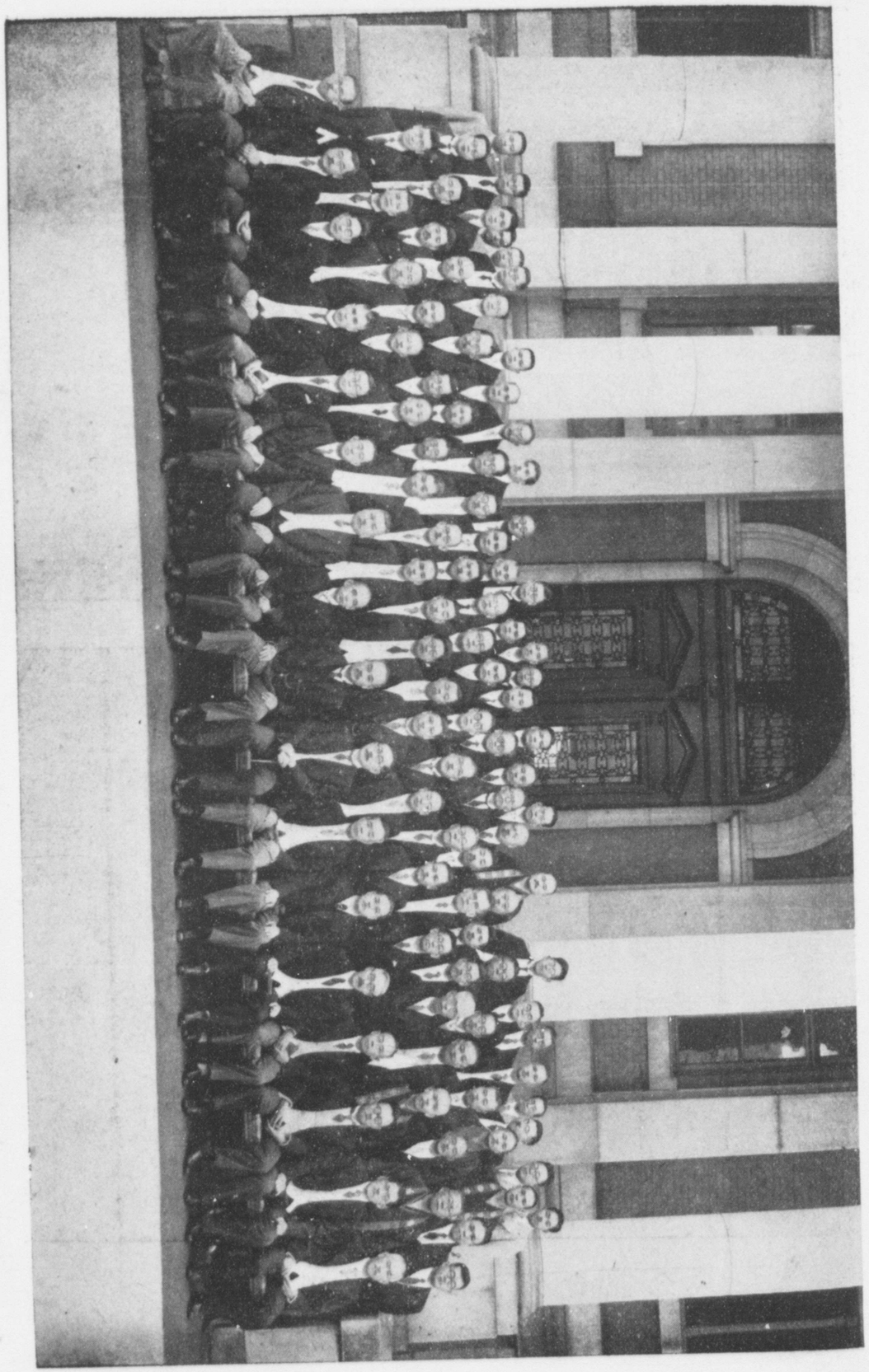
刑政

第四十九卷　第八號　八月號

行刑改良論と刑務官の立場（卷頭言）	正木亮	2
行刑處遇の軌道	岩松玄十	5
ロシヤの新行刑法に於ける作業中心主義	中尾文策	6
刑事政策上より見たる精神薄弱の問題	吉益脩夫	22
看守生活を語る座談會（上）		35
海外時報		45
新刊紹介		53
全國刑務所長會同		58
雜報		

財團法人 刑務協會發行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可　毎月一回一日發行
昭和十一年七月二十八日印刷納本　昭和十一年八月一日發行　第四十九卷　第八號



全國刑務所長會議記念

御中暑見舞

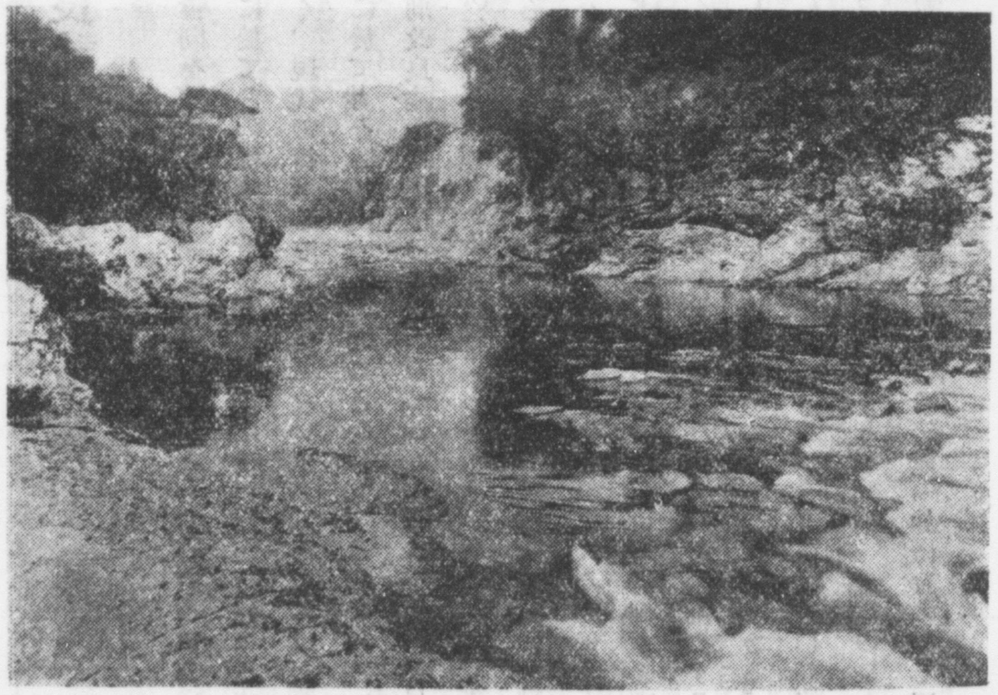
昭和十一年八月一日

刑務協會

岩松玄十　正木亮
岡五朗　伊藤忠次郎
吉田律　大原虎夫
椎名通藏　野尻爻六
谷内庄太郎　能勢弘忍
柳原鎭平　大石武
東邦彦　阿部清衛
芥川信　野口幸喜
清原邦一　大森日榮
中尾文策　青木滋
森山武市郎　平居三郎

矯正図書館

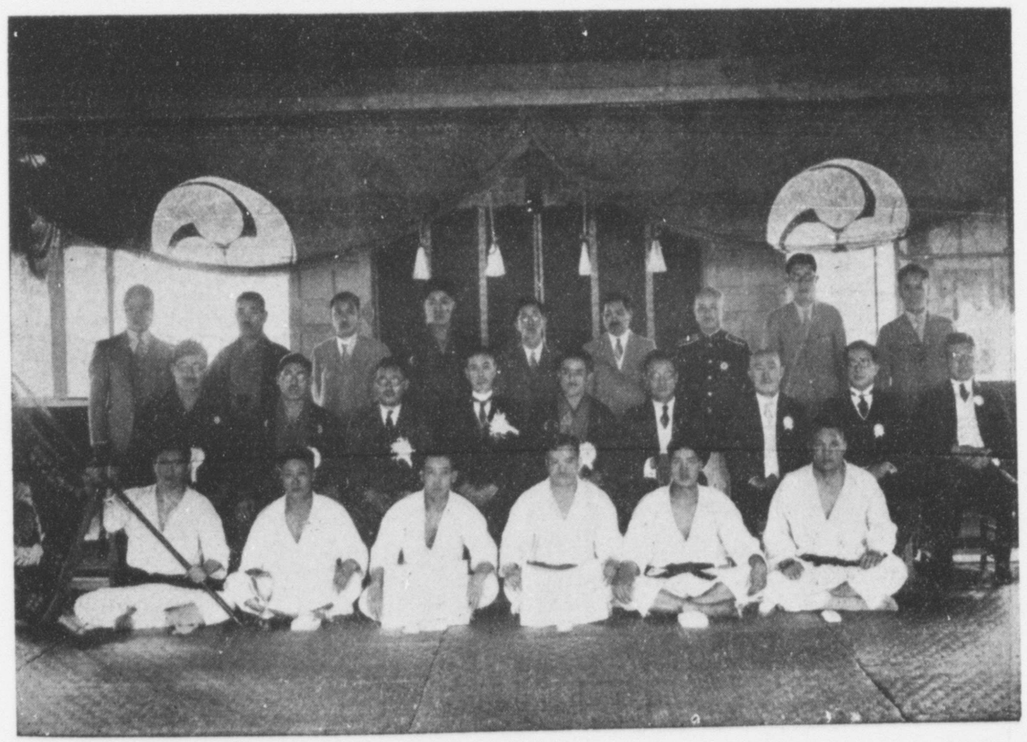
政　　刑



第四十九巻

第八號





全國刑務所武道大會念記

（上圖第五選區士　下圖第二選區士）

行刑改良論と刑務官の立場

先般擧行された刑務所長會同を機緣として玆に行刑改良論と刑務官の地位との關係に付て一言して置き度いと思ふ。刑務所長會同に於てどの程度の改良意見が提出されたかに付ては未だ公表されて居らないので知る由はないが、とにかく、現代の行刑制度が萬全でない限り、そこに改良意見の提出されることは當然であるから、今次の會同に於てもその提出のあつたことを想像するに難くない。しかし、私は此處にはそれと無關係に刑務官が行刑改良論を提出することのむつかしいことを述べて見たいと思ふ。

先づ第一に、私は最も古い行刑改良論であるジョン・ハワードの「各監獄の狀態」The State of Prisons を題材にとらへて見よう。そこには各國の監獄の狀態に比較して自國監獄の欠缺と腐敗と墮落とを指摘して之を世の人人に訴へた。ハワードのこの改良すべき諸點を指摘したことに對して世人は共鳴し同情し而して彼は今日に於てはいはば行刑の神樣とされたのである。彼が行刑の神とまでたたへられるに至つたのは彼が監獄の缺點を忌憚なく指摘したその勇氣の爲めではなくて、その指摘するところの缺點を爲政者の責任に嫁し收容者の不幸を人道主義的に同情し憐憫したからであつたのである。若し、彼にして惡意を以て監獄の缺點を指摘し、囚人に對する罵詈を羅列したものであるならば決して監獄改良家たるの資格を獲得し得なかつたに違ひない。否、たとひそこに惡意がなくとも彼が一監獄の長として自己の監獄に於ける囚人のふしだらを外部に暴露したりしものならんには彼は監獄の神樣たらずして監獄のサタンに終つたであらうと思ふ。

近くはかのモット・オスボーンを見てもその點を理解することが出來る。オスボーンも亦彼の名著「監獄と社會」Prisons and Society に於て數々の囚人のふしだらを羅列したことであつた。しかし、そこには當局に對して囚人に對する信任を忘れて居ることを非難した點もあつたし、囚人の爲めに、囚人と雖も信任に答へ得るの雅量を持ち、責任を重んずるの美點を有するものであるとの代辯を爲すことが尠くなかつた。彼は囚人の惡口は言つたが彼も亦ハワードの如くに囚人の味方であつたのである。さればこそ、彼も亦或る失敗を爲しながらも今日に至るまで世界的行刑改良家としてその思想は世界の文化國に普及しつつあるのである。しかし、その彼にして若もかかる監獄内のふしだらと囚人の如何ともし難き惡性とを世に公表して自己の職責の難き理由として擧げたならんには彼は囚人に敵視せらるるばかりでなく世人より行刑改良家たるの地位を得られなかつたであらうと思ふ。一言にしてつくせば彼も亦惡人を善に導かんとする教化思想の軌道の上に於てその主張をなしたるが故にその地位をかち得たのであると思ふ。

とまれ、ハワードもオスボーンもその所論を自己の扱ふ監獄に付て進めなかつた爲にしかく行刑の缺點を赤裸々に羅列しても囚人層の反感を買はなかつたのであるが、若し彼らにして一監の長としてその部下や囚人の弱點を暴露したりしならんには彼等は最早行刑指導者としての價値を失ひたりしことを想像することが出來る。何となれば、かかる場合に於ては既に子に對する親の愛に等しき心持を失ひ單なる牢番的思想のみとなるからである。

故に、現實に多くの收容者を處遇しつつある刑務官はさやうな意味に於て容易に己が刑務所の缺點を指摘して世に訴へるの機會を與へらるるものではないのである。私が常に主張して居るが如く刑務官は教育

家であると同時に行刑改良家でなければならぬが、しかし、その行刑改良家たるには第三者的行刑改良家と異つて、あらはれたる缺點を改正する實行者の地位に立たねばならぬのである。その意味に於て刑務官はいつも下積みの行刑改良家を以てあまんぜねばならぬことになるのである。子の犧牲になる親の如くに、刑務官は收容者の爲めに總てを胸に納めてうむところなく之を矯め直すところに行刑改良家たるの刑務官の地位が生れるのである。

行刑局長が囚人處遇の軌道として「行刑官は親が子を思ふの心持ち」でなければならぬとされたがこの言に含まれたる滋味や誠に多い。親なればこそ自分の子の缺點を世にさらけ出すことをつつしまねばならぬし、子に對する世の批評に耳を傾けて除らに之を矯め直さねばならぬのである。地味な行刑改良ではあるが刑務官はかかる意味の改良家でなければならぬのである。

昭和十一年七月二十二日

正木亮

行刑處遇の軌道

——刑務所長會同に於ける挨拶の一節——

岩松玄十

私は刑務官が收容者に對するには長官が部下に接するやうに親が子供に接する心持を以てすれば大過なきに近しと思ふ。親が子供の缺點を擧げて其の責任を問ふ場合もあります。又聲を荒らげて叱り飛ばす場合もあります。然し子供は之に對して一言半句も反抗せず而も之に對して怨みの心を抱かないのは何故か。之は其の折檻も子供を善い者にしてやり度いといふ爲に下す愛の笞であればこそと私は思ふ。此の慈父の心、慈母の心、是が總ての我々が仕事をして行く大切な大切なものでなければならぬと思ひます。私は由來人間としての修養が足らない故にともすれば失言問題を惹起す。若し諸君の感情に障つたやうなことが御座いましたらそれは私の不德の致す所、どうか其の私の言を取らないで其の心を御酌取りになつて御歸任の際は部下に對して能く私の心が徹底するやうに御取計ひを願ひ度い。

ロシヤの新行刑法に於ける作業中心主義

中尾文策

目次

一 勞働改善法の改正と其の環境
二 新勞働改善法に於ける作業中心主義
三 行刑に於ける作業中心主義の價値
四 結論

一

一九三三年、ゾヴィエツト・ロシヤは其の行刑法(勞働改善法)を改正し從來の行刑方法に對して重要なる改革を斷行した。(一)人も知る如く、ロシヤの勞働改善法(一九二四年)は、當時世界に於て大いに論議せられて居た敎育刑の理想を、最も大膽率直に立法の上に現はしたものとして、大いに世界の耳目をそばだたしめたものであつたが、(二)其の實施僅々十年にして早くも此の行刑方法に重大な變革が加へられ、寧ろ全體としては一種の退歩的色彩を帶びるに至つたことは、特に我々の注意をしなければならぬ所である。

然らばロシヤは何故に、其の輝かしき一九二四年の勞働改善法を放棄するに至つたのであるか。其の原因として擧げられるものに次の三點がある。(四)曰く其の方法の下に於ける行刑が滿足す可き結果を招來しなかつたこと。曰く其の經費が膨大化したこと。曰くロシヤの經濟政策の轉向(特に第一次五箇年計畫)が極めて多量の勞働力を必要としたこと。事情斯くの如きの結果よりして、ロシヤは遂に極めて大膽なる「行刑の轉向」を斷行するに至つたのである。(五)

ロシヤの新勞働改善法が持つ最も鮮かな特色は、それが徹底的に作業本位の行刑法に變へられたと言ふ事實である。舊勞働改善法が、其の大方針として「多少とも受刑者が獨立獨行の精神を現はすが如くに Selbsttätigkeit und Initiative bekunden können」受刑者を處遇すると言ふ累進制度を基礎として組立てられて居た(舊勞働改善法(六)——以下單に舊と稱する——第五十條)のに反し、新勞働改善法は全然其の趣きを異にして、受刑者の作業振りと其の働きの結果とを處遇の對象として全體が組立てられるに至つたのである。マウラツハが之を評して「商人主義的勞働力の利用 merkantilistische Arbeitskraft-Verwertung を主とする行刑法」だと言つたのも(七)まことに故あることゝ言はなければならない。而して同時に、此の「商人主義的勞働力の利用を主とする行刑法」即ち作業中心主義の行刑は、世界に於ける一の新しいモデルとして、それ自身注目に値するものであらう。

ロシヤの此の新行刑に付ては種々の角度に於て之を批判し得るであらうが、私はさし當り之に二つの點に於て興味を感じて居るのである。一は、行刑の新理想を最高度に發揮す可き機構

の中に置かれて居た舊勞働改善法が、何故に「不滿足なる結果」(マウラツハ)に終つて居たかであり、二は、從つて、此の「不滿足なる結果」を超克するよりよき方策として、一見退歩的色彩の濃厚なる作業中心主義の行刑方法が採用せられたと言ふことは、抑〻如何なる論理の推移によるものであるか、と言ふことである。言ふ迄も無く學者が指摘するが如くに、ロシヤが斯る作業中心主義の行刑方法を採用したのは、五箇年計畫等の經濟的條件の影響の强いものがあることは確かではあるが、寧ろ之は其の儘としては單なる事實上の影響であつて理論上のそれではない。行刑上の理論としては、又別に之を正當化するに足る何等かの根據を必要とするのである。本稿に於て私が作業中心主義の問題を取上げたのは、此の問題に關する右の二點に付き研究を要するものがあると考へられるからである。

(一) 此處に其の主なるものを擧げるならば、刑期三年以上の者――其の數は三年未滿者よりも多い――の管轄を全然別異し、原則として之を合同國家政治部(OGPU)の管理する勞役場に送致するの管理系統二元主義を採用したこと(新刑法第二十八條第一項後段)、無看視强制作業を充實合理化したること(新勞働改善法――以下單に新と稱する――第八條乃至第二十七條)、拘禁所の種類を變更し受刑者の分類の妥當を期したること(新第二十八條)、刑務委員會を單一化して其の職能を整備したこと(新第百十條乃至第百二十三條)、懲罰の方法に彈力性を持たせ特に囚人裁判所を一般化したこと(新第七十九條乃至第八十三條)、情願を廢止したこと、累進處遇を殆ど全く抹殺して優遇を作業成績によつて與へることにしたこと(後述)等である。此の最後の點が新法をして著しく退歩的色彩を帶びさせるものとして學者の注意を惹く

のである。新刑法(一九三三年)、新勞働改善法(一九三三年)の條文は江家義男氏譯「ソヴイエット刑法・刑事訴訟法・改善勞働法」(早稻田法學昭和十年別冊第五卷)による。尙オー・ゲー・ペー・ウーに一部の管理の移された事情は Reinhart Maurach, Der neue Strafvollzug in Sowjetrussland, in Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 1933, S.708 ff. 但し此制度は、一九三四年七月十日、オー・ゲー・ペー・ウーが內務人民委員部に編入せられるに及んで廢止と成つた。(Mary Stevenson Callcott, Russian Justice, 1935, p. 91 et suiv.) 又囚人裁判所 Gericht der Mitinternierten は舊法には規定は無かつたが、ウクライナでは早くから實行せられて居た (vgl. Paschersky, Strafe und Strafvollzug in der Sowjet-Union, 1929, S.91 ff.)

(二) 一九二四年の勞働改善法に對する全刑事政策的批判に就ては正木亮氏「行刑上の諸問題」(昭和三年)參照。

(三) 或人が新法を批評して「刑事政策的のかみ味がなくなつた」とされたが(刑政第四八卷第十號編輯餘錄)實には適評であると思ふ。

(四) Maurach, a. a. O. S.707

(五) 尙其の詳細は Maurach, a. a. O. S.706 ff. Freund, Strafgesetzbuch Sowjetrusslands, 1925 による。

(六) 舊勞働改善法の條文は

(七) Maurach, a. a. O. S.710

二

ロシヤの此の新方法を批判するに先立つて、先づ其の作業中心主義はロシヤに於て如何なる內容を持つものであるか、又、斯る作業中心主義に依つて彩色せられる新勞働改善法と、累進制度を基礎とした舊法との距離が如何に遠いものであるかを考察する必要があらう。

舊法に於ては累進處遇が其の根幹と成つて居た爲、所謂優遇的處遇の殆ど全部が累進的に與へられたのであるが、新法は極めて微かに、しかも一部の者に名譽的に一種の累進的處遇を行ふに過ぎないのであつて、(一)其の他優遇は總べて作業の成績に相應して附與せられる。これ新法が極力作業に重點を置いた結果であつて、私が之を作業中心主義と呼ぶ所以は此處にある。

新法に於て作業(勞働)が如何に支配的であるかは、之を舊法と對照する時、直ちに明かなるものがある。卽ち舊法に於ては其の原則的宣言として簡單に「改善的勞働感化 bessernder Arbeits-einwirkung」と言つて居るのみであるが(第二條第一項)。勿論此の勞働義務は、舊法時代にも刑者に存することに付き明文を設けて居る(第二條、第三條)、新法に於ては勞働の義務がすべての受既に存在して居たのであつて今度新たに作られたものではないが、(二)特に之を明文化した所に特別の意義を認むるを得る。更に、行刑(勞働改善政策)の目的は、受刑者をして「勞働による共同生活に信服せしめ且其の條件に應化せしめる」ことにあり(新法第二條)其の手段としては「共同利益の目的の爲に勞働せしめ、其の勞働組織を、强制勞働より社會主義競爭並衝擊隊制度に基く任意勞働主義に漸次接近」せしめる(同上)。之によつてロシヤに於ける最近の行刑觀を推測するならば、犯罪者は之を勞働せしめることに依つて改善し得るのであり、而して之を以て充分であるとして居るのである。(三)

次に新法の內容たる處遇に付て見るならば、其の作業中心主義は次の如く一層露骨なものと成つて居る。

一、行刑の中に社會主義競爭 sozialistische Wettbewerb 及び衝擊隊 Stoßbrigade の制度を入れ(第二條)、極力生產の增加を圖る。(四) 此の爲に、受刑者は自發的に衝擊隊なるものを組織し、非常なる熱心さを以て勞働に從事して居るのである。(五) 而して衝擊隊の勞働に從事したる者は、單に其の故を以て、一年に十五日間の休暇 Urlaub を與へられる(第七十八條第一項)。(六)

二、接見度數の增加、糧食の改善、金錢其他の物による褒賞の如き處遇上の優遇は、其の條件として、生產力大なりし者、生產上價値ある提言を爲したる者を數へて居り(第七十七條第一項)、尙普通休暇の外に臨時休暇をも與ふることが出來る(同上第二項)。(七)

三、善時制度 good-time system にも、其の條件に變化がもたらされた。舊法に於ては其の許與の條件を具體的に規定すること無く、單に「二日を三日として計算する」旨を規定して居たが(第十六條第六號)、實際に於ては作業成績の外に「行狀の善良なること gute Führung」を要件として居たのである。(八) 然るに新法に於ては、特別作業に從事したる者は、總べて單に其の理由により、二日を三日に換算せられ(第百二十七條前段)、其の中特に重要なる意義を有する作業に從事せる者、繼續して生產標準を實行せる者、生產上特に價値ある提案を爲したる者其他生產財政計畫の遂行に付特に功績ありたる者に對しては、作業一日を以て二日に換算をするのである(同上後段)が、此の善時制度は、受刑者の勤勉に對する刺戟方法として頗る頻繁に實行せられて居ると言ふことである。(九)

右の如き事實を見れば、たしかにロシヤの行刑方針が作業中心主義であり商人主義が之を支

配することを否定し得ないであらう。然らば斯る機構を基礎とする其の行刑の價値は如何なるものであらうか。

(一) 故に此の點から、ロシヤには最早累進處遇がないとも言ひ得るであらう。

(二) 「働かざる者は食ふ可からず」と言ふことがロシヤ憲法に明定されて居たのは有名なことである。之に付き正木氏諸問題」(前掲書)第二頁以下。

(三) 此のことが他國に於ける行刑立法の傾向に對し如何に特色あるものであるかは、例へばドイツの行刑並恩赦法(一九三三年)イタリヤ新刑務法(一九三一年)と比較をすれば明かであらう。

(四) 社會主義競爭、衝撃隊のことに付てはさしあたり知る所が無いが、生産奬勵の特殊の方法であることは疑ひが無い。

(五) レンカ・フオン・ケルバー「ソヴイエット・ロシヤは犯罪を克服する」(司法省調査課譯)第一八頁以下。

(六) 舊法に於ては、累進處遇上に於ける優遇として漸進的に之を許した(舊法第百四十三條)。尙、休暇の有する刑事政策的意義に付ては正木氏前掲書。第一五三頁以下。

(七) 正木氏前掲書。第三二、三三頁參照。

(八) P.s.he-Oserskii, a. a. O. S.46.

(九) Marah, a. a. O. S.719.

三

ロシヤ勞働改善法の改正に付ては、先づ、其の背景を爲す所のロシヤの國情に注意する必要がある。言ふ迄も無く行刑は國策の一部分として考慮せらる可きものであつて、從つて行刑は其の時代に於ける社會狀態經濟狀態等卽ち國情の如何によつて左右せられ制約を受けるのであり、決して、國情に超然として行刑が其の一方的理想を追ひ得るものではないのである。かつて英國がオーストラリヤとかニユージーランドとかの開拓に受刑者を使役しロシヤがシベリヤに、我が國が北海道に同樣の方法を執つたことは、刑事政策の立場からよりも寧ろ、之を一步超えた國策と言ふ見地に於て觀察し理解せらる可きものであらう。學者は之を以て行刑に於けるユーチリタリアニズムとして容認して居るのであるが(一)、一九三三年に於けるロシヤ勞働改善法の改正は、先づ此のユーチリタリアニズムの見地から理解することを得るであらう。

卽ちロシヤは、前述せる如き第一次第二次五箇年計畫の遂行に當り甚しく勞働力に不足を來し、特にウラル地方北部地方に於ける木材伐採事業、土木事業の遂行に困窮し、到底自由勞働者の力を以ては其の計畫を實現し得ないので、漸次受刑者の勞働力を其の經濟政策の中に利用し、之に重要なる役割を課すること、成つたのである(二)。

五箇年計畫がロシヤに於ける最高最大の國策であつたことは疑ひが無い。國內經濟體制に於ける資本主義的要素の克服と社會主義的要素の强化とを遂行することは、ロシヤの國家にとり最も緊要のことであつて、ロシヤが其の實現の爲に、あらゆる犧牲を拂ふ用意を以て、非常な熱心と決意とを見せたのは、まことに當然のことであると言はなければならない。從つて、國策の一小部分たる行刑の部門にも此の經濟政策に於ける勞働中心主義、作業尊重主義が影響したこ

とは當然であつて、假に、若し行刑に於ける作業尊重主義が其の教化的價値に於て強い消極的批判を受けなければならぬとしても、それはロシヤの新行刑其物の本來の責任とする所ではなく、遡つて、行刑をして斯くの如き色彩の下に運用せしむる所の、ロシヤの經濟政策其物が批判の對象と成るべきものなのである。これ、恰もドイツに於ける最近の行刑方法が不必要に强壓化したりとするも、必ずしも之が行刑固有の責任に非ずして、實は反動的なナチスの國策が其の責任を負ふ可きであるのと同樣である。

(一) 正木亮氏「行刑のユーテイリタリズムと教育主義」(刑政第四六卷第二號)第七頁。

(二) Marach, a. a. O., S.708, George Kitchin, Prisoner of the OGPU, 1935, p. 23.

勞働改善法の改正に付て次に考察す可きは立法技術上の問題である。

凡そ一國の立法に當つてたえず考慮しなければならないことは、其の立法が、其の時代に於ける國民文化の程度に比較して餘りに前進し過ぎるのを避けることである。勿論立法は、或程度に於ては、時として國民に其の理想を指示し之に向つて指導する立場に立つ場合もあるのであり、一概に其の文化に先立つことをのみ警戒す可きものではないけれ共、一般的には、法律なるものは最低の道德的規範を其の平均の水準として作られるものである點から考察して、法律のみが國民文化の程度を遙かに超脫することは決して立法的技術としては其の策を得たるものとすることは出來ないのであり、斯る場合には折角の良法も却て惡法と化せざるを得ないのである。特に行刑法規の如き、國民の消極的原始的感情に關係する所深きものに付ては、相當に其の事實を尊重す可きものであつて、若しも行刑法が其の思想と技術とに於て國民的感情と理解とを超えるが如きことありとするならば、恐らくは其の行刑法は立法の形式に於て成功するも、運用の實質に於て遂に失敗するに至るであらう。

一九二四年の勞働改善法には、此の意味に於ては相當、立法技術上の問題が伏在して居た筈である。現に行刑法の改正(敎化法化)は、文化に於てロシヤに優り刑罰思想の反省に於ては相當の訓練を經て居ると思はれる數ケ國に於て計畫されて居るにも係らず、其の實現が甚だ迂路を辿つて居るの事實に徵して見ても、如何にそれが實際問題として困難なるものであるかが判るであらう。例へば敎育刑論の華々しさを以てかつて世界を風靡したドイツに於てすら、行刑法の改正に三十年を要し、而も結局に於て成立したものは、反動的行刑法として有名なる行刑竝恩赦法である。(三) 又ロシヤの刑罰法に影響すること最も深かつたとされて居るイタリヤ(四)に於ても、其の成立迄には十年の歲月を要して居るのであり、而して其の何れにも、我々が其の國の代表的論客と目して居る人々の意見が必ずしも採用せられては居ないのである。

然るに舊勞働改善法は、殆ど、ロシヤの文化的水準と歷史的背景とを無視し、殆ど何等の國民的訓練をも準備をも無くして出現したものであつた。此の點から見ても、其の成功が極めて至難のものであることは想像するに難くない所である。抑政體の變革とか勞働の强制とかの如き形式的事業は、實力の行使を背景とする一方的意志の强制により、相當の程度に迄其の目的を達することを得る。けれ共行刑の如き、制度の形式的遂行よりも寧ろ其の眞精神の實質的運用に

本來の目的が存するものに付ては、一方に於て其の事業の擔任者たる官吏に之を理解運用するの素養があると同時に、他方其の制度の下に置かれる所の受刑者にも之に對する正當なる理解力の存在することを必要とするのであるが、最近迄極端なる壓制的行刑の下にあつたロシヤが、(五)如何に革命の後とは言へ、最も短い期間に最も進歩せる思想と實踐とを消化することの不可能なのは寧ろ當然であつたと言はなければならない。

一方に於てロシヤの刑務官は極めて低級であつて(六)其の職務に無感覺無頓着であり、其の仕事の價値に對する認識を欠いて居るから、(七)到底此の進歩せる最新の行刑法の滿足なる運用を期待するを得なかつたし、又他方無智の受刑者は不必要に處遇の緩和を受けたが爲に却て精神の弛緩を來し責任觀念を失ふの危險に直面したことは想像に難くないことである。(八)最高度に敎化的効果を發揮す可き舊勞働改善法が遂に滿足なる結果を擧げ得なかつたとされ、莫大の經費を要したとせられる理由は、(九)寧ろ斯る點に——卽ち文化と立法とが全然齟齬したと言ふ——重大なる原因が伏在して居るのではあるまいか。

斯る見地に於てロシヤの行刑法改正を考察する時は、其の行刑が、徒らなる外國の模倣から脫却して、次第にロシヤ自身の行刑に還元することに付き貴重なる一歩を進めたものと見るを得るであらう。例へば其の移送的累進制度の如きものは、かつて學者が、其の論理的進歩性は認めつゝも、一面それが實際に合致せざる可きことを斷定したのであつたが、(十)要するに累進制度を中心とし、而して少く共ロシヤ國民にとつては多少センチメンタルに過ぎた行刑法を自己固有の

ものとするには、未だロシヤの國情の之に伴はざるものがあつたのである。然るに働かざる者は食ふべからずのスローガンは既に國民に徹底して居つて、勞働本位の生活方法は最も其の社會狀態に合致したものであるから、ロシヤが其の行刑法を作業中心主義に改正したことは、立法技術に於て正しいものと言ふ可きであらう。舊法が抽象的なりしに引換えて新法が具體的であり、彼の高踏的なりしに比して之の實踐的なることに、少く共それがロシヤに對しては、一進歩の前提を見出すことを得るのである。(十一)

(三) 例へば一九二三年「自由刑執行に關する原則」に付て諸家の意見をまとめた Frede-Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927 を見よ。そこには燦然たる敎育刑論が世界を壓して居るであらう。

(四) ロシヤ刑事制度に對するイタリヤ學派の影響に付ては木村龜二氏「刑事政策の諸問題」(昭和八年)第四八七頁以下。

(五) 帝政時代の監獄事情は、斷片的にではあるが E. Chirvindt, Les prisons en U. R. S. S., 1928 によつて推測することが出來る。

(六) Callcott, ibid., p. 235.

(七) フオン・ケルバー前揭書第一九七頁。

(八) 既に其の氣分は前揭シルヴアンの著書にもうかがはれるが、ケルバー報告書(前揭)の中には一層之が克明に描き出されて居る。もつとも之は一面、より根本的な問題として、唯物論的犯罪觀が、犯罪者の責任觀念を稀薄にして居ることも併せ考へなけ

ればならないであらう。

(九) Maurach, a.a.O. S.707.

(十) 正木氏「諸問題」(前掲書)第二〇頁。

(十一) 我國が明治五年に大急ぎで作り上げた監獄則の運命と、一九二四年の勞働改善法のそれとの間には、斯る見地に於て、たしかに一脈相通じるものがある。

最後に考察す可きは、ロシヤが新法に於て採用せるが如き純然たる作業中心主義の、敎化的價値如何と言ふ問題である。

行刑より作業を失ふ如きことがありとするならば、到底受刑者の敎化と言ふことは望めないであらう。働くと言ふ、人としての義務を盡さずしては、到底之を人間に還すことは出來ないし、又作業による人格的智的陶冶と言ふことも、空しく之を放棄するの外なきに立至るであらう。(十二)

社會の實際を見るも、多く勞働する者は、少く勞働する者よりも生活上の好條件に惠まれ、勤勉な者は怠惰な者に比較して有利な地位を占め易いことは最も通常の社會的事實であるから、社會生活の劣敗者たる受刑者をして、社會生活に伍し得るが如き者と成らしめる爲には、先づ、彼をして他の人よりも多く働き、勤勉に勞働する者に迄訓練をする必要がある。作業は斯くして行刑の中に於て頗る重要なる地位を占めるのであり、行刑敎化のあらゆる場合に於ける最少限度の必要的手段たるものである。さればこそ、クリーグスマンは行刑の問題はすなはち作業の問題であると斷じたのであるが(十三)ロシヤ新勞働改善法に於ける作業中心主義は全然之と立場を同じくするものである。

世に行刑の實證を誤解する者は、作業の此の敎化的性質を無視して、寧ろ作業を制限して、受刑者の敎化には精神訓練に重きを置く可きものとするのである。精神訓練が重視せらる可きは勿論であるが、然し其の精神訓練も、結局は毎日の勞働(作業)を通じて行はれ、實踐化せらるゝの外無きものである。人としての勞働義務に冷淡であり、曇如として國家の費用に依食し乍ら、何の精神訓練があり得やう。精神訓練とは、要するに、受刑者に對し、社會を知り自己を認識して、社會と人とに對し自己の義務を忠實に盡すことを訓練することであるが、それが、人としての實生活の大部分を占める勞働と言ふものから離れて、果して可能であらうかを疑はざるを得ぬのである。故に、行刑に於ける精神訓練を高調することは、決して、作業を奬勵し能率を上げさせることの否定を意味しないのである。

作業の重要なることは最早問題ではないとして、玆に考へなければならないのは、受刑者の敎化は作業を以て足るや否やの點である。(十四) ロシヤの態度は、前述の如く、此の作業に依る訓練を以て充分であるとして居るのであり、これ私がロシヤの行刑方針を以て作業中心主義とする所以であるが、純粹なる行刑論としては、斯くの如き徹底した作業中心主義は決して行刑として健全なるものと言ふことの出來ないものである。行刑に於ける敎化的手段は、總べて作業を通じて行はれることは勿論であるが、作業中心主義其物に絶對的の價値を認めることは、作業の性質を誤解するものであつて、行刑をして跛行的ならしめるものであると言はなければならない。

蓋し作業は、行刑敎化の最も具體的且普遍的な手段であると言ふに止まり、決してそれが敎化其物であると言ふのではないのである。從つて、受刑者を作業に精勵せしめると云ふのは、それ

丈け教化可能の條件を作つたと言ふ丈けのことであつて、其の作業が、さながらに受刑者を改善し教化すると言ふのでは決してないのである。卽ちロシヤの新行刑は、作業が自らの力によつて受刑者を教化するとするのであつて、其の見解の下にすべての處遇の變化を作業の成績に依存せしめるのであるが、我々の考へ方によれば、教化は作業を通じて行はれるのであつて、從つて其の作業の成績は、處遇の變化に付ての一條件と成るに過ぎないのである。(十五)

作業中心主義と言ふことは、右の如き點に於て反省をせられる必要があるのであるが、然し、勞働萬能のロシヤに於ては、それは或は寧ろ當然のことでもあらうか。唯物論の國、勞働者獨裁の國家に於て、大衆、官吏、受刑者にとり最も理解のよい行刑教化方法は、たしかに勞働(作業)をおいて他に求むるを得ないであらう。「勞働する人間」を作ることが行刑の目的であるとせられて居る以上(新法第二條)、最も之に對して有効適切なる方法は作業中心主義である。さはれ、作業に精勵せしめると言ふことゝ、出來る丈け其の能率を上げさせると言ふことゝは、ロシヤの場合とは論理の順序に於て差異こそあれ、我々の行刑目標の一つと成つて居ることであり、將來益〻其の方向に向つて進歩と充實とを期すべきである。

(十二) 作業の教化的價値に付ては、吉田熊次氏「教育上に於ける作業の地位」(行刑論集所載)第二三八頁。

(十三) Hermann Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, 1912, S.206.

(十四) ロシヤが宗教教誨を廢止したことゝ併せ考へられるべきである。

(十五) 本年六月、司法省で開かれた全國作業課長事務打合會に於て、最近の累進制度による處遇別を廢止し、それ以前に實行せられて居た作業成績による優遇方法を復活すべしとの聲の高かつたことは特に注目を要することである。しかも一方に於ては、累進處遇に於ける作業得點を減下す可しとも叫ばれて居るのである。

四

二十世紀に入つてからの監獄問題にして、凡そロシヤの行刑法程世界的論議の焦點と成つたものはなかつた。これ、ただにロシヤが明白なる社會主義の國家であると言ふ丈けの理由に止まらず、その行刑法が、行刑法として獨自の高い價値を持つて居たからである。然るに其の行刑法が、僅か十年の後に忽ちにして面目を一變して了つたと言ふことは、たしかに一抹の寂しさを感じさせることではある。さればこそマウラッハの如き學者は、ロシヤの新勞働改善法を以て全く商人主義の犧牲と成つたものであるとなし(一)、從つて受刑者の社會適應の如きは最早考慮せられて居らぬと斷定し(二)、新法は全く舊法と面目を異にするものであるとして明白に新法を輕蔑して居るのである。

けれ共ロシヤの採用した作業中心主義は、私見によれば少く共ロシヤに關する限り、一の相對的進歩であり、之によつてロシヤはロシヤ自身の行刑への新しい一歩を踏み出したものであると言はなければならぬのである。斯くして自己の行刑に遵つたロシヤが、今後其の作業中心主義を如何に育て又如何に之を批判して行くかと言ふことは、我々にとり大いに興味ある問題である。

(一) Maurach, a. a. O. S.710

(二) Maurach, a. a. O. S.706

刑事政策より見たる精神薄弱の問題

吉益脩夫

目次

一、精神薄弱の心理
二、精神薄弱の原因
三、精神薄弱と犯罪
四、政策的問題

一、精神薄弱の心理

精神薄弱(Schwachsinn, Feeble-mindedness, (一) Oligophrenie)は精神發達の制止を意味し、而もそれは單なる一時的な遲滯或は衰弱ではなく永續的な狀態である。精神薄弱は智能の發達制止を主徴候とするものであるが、人間の精神生活は決して各機能が孤立して働くものではないから、精神薄弱には智能の缺陷と同時に感情、意志の顯著な缺陷が認められることが多い。卽ち、精神薄弱には恐怖とか羞恥とか同情などの如き感情の極めて弱いものが少くない。それだから、彼等は時として殘忍無恥な犯罪を敢行して恐れない。又彼等には意志の制禦力弱きため、容易

に放火、殺人、竊盜、性的犯罪に驅られることが少くない。それのみならず、動機の了解し得ない衝動的な行動をなすこともある。

精神薄弱者は社會適應能力に著しき缺陷のあるものである。智能とはシュテルン(二)(Stern)の云つて居る如く個體が意識的に彼の思考を新しい要求に對して適應せしめるところの一般的能力である。此智能の定義に於て先づ「意識的」と云ふところが重要である。卽ち、無意識的な適應能力は智能と呼ぶことが出來ない。次に「新しい」と云ふ言葉に重要な意義が認められる。何となれば、繰り返へされる同一の要求に對して機械的に適應する能力、卽ち記憶力の如きものは本來の智能と云ふことは出來ないからである。精神薄弱者であつても驚くべき記憶の良いものがある。次に「一般的」と云ふ言葉が重要である。卽ち、音樂、繪畫、圍碁等の如き特殊な才能に秀いでた者は必ずしも優秀な智能の持主と云ふことは出來ない、それのみならず、此等特殊な才能を有する人で却つて一般的な社會適應能力に乏しい人が少くない。故に智能の缺陷が非社會的、反社會的行爲と重要な關係のあることは自ら明かなことである。

精神薄弱は智能の發達制止であるから、メンタル・テストにより智能を測定し、所謂智能年齡なるものを定め、往々年少の小兒の智能に比較せられることがある。例へば、十七歳の少年が七歳の精神年齡或は智能年齡を有すると云はれる。然し、此十七歳の少年と七歳の小兒とは其精神構造に於て著しい差異がある。それは丁度がさつなバラックと小じんまりとした住宅の樣に違ふ。精神薄弱者には各精神機能の間に不均衡が認められる。稀に精神全體が一樣に發達が

制止され、均衡が取れて子供らしい狀態が見られることがある。之を特にインファンテイリスムス(Infantilismus)と呼び、精神薄弱から區別する。

精神薄弱なるものは必ずしも尋常者から明瞭に限界されるものではない。輕度な精神薄弱者は劃然たる限界線なく尋常者へ移行する。それだからその評價は診斷する人によつて多少相違し得るものである。故に、便宜上、學者及び實際家の間に精神薄弱の限界を規約によつて決定しやうとする試みがなされて居る。例へば、アメリカの協會では最もよく用ひられるビネー・シモン法により測定されたものに基き二歳までの精神年齢の者を白癡者(Idiot)、二歳より七歳までの者を癡愚者(Imbecile)、七歳より十二歳までの者を魯鈍者(Moron)と呼ぶことにした(四)。

或は又之を智能指數(I.Q.)によつて段階づけ、I.Q.＝25以下を白癡、I.Q.＝25—50を癡愚、I.Q.＝50—70を魯鈍、I.Q.＝70—80を限界線缺陷(Borderline-deficiency)、I.Q.＝80—90を遲鈍(Dullness)と呼ぶこともある(五)。

勿論獨逸に於ける段階の規準は之とは可なり相違して居る。

我國に於ける精神薄弱者の評價も學者により可なり相違して居る。精神病學者は幾分上の方まで魯鈍に算入する傾向があるやうに思ふ。

却說ビネー・シモン法は精神薄弱の檢査に有効であるけれども、勿論之を絶對に信用し得る尺度と考へてはならない。就中、ビネー・シモン法は小學校卒業者或は之に相當する年齡の者や學

齡前の小兒に行ふ場合には充分注意しなければならない。殊に十四歳後の未教育者や教育不充分な者のI.Q.は學童のI.Q.とは同等に評價することは出來ない。それのみならず小學兒童の智能を測定する場合に於てさへ時として不確實なことがある。斯かる場合は他の檢査によつて再吟味しなければならない。尙智能檢査法は充分個々の場合に就いて吟味され、效果を證明されたものでなければ、使用に堪へない。集團檢査などによつて如何に多數に就いて統計が得られて居ても、そのテストは必ずしも役立つものと云ふことは出來ない。充分テストチングを行ひ、他の有効なテストとの相關を求めて置くことが必要である。相關の高い二つの異つた種類のテスト系列を竝用するときは一方のテストで時として餘り適當の結果が顯はれなくて他のテストを用ひた場合見事に適當な結果が出ることが少くない。斯樣な意味でテストを幾種類も用ひることは效果がある。

(一)、アメリカ合衆國に於ては Feeble-mindedness と云ふ字は精神薄弱と云ふ意味に用ひられるのみならず、時として精神薄弱中の最も輕度なもの即ち魯鈍の意味にも用ひられることがある。

(二)、Stern, Intelligenz der Kinder und Jugendlichen, 1928 S.1 ff.

(三)、拙稿「インファンテイリスムスの一例」『腦』第七卷。

(四)、Healy, The Individual Delinquent, 1927, P. 450.

(五)、Kanner, Child Psychiatry, 1935, P. 54.

二、精神薄弱の原因

精神薄弱は種々な原因によつて起る。その原因を知ることは特に豫防的處置を講ずる上に必要である。

精神薄弱の原因を先づ大別して先天性と後天性の二つにすることが出來る。而して先天性の原因を更に次の三つに分ける。第一は遺傳(一)である。之は最も重要なものであつて、諸家の研究の結果大體全精神薄弱の三分の二は此遺傳によるものとされて居る(二)。先づ統計的結果による所謂遺傳豫後(Erbprognose)の一例を述べやう(三)。父と母とが共に精神薄弱なるときはその子供の七七%は精神薄弱である。若し、一方の親が精神薄弱で、他方のが精神薄弱の祖父又は祖母から出て居るときは五四%、又若し、一方の親が精神薄弱で他方の親が遺傳的原因のないときには子供の三分一が精神薄弱である。

却說、遺傳性精神薄弱と云つても、種々な差異があつて、遺傳生物學的に同一でない。先づ、稀なものではあるが、若干の特殊型に就いてその遺傳過程を述べやう。結節性腦硬化症と呼ばれる精神薄弱は優性遺傳であり、黑內障性白癡と稱せられるものは劣性遺傳をなすと考へられるものもある。

次に此等特殊型を除き、一般の精神薄弱を見るに、最も多くのものは劣性遺傳を思はしめる。それだから血族結婚に於て屢々見られる。而も二對同義因子(Dimerie)(四)であつてその中の一つは普通染色體の中に、他の一つは性染色體の中にあるだらうと云はれて居る。之が伴性遺

傳(Geschlechtsgebundene Vererbung)と云はれる所以は精神薄弱は男子の方が女子よりも多いからである。

然し、種々な統計的研究の結果によれば、精神薄弱には劣性のものの他に、優性のもののあることを考へしめるものがある。兎に角、精神薄弱の遺傳過程の樣式は明かに單純な劣性或は優性の概念の下に考へ得るものとは遙に違つた複雜なものであつて、結局、多數相對因子(Multiple Allele)が作用して居ると考へなければならないと思ふ。

以上、遺傳過程に就いて簡單に述べたから、次に外因によつて起る精神薄弱に就いて考察しやう。胚種毀損と云ふことが先づ考へられなければならない。その中最も屢々擧げられるものは親のアルコールによつて生殖細胞が毀損せられ、精神薄弱の子供が生れると云ふ主張である。此場合、急性アルコール中毒即ち一時的な酩酊或は慢性アルコール中毒の影響なりやに就いても種々論議されて居る。兎に角確固たる證明は困難であるけれども、恐らく此等の影響を考へしめる場合が少くない。尙其他鉛中毒、强度な結核の影響などが擧げられる。

次は胎兒毀損である。之にも種々なものがある。徵毒の影響、即ち、先天的徵毒兒の精神薄弱、姙娠中の母が大酒家である場合、或は鉛中毒に罹つたときとか、母の外傷によつて胎兒が損傷を蒙るとか、或は胎兒が腦炎、腦膜炎に罹るとか、母體內の胎兒の新陳代謝障礙例へばビタミン缺乏による佝僂病とか、或は早產、鉗子分娩の際の頭部外傷等が考へられる。

最後に後天性の精神薄弱の原因を擧げると先づ、乳兒の腦炎又は腦膜炎に罹つた場合とか頭

部に外傷を負つた場合などが考へられる。然し、乳兒が結核に罹つて榮養が著しく障礙された場合などに原因を考へることは餘程愼重にしなければならない。殊に斯かる場合には眞の精神薄弱でないこともある(五)。

(一)、拙稿「精神薄弱の遺傳研究の個々の結果」『民族衞生』第四卷五六頁以下。

(二)、Vollmer, Art und Grad des Schwachsinns der Ostern (1934) entlassenen Hilfsschulkinder Bremens. Der Erbarzt, I Jahrg., 3H., 1934.

(三)、拙稿臨床精神病學と優生學」『民族衞生』第四卷五一〇頁。

(四)、一つの形質の遺傳が二對の因子に依存する場合である。一つの形質の遺傳が多數の對の因子に依存する場合は多對同義因子（Polymerie）と呼ぶ。

(五)、Lechner, Die Ursachen des Schwachsinns bei Bonner Hilfsschulkindern, 1935.

三、精神薄弱と犯罪

前にも述べた如く、精神薄弱者は社會適應能力に缺けて居るものであるから、保護されて居ない場合には犯罪に陷ることは容易に考へられることである。實際犯罪者中に相當多くの精神薄弱者が發見せられる。嘗てゴツダード(一)(Goddard)の如きは精神薄弱を犯罪の最大原因と考へ、精神薄弱者を潜在性犯罪者と呼んだ。此時代の學者中には犯罪少年の智能を測定し、多きは九〇%まで精神薄弱者なりと斷定して居た。其後歐洲大戰を境として之に對する反對的主

張が擡頭して來た。其急先鋒となつたのはアメリカのクラーク大學教授マーチソン(二)(Murchison)であつた。然し、現在に於ても依然として犯罪と精神薄弱との間には相當大きな關係あることを否定することは出來ないと思ふ。只嘗極端に主張せられた程でないだけのことである。

犯罪者と云つても種々なる種類がある。その種類の如何によつて、精神薄弱との關係も著しく相違する。例へば放火犯人殊に少年の放火犯人には精神薄弱者が極めて多數發見せられる（少くとも半數以上）。又浮浪者、賣春婦等にも多い。初犯者よりも累犯者に多い。又都會の犯罪者よりも田舍の犯罪者の方に精神薄弱者が多い。私自身が多數の都市青少年受刑者に就いて調査した結果の若干を次に擧げやう(三)。

(一)、都市青少年受刑者　一〇〇一名中（昭和二―四年）

癡愚	三六	五四（六・七五%）
魯鈍	三二	六五（八・一二%）

(二)、都市青少年受刑者　八〇〇名中（昭和四年後）

白癡	一	一七
癡愚	一六	
魯鈍	三六	
限界にある者	一一	

以上二例の調査は東京に於ける青少年犯罪者（殆んど全部初犯）であるから、他の犯罪者の調査に於ては遙に精神薄弱が多いと見なければならない。此調査に於ても少年受刑者だけに就い

て見ると精神薄弱者の數は一層多くなる。尙私は日本少年指導會に於て保護少年の智能を檢査した結果と比較すると此保護所に收容されて居る少年には前述の靑少年受刑者の數倍に達する精神薄弱者を發見する。此等の點から考へても精神薄弱問題は依然として刑事政策的に重要な問題であると云はなければならない。

(一)、Goddard, Feeble-mindedness, 1914.
(二)、Murchison, Criminal Intelligence, 1926.
(三)、同じ規準に從つて一般人中の精神薄弱者は約二%内外である.

四、政策的問題

精神薄弱と犯罪との關係及び精神薄弱の發生原因を明かにした後に於ては自ら其に對する政策的問題に來なければならない。

先に述べた如く精神薄弱の原因が全體の三分の二の多數に於て遺傳にあるとすれば,眞に徹底的な方法は優生學(Erbpflege)になければならない。茲に優生學的處分として二つのことが考へられる。その一つは斷種(一)、(Sterilisation)であつて愈々多くの國々に於て實施せらるゝやうになつた。

	施行或ハ公布ノ年月日	法ノ目的	法ノ形式	被斷種者判定者	實施人員
アメリカ合衆國	一九〇七年ヨリ現在ニ至ル二十八州ニ實施	民族衞生及ビ一部治療ト刑事政策(去勢ノ規定ヲ含ム)	強制的或ハ非強制的	精神薄弱者、精神病者、癲癇者、道德的變質者、性慾倒錯者	裁判所又ハ委員會	男 八、六四四 女 一一、四一九 計 二〇、〇六三
デンマーク	一九二九年六月一日公布(一九三四年五月一六日擴大)	民族衞生、一部社會政策、刑事政策(去勢)	非強制的	精神的異常者	委員會	男 二〇八 女 八八 計 一〇八
ドイツ	一九三三年七月十四日公布 一九三四年一月一日施行	民族衞生	一部強制的	先天的精神薄弱、精神乖離症、ハンチントン氏舞踏病、遺傳性癡癇、遺傳性盲・聾、強度ナル遺傳性畸形、アルコール中毒	優生裁判所(區裁判所)上級優生裁判所(控訴院)	約五〇〇〇〇?
スウエーデン	一九三三年五月十八日公布	民族衞生一部社會政策ト刑事政策(去勢)	非強制的	精神薄弱者其他精神障礙者	衞生局及ビ二人ノ醫師	
ノールウエー	一九三四年六月一日公布	民族衞生一部社會政策ト刑事政策(去勢)	非強制的	精神病者又ハ精神的能力ニ缺陷アルモノ	委員會	
フインランド	一九三五年六月十三日公布	同上	非強制的	白癡、癡愚、精神病者	醫務行政官廳	
イス(ウオード州)	一九二八年公布 一九二九年一月一日施行	民族衞生	非強制的	精神病者、精神薄弱者	衞生顧問	
カナダ(アルバータ州)	一九二八年公布			精神薄弱		
メキシコ(ヴエラクルーズ州)	一九三二年公布					
カナダ(英領コロンビヤ)	一九三三年公布					

而して、斷種さるゝ者の最大多數は何れの國に於ても精神薄弱者である。それのみならず、ド

イツに於ては嚴密な意味では遺傳性の精神薄弱と云ふことが明かでなくても斷種し得ることになつて居る。又北歐諸國に於ては優生學的目的のみならず、精神薄弱者は經濟的社會的な適應によつて斷種し得る。精神薄弱者は結婚生活を營んで子女を扶養する能力に缺けて居るからである。一般に精神薄弱者に於ては斷種を行つてそのために不幸を將來すると云ふ心配はないと云ふことに意見が一致して居る。それのみならず精神薄弱者は精神薄弱者と同棲する可能性が大であるから殊に斷種の必要がある。我々は日常斯かる場合を屢々目擊する。我々が精神薄弱者の受刑者を診査する場合、彼等が以前に保護されて居たならば、犯罪に陷らなかつたと思はれるものが少くない。將來保護制度が完備した曉には彼等は犯罪者となることを免れる。然し、彼等が精神薄弱を遺傳する危險は依然として存在する、故に斷種の問題は何れにしても必要である。

第二の優生學的處分として結婚を統制する法律を制定することが必要である。斷種される者は病者に限るために、大部分劣性遺傳と思はれるところの精神薄弱に於ては多數の健康者が精神薄弱の因子を潛在的に所有して居て之を子孫に傳へる。それだから、此等の人々に對して特に危險に思はれる配偶者との婚姻を避けしめる必要がある。斯かる場合には血族結婚は特に危險である。

以上二つの優生學的處分の實施されない以上、刑事政策の問題は到底眞の目的を到達することは不可能である。現在優生學と法律學、優生學と倫理學との間に相當大きな矛盾がある。然

し、ヘンテイツヒ(H)(von Hentig)は優生學的收穫が法規と道德的見解の中へ適合せられるためにはそれが先づ民族の確信を支配する力を獲得し、昔の道德的評價を變化し、自身に法律を形成する作用を持つやうになることが必要であると云ふ意味のことを述べて居る。早晩斷種法は世界各文化國に實施せらるゝに至る時が來るに相違ない。

次に精神薄弱者に對する處置として重要なことは精神薄弱者の早期發見と之に對する特殊教育と保護である。我國に於ては此方面の施設は極めて貧弱であつて、小學校に於ては補助學校は愚か補助學級すら極めて少く、多くの兒童は特殊教育の恩惠に浴することが出來ず、此等憐むべき兒童は教師から全く無視されて學校を素通りするに過ぎない。彼等は殆んど用をなさない學校知識の斷片を摑んだまゝ社會に放り出される。彼等が犯罪に陷らないまでも、非常な社會の負擔とならざるを得ないことは當然である。それだから、速に小學校の補助學級、補助學校を增設し、更に精神薄弱者收容所を設置充實することは犯罪防止の上にも大きな效果がある。精神薄弱者が充分保護され現在の如く野放しになつて居なかつたならば、放火、殺人、强姦などによる、多くの被害が救はれることは確實である。

精神薄弱であつて而も敎化困難な異常性格を併有する者に對しては特別な處分をなす必要のあることがある。性的犯罪に對する根强い傾向を有する精神薄弱者に對しては最後の手段として去勢より他に有效な治療法のないことがある。世界の學者の研究報告の結果は漸次去勢の效果が大なることを示すやうになつて居る。未成年者や其他專門家の見て最初から效果

を餘り期待し得ない場合でなかつたならば、去勢は正當な手續を踏んで將來試みらるべき手段であらうと思はれる。最後に後天的な諸原因によつて生じた精神薄弱は醫師の診査を受け、各之に適當な治療を試みる必要がある。最近或種の精神薄弱に對してはレントゲン治療の効果が強調せられて居る。尚內分腺の障礙によるものに對しては幼時に於ては此補足によつて著効を收めることの出來ることがある。斯かる積極的な治療は多くの場合望めないけれども、私の經驗では神精薄弱者には頭痛其他種々な障礙を有するものが多いから常に彼等に對症療法を行ふことが必要である。

最後に現實の犯罪者で前述の如き治療及び教育の手段によつて到底改善し得ない犯罪者に對しては社會のために是非保安監置を行はなければならない。此問題は他日機會を見て論じたいと思ふ。

之を要するに、現代の刑事政策は優生學と提携しなければ到底その有終の美を擧げることは出來ない。私は玆で次の二つの論語の句を想起せざるを得ない。「教にありて類になし」『唯上知と下愚とは移らず」。

(一)、斷種の法律的問題に就いては木村、正木兩氏の論文紹介のあることは一般に知られて居る。一々文獻を擧げることを省略する。

(二)、v. Hentig, Eugenik und Kriminalwissenschaft. 1933, S.60.

看守生活を語る座談會（上）

出席者

小菅　印南　龜吉(部長)一五年　豐多摩　栗原　要助(看守)二四年
小菅　押切　芳松(看守)一二年　横濱　伍井　解司(部長)二一年
市谷　柴內　奉治(部長)二八年　横濱　石渡　爲之(看守)一一年
市谷　赤塚　音松(看守)一二年　川越　原島　留吉(部長)二〇年
府中　茂木　嘉勝(部長)一八年　小田原　鈴木　賢(部長)一二年
府中　大武　剛三(看守)一一年　八王子　村田新太郎(部長)一三年
豐多摩　星　景輔(部長)三〇年

（數字は勤續年數）

正木控訴院檢事
寺光行刑局長
伊藤刑務協會主事
大原刑務協會主事（順不同）

於山王幸樂、六月十七日

伊藤　今夕は座談會を開くにつきまして、わざ〳〵御集りを願つた次第でしたが、中には遠路の御方もあり、恐縮に存じます。正木先生からいろ〳〵御訊ねのあることでせうが、どうぞみなさん、何事も遠慮なく、御話しの程を願ひます。記事として差支のあるやうなことは、正木先生の方で適宜削除さるゝことゝ存じますので、その邊に御懸念なく、忌憚のないところを伺ひたいと存じます。それではこれから正木先生に座長を御願ひしまして……。

正木　それでは私が、便宜上質問者の席につくことにいたします。御承知のやうに、六月號の「刑政」に、「囚人生活を語る座談會」といふのを揭載いたしたわけでしたが、これが大層評判がよく、それにかうした碎けた形式で、刑務所の內容を世間に紹介することろ

は、行刑思想を社會一般に普及せしむる上からいつても大に望ましいことであるといふやうな意向もありますので、まア、引續いてやつて見やうといふことになつたのですが、考へて見ると、すでに「囚人生活を語る座談會」がある以上、「看守生活を語る座談會」も當然あつて然るべきだと思ふのです。話の内容は交互錯綜するところがあつても、立場と視角の相違から又面白い觀察も出て來ることゝ思はれます。唯みなさんに御斷り申しておきたいことは、看守諸君の生活を語る、といふことになりますと、自然待遇問題といふことにも觸れて來るかもしれません。看守諸君の御切望としては、これいかにも當然のことに存じますが、しかしこの問題は、局長を始めとして行刑局の幹部各位において、最大の努力を以て十分に考慮されてゐることゝ承つてゐますので、待遇改善とか月給とかの問題はこの場合局長等に一切お任せすることゝして、今日はそれ以外の生活上、若くは職務上の問題について御話しが願ひたいと存じます。看守諸君の生活の内容を、あからさまに知ることは、行刑當局に取つても大に參考になることであり、これがやがては、看守諸君の待遇問題に對し、間接に、又無躾な形においてゞはなしに拍車をかける結果ともならうかと想像されるのですが、少くも、囚人の生活を理解すると共に、看守諸君の生活を十分に理解することは、行刑の進路を示すべき一つの指針となることは確かでありませう。その意味で一つ、忌憚のないところを承りたいのですが、或はみなさんとしては、長い年月のことではあり、その間には隨分ヘマや失敗もあつたでありませうし、それをみなブチまけては、差障りが出て來やうといつたやうな御懸念があるかもしれませんが、その邊は、當方において宜しく按配いたしますから、安心して御披露が願ひたいのです。さて看守の生活と申しましても、主として職務上の生活がその中心となるわけですが、今夕御集り下すつた諸君は、二十年以上御勤務の方々が約半分、十年以上御勤務の方々が約半分といふ割合になつてゐますので、先づ話の順序として、古い御方々から、昔の監獄と今の刑務所との比較話を拝聽するのも面白からうと存じます。大體そんなことを發端として話を進めて行きたいと思ひますが、私としても別に腹案を用意して來たわけでもなく、從つて

質問も至つてチグハグになることゝ存じますので、私の質問に對する御答へが、まだ不十分であるとお思ひになりましたら、どなたからなり、これを補充若くは訂正していたゞき、又疑義があらば更に御質問もしていたゞき、それを繰り返し〳〵て行きたいと存じます。これが座談會といふものゝ特色であり、又本道であると存じます。さてみなさんの中、一番古いお方は豐多摩の星さんと承知いたしますが、星さんは、今の刑務所にお勤めになる前には、何處の刑務所にゐらつしつたのですか。

星　最初は青森刑務所に勤めてました。

正木　あゝ、青森刑務所ですか。青森刑務所といへば、とてもひどい取扱ひをしたといふので有名な典獄がゐましたね。もう古い話ですが……。

星　〇〇典獄でございませう。

正木　さう、〇〇さんでしたね。〇〇さんの話は有名な話ですね。星さんはあの時分のことをよく御存知なんですか。——さうですか。では、〇〇さん時代に、あなたが經驗されたり、見聞されたりしたいろ〳〵な御話を承りませうか。〇〇典獄の行刑方法ですね、つまり……。

星　〇〇典獄が青森刑務所に御就任になりましたのは、たしか明治四十一年頃かと記憶してます。今の帶廣に在つたその頃の十勝監獄から御來任になつたのでした。〇〇典獄は囚人に對しては勿論のこと、看守達に對しても非常に嚴格な態度を以て臨まれたものでした。一例を申しますと、當時青森から一里二十四町ばかり離れたところに火葬場がありまして、そこはゴミ捨場にもなつてをり、又附近に農場が出來てゐましたので、刑務所から一日二回づゝそこへ肥料を運搬して行つたものです。早朝に出かけるのですが、冬季などは例の雪國のことゝて、雪が凡そ三四尺も降り積つてゐる道の中をエツサモツサと大きな車を引つ張つて行くのですから容易なものではありません。それから又荷を着けて引き返して來るんですが、雪道のことゝてとても手間取るので、或る日の如きは、歸りついたのが、夕方の五時といふのです。それも引き上げ命令の出ない中は絶對に引き上げてはならん、といふのですから、氣が氣ぢやないわけです。ともかく短い冬の日のことですから、五時といへばもう暗いのですが、ど

うでせう、○○典獄は、お前達が怠けてゐるからこんなに晩くなるのだ、日に二回の運搬と決つてゐるからこんから、これからもう一度行つて来い、とかういはれるのです。春先きや何かならばとにかく、雪道を、しかも夜道をかけてそれはとても無理だとは思ふのですけど、ウツカリ物が言へないのです。言へばすぐ首ですから、看守もこれには泣かされましたが、里村部長でしたか、夕方の五時からまた運搬に行けとはそれは無理といふものだ、そんな慘酷な話つてない、向ふにつけばわれ〳〵とても飯も食はなければならない、荷の積み込みもしなければならない、それにこの雪道だもの、決して怠けてゐるんぢやない、○○典獄もあんまり酷すぎる、とまあ腹に据ゑかねたのでせう、ツイさう口に出したところ、その晩の中に免官になつてしまひました。そんなわけで、看守達も一同怖毛をふるつたものでしたが、かうした取扱ひのために、囚人で病舎に收容されたものが四十餘人も出來、その中の一人はとう〳〵凍死してしまひました。○○典獄の流儀はまアさういつた嚴格なものでしたが、私はこの青森刑務所にはかれこれ四年間もゐまして、その後○○典獄とも御分れして北海道の樺戸監獄にまゐりました。

それから大正七年に、私は現在の豐多摩刑務所にまゐりましたが、もうその時分は時代もだいぶ進んでゐて、明治時代とは餘程様子がちがつてきました。それにさすがは帝都の刑務所で、田舍の刑務所とは同日の談でないといふ感じがいたしました。丁度鈴木典獄の時代でしたが、今日の累進處遇の先驅とも申すべき階級處遇といふものがありまして、一、二、三、四の四階級に分れてゐました。同じ收容者でも東京と田舍では、大へんな幸不幸があると思ひました。田舍では相も變らず應報刑の思想を脫し切れずにゐますが、東京では教育刑の思想がよく行き渡つてゐると思ひました。私は豐多摩にまゐつてから今年で丁度十九年になりますが、一昨年は累進處遇も實施されて、行刑思潮にも一大進歩を見ることゝなりましたし、青森刑務所時代のことを回想いたしますと、實に今昔の感に堪えないのであります。全く隔世の感があります。

正木　あなたの青森時代の看守の初任給はいくら位でした。

星　七圓でした。

正木　七圓で妻子が養つて行けたですか。

星　夫婦きりならやつて行けました。しかし子供のある人には骨でしたでせう。獨身で、合宿所にゐれば三圓ですみました。

正木　○○典獄のやり方には、看守達も反感を有つてゐたでせうね。

星　勿論反感は有つてましたが、只今申したやうにウツカリ口外出來ないのです。多少でも不平がましいことを言ふと、すぐに懲戒と來るんですからなア。油斷も隙もありアしません。當時九年八ケ月勤續のある看守がたつた二週間病氣缺勤したのを、職務を怠つたといふので免職になつたといふやうなこともありました。そんなわけで○○典獄は、土地の新聞にもずゐ分叩かれるし、本省からも一年に三回も巡閲に見えた位でした。

正木　囚人の方はどうでした。溫なしくしてゐたのですか。

星　溫なしいといふよりは、スツカリ萎縮してゐました。何しろ○○典獄と來たら「囚人は耳あれども聽くことを得ず、口あれども言ふことを得ず、操人形と同様のものである」といふやうなことを、教誨堂における訓示の中で、堂々と述べられるのですからなア。そんな調子ですから囚人の一寸した落度でも絶對に假借しないのです。從つて懲罰なども一日に二三十件位に上り、突飛なのは日に百件もあつたことがあります。これはその頃の監獄協會雜誌にも一度載つたことがあるやうに記憶してゐます。まア、そんな風で、囚人も看守を見ると慄え上つたものでした。

正木　柴内さん、あなたは以前は、何處の刑務所にゐらしつたのですか。

柴内　私は以前からずつと市谷に勤めてゐます。最初は藤澤典獄の時代でしたが、藤澤さんは、やはり囚人に對して幾分嚴重といふ傾向もあるにはありましたが、しかし一面には非常に溫情的なところがありました。例へば、作業をしてゐる收容者で、多少顏色の良くないやうなものを見つけると「お前はどうかしたのか、顏色が悪いが」といふ工合に、やさしくいたはつて下すつたものです。職員の生活上のことなどにもよく理解を持つてゐられて、何かと面倒を見て下さいました。夜分散歩に出られたりして、途中で野菜物の安

い店などを見つけられると、翌朝出勤早々私共に向つて、昨夜散歩に出て見たが、どこそこの八百屋は大根が一本五厘だつた。あの八百屋は安いから、君達もこれからあの店で買ふことにしたらいゝだらう、といふやうなことをよく言はれたものでした。看守の生活といふことについては非常に心を用ゐてゐられたやうです。

正木　藤澤さんは、死刑囚の坐る監房か何かに、陽が當るかどうかといつたさうした細い點にまで非常に注意を拂はれたといふ話を聞いたことがあるが、實際、そんな風だつたのですかね。

柴内　さうです。たしか病監だつたと思ひますが、その病監の建て方が御自分の思ふやうに出來上つたといふので、大さう御喜びになつたものでした。陽當りはいゝし、どうだ結構だらう、と藤澤典獄はよくそれを自慢に話されたものでした。

正木　藤澤さんは、その頃、一番の新派だつた人だね。

柴内　えゝ、さうなんです。何しろ職務にかけては實に熱心な方でした、巡視の際などは看守によくいろいろな質問をされたものです。一度こんなことがありました。例の「袋錠」でございますな、あれは非常の場合に使用するもので、平生は無暗に使へないものなんですが、ある夜勤の看守がその「袋錠」を持つてゐるのを、夜分の巡視の際に藤澤典獄が御覽になつて、「その袋錠はどういふ場合に使ふものか」と御訊きになつたのです。ところがその看守は多分新拜命のものだつたんでせう、早速の返事が出來ずにゐるのを、藤澤典獄はその場は何も仰つしやらずに御立ち去りになり、その足ですぐ當直の看守長の許へ行かれ、「あの看守は袋錠の使ひ途をまだ知らないやうだから、君からよく教へておいてくれ」と御吩咐になりましたのです。晝夜を分たず、萬事がまアそんな調子でした。

正木　市谷で死刑執行をする際、藤澤さんはどんな態度を取られたですか。幸德事件の死刑執行は、あれは藤澤さんの時代ぢやなかつたですかね。

柴内　幸德事件は本名瀨典獄の時代でした。

正木　君はあの事件の死刑執行に立會つたんですか。

柴内　私は、あの事件には初めから終りまで關係してました。何せ一日に十二名も死刑を執行するといふのですから、朝九時から始めて、夕食頃までかゝりました。それでもまだ一人殘つたんですが、それは翌朝廻しにしました。あれは本名瀨典獄の時代です。

正木　栗原さん、あなたは豐多摩に二十四年も御勤めなさうですが、東京監獄からずつと引き續いてゞすか。

栗原　いえ、只今の豐多摩刑務所になつてからです。

正木　ほゝう、あれからもう二十四年にもなるのかなア。

栗原　豐多摩監獄が出來たのは、たしか明治四十二年だつたと覺えてゐます。

正木　豐多摩監獄が、出來た當時は相當新式のもんだつたんだらうなア。

栗原　さうでした。

正木　その頃の新任看守の月給は——やはり七圓位でしたか。

栗原　十圓でした。

正木　僕が初めて監獄といふものを見てから、もうかれこれ二十年にはなるだらうが、何でもその頃の噂では、監獄では囚人を逆に吊し上げていぢめるんだ、といふやうなことがよくいはれてゐたものだが、君はそれを見たことがありますか。

栗原　話には聞いてましたが見たことはありません。

正木　市谷ではどうでした。

柴内　一向に聞きませんでした。

星　逆に吊したといふことは聞きませんでしたが、青森では捕繩をかけて梁に吊したことはあります。氣絶すると人工呼吸で息を吹きかへさせるのですが、今から考へると昔はムゴイことをしたものです。

正木　その時分は、まだ情願といふことはなかつたのだらうね。

星　〇〇典獄は囚人の申し出ることなんどはてんで受け付けませんでした。例へば懲罰で一週間の減食を仰せつかつたのを、一週間は酷すぎるから三日にして下さいと願つても斷乎として肯ねつけてしまふのです。それはいいとしてもそればかりぢやなく、典獄の

命令を肯かないとて、更に減食三日の追加です。

正木　青森刑務所を出た囚人で累犯として再び入つて來るものが、多くはなかつたですか。

星　累犯は澤山ありましたが、青森刑務所へは入らずに、他の刑務所へ送られました。當時は、全國の刑務所へ移送したものでした。

正木　伊藤さんも、その頃のことはよく御存知なんですね。

伊藤　知つてもゐますし、又よく聞かされてもゐました。○○さんの御話もよく聞いてはゐましたが、しかし酷いのはそれ以前です。○○さんの時代は、一般的には可なり改まつて來てゐたのですが、それだけ又、○○さんのやり方が目に立つたものでせう。私が京都にゐた頃には——さう、明治三十年前後でしたか——私共が見てもずゐ分目に餘ることをやつたものです。今でも私の頭に滲みついてゐるのは、何とか喜三郎といつて、名前まで覺えてゐますが、その男が、どうしたわけのものか、やはり一種の病氣でせうが、非常に飯を食ふ男で、一寸のスキでもあると、すぐ飯を盜みに行くんです。それで、看守達も怒つて、或る日のこと、その男を後手に縛り上げ、横木に括りつけておいて、「オイ、きさま、それ程飯が食ひたけりヤ、俺が食はせてやる、さア、口を開け」といふので、大勢して無理やりに口を開けさせ、飯に砂をまぶしつけては手掴みでその男の口の中へグイ〳〵と押し込んだもんです。その光景は今でも目についてゐますが、實際その頃の監獄は、京都に限らずずゐ分亂暴なものだつたのですなア。囚人を縛つて梁に吊り下げる位のことは格別珍らしいことではなかつたらしいのです。岡山では、懲罰に減食をさせるとき、戒護室の手前のダラ〳〵坂のところを雜段式に作つて、そこに十五六人もの囚人を、石地藏のやうにズラリと並ばせ、掌（てのひら）に一ぱい程の御飯を與へて、弄り物にしてゐたといふ話を、私は就任してから聞いたことがありました。しかしさういふ亂暴な風も、小河滋次郎さんが行刑のことに當られてから、ずつと改まつて來たやうに思ひます。何せ小河さんといふ人は、處遇や衞生のことにも非常に八ケ間しかつた人で、この舍房はいつ掃除したかとか、この衣類はいつ洗濯したかとか、御自分自身に見て廻つて一々訊かれるのですから、刑務所でもウ

ツカリ氣を許してはゐられないのです。そんなわけで、小河さんの時代には、餘程よくなつて來てゐたのです。

正木　○○さん時代の局長は、小河さんでしたか、谷田さんでしたか。尤も小河さんは局長にはなられないで局長心得だつたやうに思ふが……。

星　丁度小河さんがお辭めになつて、谷田さんが局長になられた時でした。

正木　谷田さんは立派な人情のある局長でしたから、して見ると、○○さんは局長の意に反してそんなことをしたといふ形になりますね。

星　さういふことになりますでせうかね。何しろ○○典獄のことでは、前に申したやうに、東京から三回も巡閲が見えました、土地の新聞にも「信者か亡者か」といつた見出しで、さん〴〵に叩かれたものでした。○○典獄はクリスチヤンでしたから、それで信者か云々との見出しをつけたのです。しかし○○典獄は、いかに新聞に書かれやうが、自分は司法大臣の命令でやつてゐるんだから少しも悪いことはないといつて、最後まで頑張り通されたのです。そして典獄の命令に服從しないやうなものは「イモ看守」だと放言して、さういふものは即刻退職しろ、といふ凄い見幕なんですから、みな怯へ切つてしまつたのです。事實その當時は、退職者が續々と出たものでした。

正木　原島さんは、川越分監時代を御存知なんですか。

原島　知つてゐます。浦和に八ケ月ゐまして、川越へ移つて來たのでした。

正木　川越は、分監時代にも少年を扱つてゐたのですか。

原島　さうです。分監として、以前から少年を收容してゐました。少年刑務所として獨立いたしましたのは、大正十一年十一月だつたかと記憶してゐます。分監時代の處遇方法はやはり階級的で、甲級、乙級、丙級の三級に分れてゐました。四ケ月を標準としてその間の成績によつて進級せしめるのです。級によつて食べ物がちがつてゐました。丙級には魚をつけませんでした。

正木　看守の給料が九圓や十圓では、少年の方がむしろうまい物を食つてた程ぢやなかつたですか。それ程でもなかつたですか。

原島　イヤ或はそんなものかもしれなかつたのですが、しかし大正八九年の好況時代には、物價が恐ろしく高くなつて、少年もロクな食物にはありつけませんでした。南京米に煮豆といつた程度のもので、可哀相なやうでした。尤も看守の方も可哀相でしたが……。

正木　一體に看守の生活と受刑者の生活と比較して見て、受刑者の方がマシだと思つたやうなことはありませんか。

鈴木　浦賀ではさう思ふことがあります。何せ浦賀といふ土地は日本一物價の高いところなので、新拜命の看守などは實に慘めな生活です。家賃にしたつて、三圓以上の借家に入ることは困難です。

正木　現在新任看守の月給は、いくら位ですかね。

鈴木　三十圓位です。

正木　それじや宅料と合せれば警察官と違ひはないではないですか。さうすると巡査の方でも不平が起りさうなものですね。

鈴木　巡査は初任が三十六圓ですから幾分いゝでせう。それに巡査は、土地の人たちの同情がありますので例へば八圓の家賃ならば六圓で借りることが出來ます。看守はさうは行きませんので、餘計苦しいのです。

正木　浦賀にも、宅料はあるでせう。

鈴木　ありますが、物價が高く食ふ方に追はれてゐますので、家賃の方へは廻りかねるのです。そんなわけで浦賀では、看守の希望者がないのです。一二圓增すからといつても、希望者が見つかりにくいのです。手不足の際などは全く困つてしまひます。

大原　生活問題よりも船乘りをイヤがるせいではないでせうかね。

鈴木　いえ、やはり物價の高いためです。

正木　さう物價が高いといふのはどういふわけだらう。造船所などのある關係からですか。

鈴木　それもありませう、ともかく物價の高いことは日本一ですね。大根一本が、けふ日の相場で、十二錢といふのです。つまりお汁の實だけで、十二錢はかかつてしまふのです。艦隊が入つたといふと一層高くなつて、一回のお汁の實に二十五錢もかゝります。私は今日こちらへまゐる途中、大塚驛で下りましたが、大根一把が六錢と附札のあるのを見て實に驚いてしまひました。浦賀では一本が十二錢なのに、こちらでは三本で六錢といふのですからなア。胡瓜は、浦賀では三本十錢、東京では六本で十錢です。ざつとそんな工合です。

（以下次號）

海外時報

少年と犯罪

一九三六年四月三日開催せられた米合衆國アイオア州の州立諸學校に奉職する教師によりて組織されてゐる教師組合（State Teachers' Association）の例年大會席上、臨席した合衆國政府司法省捜査局（Federal Bureau of Investigation）次長クライド・エー・トルズン氏は少年犯罪に關する次のステートメントを爲し、問題の重且大なるを說き、深く列み居る教師連を動かしたのである。曰く、

「今日、我がアメリカに於て我等の知る所謂犯罪なるものゝ件數は非常な大きさに達してゐるのである。統計によつてみるに、此等の犯罪によりて生ずる損失年額は實に百五十億ダラに近いのであゝ。この數字をみたら、わが國民の蒙る金錢上の負擔の如何に大なるかは一目瞭然で、更らに細說するを須ひないのである。一九三五年の一年間にアメリカで行はれた重大犯罪は百四十四萬五千五百八十一件と見積られてゐるが、この內、犯意の明かな殺人罪は七千七百四十五件、惡意の過失による死は四千九百九十六件であつた。次に、兇惡なる目的を以てした襲撃は四萬六千九百八十一件、夜間强盜の二十八萬三千六百八十五件、竊盜の七十七萬九千九百五十六件、自動車の盜難は二十四萬七千三百四十六件に及んでゐるのである。今玆處で、一九三五年に於てわが政府の捜査局の鑑識課（Identification Division）の收受した被逮捕人の三十九萬二千二百五十一個の指紋のレコードの中で、七萬五千百七十一個が二十一歲に滿たざる者のそれであつたことを報告するのは、この集りにとつては眞に興味の多いことと思ふのである。これは、わが捜査局に報告された被逮捕人の各五人中の一人がこの國で嚴正に少年として目せられ得るクラスに屬してゐることを示すものである。

更らに、次に、二三の統計を擧げたら、恐らく、この國に於ける青少年に關する犯罪問題の特質を、玆處に集まつた諸君に一層はつきりさせることができようと思ふのである。一九三五年中の逮捕件數を示すものとして全國からわが捜査局に集つた指紋のレコード

は、被逮捕人の一五パーセントが二十歳以下であり、二二パーセントは二十歳と二十四歳との間に在るもので、一八パーセントは二十五歳と二十九歳との間に在つて、總計五五パーセント即ち全被逮捕人の半數以上のものが三十歳以下であつた事實を暴露してゐるのである。前記被逮捕人の五人中の一人が所謂青少年に屬するものであるといふことは、眞に慨しき限りで、わが國民の將來を思ふてうたゝ心を寒うせざるを得ないのである。畢竟するに、犯罪をいかにすべきかといふ問題は、わが青少年をいかにすべきかといふ問題なのである。而して、このプロブレムはわが國の父母と教師とによりて解決せられざるべからざるものであつて若し、然らずんば、その解決は到底不可能なのである」。

Journal of Criminal Law and Criminology, May-June, 1936

恐ろしいフランスの流刑場

——デブルス・アイランド

去る三月末のこと、南米佛領ギアナの流刑場（ピーナル・コロニー）デブルス・アイランド（悪魔の島）(Devil's Island—Ile du Diable) からつい鼻の先きのトリニダード島（英領）に逃がれた五人の男は、庇護を拒んだ同島の政廳の命令で、ボートに積まれて沖へ引つぱり出されて、其處でぷつゝり引綱は斷たれて、カリベアン洋上に拋り出されたのである。彼等がもし幸ひにも、一千哩はなれたハイテイ（Haiti）に到着することができて、其上に、上陸することを許されたなら、彼等はこの物凄いフランスのピーナル・コロニーなるデブルス・アイランドから生きて逃走した僅かの受刑者の中に數へられることにならう。

普通、「乾いた斷頭臺（ドライ・ギロチン）」（"Dry Guillotine"）と呼ばれてゐるこのピーナル・コロニーの恐ろしさから逃がれるものは、鮫の群がる海中に溺れ死するか、さもなくば本陸の深いヂヤングル（密林）の中で命を隕すのである。殆んど凡ての受刑者が、時々、逃走を企てるのであるが、たゞ極めて勇敢で鐵のような體軀を有つたもののみが成功するのである。

この熱帶の地獄なるデブルス・アイランドの生活がどんなものであるかは、最近出版されたデンマルクの學者クラルプ・ニールゼン氏の「海の彼方の地獄」(Krarup Nielsen: "Hell Beyond the Seas") の中で力強く描き

出されてゐるのである。この書は、彼氏が玆處にゐた或る受刑者の經驗談を書き綴つたものである。

この書の語る通り、デブルス・アイランドは南米ギアナに於けるフランスのピーナル・コロニーの僅かに一小部分に過ぎないもので、この瘴癘の境に在りて最も健康快適な地と曰はれてゐるが、それはそれとして、今より五十年前、フランスの上下を振蕩せしめた彼のドレーヒユー叛逆事件の主人公たるドレーヒユウ大尉が始めて玆の島の受刑者となつたので、最も熟く世界に知られてゐるのである。

このピーナル・コロニーよりももつと物凄い、そして、受刑者の數ももつとずつと多いのは、本陸のサン・ローレントのかんごく村で、玆處では、荒れはてたバラックの中で、足に鐵の足械をはめられ、病氣や毒蟲に攻められながら、數千のものが悲慘な生存をつゞけてゐるのである。一旦此處に送られたもので、再び家鄉を見るものは、あるとしても、極めて少ないのである。果ては、飢ゑ衰へて、彼等が墓地のことをそう呼んでゐるように、「竹藪の下で」（"under the bamboos"）死んで行くのである。特赦で自由の身になつたものも、フランスへ歸れる前に、刑期一年に對して二年間はギアナで過ごさなければならないのである。つまり、五年の刑期のものは釋放後五年間ギアナにゐなければならないわけである。

で、釋放されてから、ヂヤングルの村々をさまよつてゐても生活の道がないので、キヤンプで生き殘つて「自由の身」になつてからへたばつて死ぬといふことになるのである。

プリズンでは、受刑者はお互に、欺したり、盜んだり、時には、手製のナイフで相手を刺したりする。米と豆の粥を食はされて、蚊軍の襲來に苦しめられ、をまけに、情け容赦のない作業制に縛ばられてゐるので、急速にしなびていくのである。作業の中で一番恐ろしいのは「ルート・ゼロ」（零號路線）と呼ばるゝ道路工事で、足跡未到のヂヤングルを貫いて開通せらるべき百五十五哩の國道（ハイウエー）なのである。

「この道路工事は既に五十年以上も繼續してやつてゐるのだが、現在までに僅かに初期の工事の十五哩が完成されたゞけである。この工事の間に已に二萬四千人の受刑者が死んでゐるのであつて——ざつと一ヤードに一人の割合である。後から〳〵來る幾隊もの受刑者が路傍に斃死したのである。飢餓と勞役とに疲れはて、蚊と蛔虫のために血を吸ひ枯らされて、終にへたばつて、ナンバー・プレート（番號板）の下に葬られてしまうのである。成程、飢えてゐるものは食を乞ひ、病むものは藥を乞ふことはできるが、ギアナでは、食物とキニン劑とは

人間の命よりも貴いのである。」と、クラルブ・ニールゼン氏は書いてゐる。

茲處の受刑者だつたこの物語の主人公は、フランスの殖民地アルゼリアの外人部隊（Legion étrangère）の脫走兵であるが、「このピーナル・コロニーに於ける「一切の組織」は賄賂と竊取とによりてめちや〳〵にされてゐるのであつて、盜むことを知らない受刑者も、全く自己保全のために盜みをおぼへるようになるのである」といつて非難してゐる。更らに、彼は、「職員達は、受刑者に給與さるゝ乏しい日々の糧食を恥づる所もなくごまかし、防衛の道のない憐れむべき我々からなくてならない日用品を差押へてしまつて渡さないのである」、とも報告してゐる。

このピーナル・コロニーの亂脈をすつぱ拔いた或る有名なフランスの一記者の暴露記事の公にされて以來、弊害は幾分か改められたのであつて、就中、零號路線の工事は中止されることになつたのである。しかし、著者クラルブ・ニールゼン氏の記す所に從へば、今も尙ほ數多くの屈辱が受刑者の身に加へられてゐるのである。

此等の屈辱の中で、道路工事のように繼續して行はれるものではないが、最も苦痛の甚だしいものについて、物語の主人公の語として次のように記されてゐる。

「自分はもがいたが、とう〳〵彼等のために仰向けに押し倒されてしまつた。私の兩方の脚は鐵床の上に置かれて、まつ赤にやけてゐる鐵のバンド（帶金）が恰度踝の上で足の周圍にしめ合はされて鎔接されたのである。

まつ赤にやけた鐵のシュウ〳〵いふ音が聞えて、自分は自分の肉の灼ける臭をかいだのである。冷い水の注がれるまでの束の間の瞬間が殆んど永遠のような氣がしたのである。……鍛工は人の惡い馬鹿にしきつた薄笑を浮べて、「かうやつてをけば、お前が『竹藪の下』に眠るまでは大丈夫持つ」、と曰つたものである」。

Literary Digest, April, 1936

アメリカのデブルス・アイランド

——合衆國政府所屬刑務所アルカトラツ・プリズン

「やれるだらうか」

五月の初めの或る日、サン・フランシスコ灣のアルカトラツ・プリズンの受刑者ヂオー・バワーズの熱病にかかつたような頭の中を、幾度となく此の棄てばちな疑問が駈け廻つてゐた。灣を越へて彼方には、摩天樓のそゝり立つサン・フランシスコの市街をとりまく丘陵が降りそゝぐ日光の下に招くが如く踊つてゐるのである。たしかにやつてみるだけの誘惑は十分だつた。

で、彼は一かばちかやつてみたのである。

このサン・フランシスコ灣の矢のように迅い潮流の上に高く現はれた荒れた巖島に全く此世から絕緣されて建てられたコンクリートと鋼鐵の要塞からでも、どうにかして逃走する方法があるにちがいない——何か方法はある、と、到底手にをへない、改善不可能の受刑者のために設けられてゐるこの合衆國政府の隔離監（Government's isolation prison）たるアルカトラツ（Alcatraz）の二百五十餘の「がつちり者」（"tough" men）の一人であるこの受刑者は考へたのである。この凄いプリズンは「エスケープ・プルーフ」（逃走不可能）だと皆は言つてゐるのであつたが、「へん、エスケープ・プルーフなペン（かんごく）なんかあつたためしがねエ」、と彼は獨り嘯いてゐたのだつた。どこのかんごくだつて、バー（鐵格子）やら、機關銃やら、サイレンだ、サーチライトだとふんだんにあつて、をまけにガード（看守）が頑張つてゐるのだ。しかも、バーはやすりでひき切られたし、トンネルは掘りあけられたし、ガード（看守）やトラスティ（無戒護者）は買收できたのである。いつでも、何かしら逃走の方法はあつたのである。アルカトラツだつて別にちがつてゐる筈はない。成る程、抜け出すには他のプリズンよりはむづかしからう、しかし、決して「エスケープ・プルーフ」ぢやない。と、彼は考へたのである。

彼はあらゆる方法を研究してみたのである。茲處では、外とちがつて、ガン（ピストル）もやすりも密かに手に入れるわけにはいかないのである。接見人は誰れでも——もつとも極めて少ないが——「フリスカー」（"frisker"）といふ身體搜査機の前に立たなければならないのであつて、一度この機械が身體に觸れると、どんな小さな金屬の端片でもすぐに發見されるのである。其上に、どんなすばしこい者でも如何なる物品をも受刑者に手渡しすることはできないのである。會談は、どんなことでも、ガードのきびしい監視の下で、彈丸の通らない硝子板の壁にはめ込んだスティールの金網を隔てゝ行はれるのである。

トンネルをあける？　とてもだめだ。プリズンは堅い岩石の上に建つてゐるのだ。トラスティ（無戒護者）を買收しようとしても、茲處にはトラスティはゐないのである。ガード（看守）は？　看守はみんな特に選ばれた善く訓練された人々で、手のつけようはない。暴動を仕

矯正図書館

組んで逃げ出さうとする手も到底望みはないのである。茲處では、土曜日の午後のヤード（監庭）に於ける運動時間ですら、受刑者は一團にかたまることは許されないのである。しかも、外壁上に列べられた機關銃は、一インチの隙間もなくヤードを瞰制してゐるのである。食堂では、天井から四つの大きな催涙ガスのタンクがぶら下がつてゐて、たとへ暴動が起つたとしても、卽座に鎭壓できる仕掛けになつてゐるのである。

固より、ガードをたゝき伏せてガンを奪ふことはできないのである。ガードはセル・ブロック（房棟）とは離れた獨立の建物である詰所に、罐詰めにされてゐるのであつて、セル・ブロックへのドアや其他凡ての門扉は遠く離れてゐる操縱裝置によりて開閉せらるゝのである。

プリズン・ヤードは高さ二十フヒートの外壁で圍まれてゐて、其外側には、受刑者が時々作業の都合で出されるが、其處には高さ七フヒートのワイア・フェンス（金網垣）がある。垣を踰へれば、すぐと斷崖で、六〇フヒートの眞下には海水が渦卷いてゐるのだ。若し、彼が幸ひに射殺されずに其のフェンスを攀ぢ上つて、斷崖から飛ぶか又はすべり落ちたとしても、直下に鋸の齒のように出た岩の上で粉碎されようし、又たもし、うまく岩が避けられたとしても、身體が海面に達した瞬間には機關銃の彈丸で蜂の巢のようになるだらう。よしまた、岩をのがれ、そして、何か不思議な原因でメシン・ガンが不發に終つたとしても、對岸までの一海里強の潮の迅い冷い海で、溺死するのは萬ゝ疑ないのである。

併し、若しやる奴がほんとにがつちりしてゐたら——で、とう〳〵五月の初め一人の受刑者がやつたのである。一九三三年にそれまで陸軍刑務所であつたアルカトラツが政府のプリズンとなつて以來、彼が最初の逃走者だつたが、報ひられたものは、彈丸と、それから折れた頸骨とだけであつた。

これが、二十五年の懲役に處せられてゐたメール・ロツバー（郵便行囊强盜）のヂオー・バワーズで、恰も其時、合衆國政府司法省行刑局長（Federal Director of Prisons）サンホード・ベーツはアルカトラツ・プリズンの巡閲中であつたのである。

其日壁外の塵埃燒棄場で働かされてゐた彼は、いきなり斷崖に近い七フヒートの垣の方へ駈け出したので、ついてゐたガード達は聲を上げて呼び戻したが、彼はふり向きもしないので、ガードは大地へ向けて二度發砲した。それにもかまはず、彼がフェンスを乘り踰えて、向ふ側へ下り立つと同時に、彈丸は命中して、彼は斷崖をころげ落ちていつたのである。

バワーズの逃走が未遂に終つたことは、たとへどんなよい機會があつても、それをつかむ道程は斷えざる死の笞の下にあるといふ事實を證明したものである。アルカトラツには現在ヂオージ・ケリー、ハーベー・ベーリー、アル・キヤポネ、アルバート・ベーツの如きビツグ・ショツト（親分）株が入つてゐるが、かういふ恐ろしい連中が未だ嘗つて逃走を試みなかつたのは、實にこれがためである。

それでも、前には巧みに逃走し了せたものも二三回はあつたのであるが、アルカトラツが、兇惡囚を收容するアメリカのデブルス・アイランドとして政府直轄のプリズンとなつてから、政府はこれを近代化するために二十五萬ダラを投じて、全くエスケープ・プルーフとしたのである。現在のワーデン（所長）たるヂオーンストン氏は、嘗つて幾度か暴動を起したので有名なカリホルニアのサン・ケンテイン・プリスン（San Quentin Prison）のワーデンとして剛氣と敏腕とを謳はれた人で、サン・ケンテインで學んだ所を以てアルカトラツに施し、「防備の安固と規律の嚴正」とを以てこのプリズンを經營してゐるのである。

合衆國政府の犯罪人としては、何人も茲處に服役すべく刑の言渡を受けるものはないのである。只だ極めて危險なるクリミナルが他のプリズンより茲處に移監されてくるばかりである。そして、彼等はずつと其處に「置かれたまゝでゐる」（"stay put"）のである（假釋放のないこと）。

サン・フランシスコの「エキザミナー」紙は、「アルカトラツは人の心を傷ましむるものがあるが、しかし、役には立つ」"Alcatraz hurts, but it works"）と言つてゐる位だから、以ていかにこのプリズンの恐ろしいかが察せられる。

Literary Digest, May 9, 1936

ニユウ・ヨーク州の住宅法案

——犯罪の溫床スラムの掃淸

「ニユー・ヨーク市の一番ひどいスラム（細民窟）に於ける幼兒死亡率は、隣接の繁華市區に比して三倍の高率である。四人の孩兒の內三人は佝僂病である。結核の危險率は三十倍も高く、普通の犯罪率は二倍半、少年犯罪は四倍も多い。而して、賣淫又は泥醉等風紀上の犯行で逮捕せらるゝ婦人は四倍の多きに達してゐる。出火の

刑政第49巻第8号
矯正図書館

度數も多いのである」。

右は、ニユー・ヨーク州のデモクラツト（民主黨員）で前きにプレシデント・ルーズベルトのために國民復興案（NIRA）を立案して國民の福利を増進するに努めた合衆國上院議員（セネーター）ロバート・エフ・ワグナーの最近「ウオールド・テレグラム」紙のインタービユウアー（往訪記者）に語つた所であるが、恐らく、嘗つて自分の生長したスラムの孩兒達の蒼白い顏の記憶が猶ほ今も氏を惱してゐるとみえるのである。

「ウオールド・テレグラム」紙は直ちにこの事實を、取り上げて、其のエデイトリアル（社説）で「セネーター・ワグナー氏の擧げた事實は、議會も都市も更らに進んでは一般合衆國民が、ハウシング（住宅）の問題を、單に人間の權利として、或は現に我々の直面してゐる經濟上の喫緊事であるとしてさへも取扱ふべきではないといふ時の到來したことを示してゐるのである。これは、合衆國民中の幾百萬の人々の性格の墮落を防止すべき焦眉の喫緊事の最少限度のものでなければならないのである」、と說いてゐる

ニユウ・ヨーク・ステート（州）の最高法院たる控訴裁判所（Court of Appeals）も、全くこれと同じ見地からスラムの危險と悲慘とを看てゐたのであつて、今度（三月末）ニユウ・ヨークの州議會を通過した住宅法案（State Housing Law）の憲法上適法なることを、一對六の多數決を以て確認したのは、實にこれがためなのである。この法案こそ、此等の腐れたゞれた「文明の腫物」たるスラムを買收して取り拂ひ、之に代ふるに近代的設備を施した、低廉で住心地の好い住宅を建設するために、この事業を擔當する一局を設けることを自治體たる都市に許可するステートの法律なのである。右の裁判所の判事タラツチ氏の草した多數意見書に曰ふ、

「かゝるスラムの狀態より生ずる社會的並びに經濟上の禍害の恐るべきは問ふを須ひない所である。スラムの所在街區は疾病の孵化場で、普通の犯罪も、少年の犯行も、亂倫賣淫の惡風も、悉く玆處から生れて、その溫床で保育せられ、而して、繁殖するのである。此等は、公衆の健康、安全、並びに福利に關する所深く且大なるものあるを以て、ステートの關與すべき重大事たるは言ふを俟たないのである」。

Literary Digest, March 28, 1936

新刊紹介

□細川龜市著『日本固有法研究』（昭和十一年）

眞摯なる法制史家としての著者が「日本固有法」は我が「民族精神の具現」たるの結果「個人主義的ならずして團體的であり、又頗る道德的」である點に着眼をせられ、斯る見地に於て我國の上代及び中世に於ける法制を研究せられたものが本書である。此の意味に於て「日本古法における肉親謀殺罪の沿革」及び「平安朝の死刑廢止に就て」の二篇は示唆に富むものと言ふ可く、特に後の一篇はかつて我國が少くも共立法の上に於ては死刑の廢止を斷行した當時の事情を明かにせるものとして、死刑廢止をめぐる幾多の論爭を耳にする今日、少からず參考と成るものであらう。全篇十三、其の中刑事に關するものが四。未だ此の種のものの研究に乏しい我國學界に對し、貢獻する所大なるは言ふ迄もあるまい。（本文三九六頁。南郊社版。定價二圓五十錢）

（N）

□本莫英龍著『保護の眞相』（昭和十一年）

著者は日蓮宗慈濟會の常務理事として、其の創立當時より鋭意釋放者の保護に當つて來られた實際家であるが、今回其の創業廿五年の記念として、釋放者保護の實際を叙述して本書とせられたのである。從つて其の内容は様々な角度より見たる種々な「釋放者の社會復歸」の實話であつて、一度前科者としての運命を擔はせられた者の圓滿なる社會復歸が主觀的にも客觀的にも如何に困難なるものであるか、又斯る者の保護をして有終美あらしめんとする事業が如何に「荊棘の道」を歩まなければならぬものであるか、從つて、「保護の主體客體が一信念の下に融け合ひつゝ苦樂浮沈の裡に更生復活の一路を歩んだ實話」が如何に「生き生きとした血の躍動を感じさせる」ものであるかゞ、本書を一讀する事によつて痛感せられる筈である。特に實踐の價値が高く評價せられる保護事業の研究にとつ

て、本書の如きは適當な參考書と言ふ可きであらう。（本文四三二頁、慈濟會版、定價一圓二十錢）　（N）

□**フンク・ブレンタノ著『往時の監獄』**（一九三五年）（F. Funk-Brentano, "Prisons d'autrefois", 1935）

監獄改良運動直前のフランスに於ける各種の監獄を叙述した小冊子である。アンシヤンレヂームの下に於てはあらゆる事情や思想や感情やに超然たる「嚴格なる法典、劃一、不撓の法規」が輕蔑せられて、却て、無限の多樣性に於ける「現實の生活 la vie réelle」に對する適應が重要視せられて居り、從つて監獄も其の種類極めて多數に及んだのであるが之が往事に於ける特色の一であつて其の特色の二は此の時代に於ける各國がすべて然りしが如くに、收容者に對する處遇が極めて殘酷であつたことである。著者は往時の監獄を特色付ける斯くの如き事情を鋭く把握し乍ら、一面に於て、往時の監獄が斯くの如くならざる可かざりしことに付き同情を寄せて居る。所謂博愛時代直前の監獄事情を手輕に知ることの出來る良書である。　（N）

□**藤田金一郎著『刑務所建築』**（昭和十一年）

高等建築學第十九卷の中に收められたものゝ別刷である。著者は司法省大藏省を歷任せられた關係上、刑務所建築には頗る造詣が深く、「行刑の改善に對する國民の義務を自覺する時、其の施設に注目すべきは當然である」との意見を持たれ、行刑に對する深き理解と知識との下に、敷地より說き起して刑務所建築の各細部分に付き說明を加へ理想をあげて居られる。行刑に從事する我々としては決して建築に對する門外漢として止まる可きではないから、特に震災を契機として行刑建築に一變化がもたらされて居る今日、本書を得たことは大なる喜びでなければならない。　（非賣品　本文一一三頁）　（N）

□**オロフ・キンベルグ著『刑事政策の基本問題』**（Olof Kinberg, M. D: Basic Problems of Criminology, Levin Munksgaard, Copenhagen, 1935.）

著者は瑞典の人、ストツクホルム大學の教授であられる。精神異常者を刑罰に處することに矛盾を感じその對策

を研究すること數年、刑事政策學一般についてもまた極めて深い探究を重ねて本書をものするに至る。著者は、『私の仕事は多くの人に讀んでもらへる小著を書くにあつて、決して百科全書を作ることではない（P. 12）』といはれるが、此の浩翰四六倍版四三六頁の大著は、一九三五年に於ける世界刑事政策學の金字塔の一であらう。われわれは瑞典から英語によつて世に問はれた本書に對して高い敬意を表するのである。『犯罪の問題は思ひの外に醫學的性質のものであることを知つた（P. 9）』著者は、その醫學的專門知識を隨所に閃めかしてゐるのであるが、著者の研究の出發點からは必然に先づ「歸責」"Imputability" といふことが採り上げられるのである。次いで、『すべての科學的研究に於てさうであるやうに、形而上學的論題（テーゼ）と經驗的事實の誤解とは最も刑事政策學にとつて有害である、それらは科學的思考を歪曲するからである（P. 67）』とて「科學的刑事政策」について說き、刑事政策學の歷史的發展を縷述して（P. 68－105）自己が實證學派 Positivist に屬することを示す。而して、『科學的刑事政策學者が犯罪及犯罪者の道德的評價に無關心であると考へるのは根本的誤謬であり、……ただ道德的なお說教の形ではそれを避けるだけである（P. 104）……科學的刑事政策學者が理論的判斷と道德的評價とを混同して思考しないのは、むしろ賞讚に値せねばならない（P. 105）。』しかながら、『犯罪の擴まるのを防ぐに最も大切なるものは社會に行き亙る普遍的な道德心である（P. 130）』とする著者は「科學的刑事政策學と道德的責任 Responsibility」の題下に（P. 141－58）道德的作用 moral function を論じ、纏つて、『社會科學の一部でありその故にその究局の目的は實際的である』犯罪原因論の研究に及ぶ。原因論研究の方法 methods については著者はスザーランド（Sutherland: Criminology, 1924, P.77－86）に從ふ。なほ、犯罪原因としての個性 Individuality（Ifactors）と環境 Environment（E-factors）とについては、『理論的に云へば總べての犯罪は例外なく個性と環境との所產である。別に、人間の行動は意思の自由決定といふ第三の要素によつて決定せられると信ずる人があるが、斯かる人は「眠つてゐるが眼が開いてゐる」人の範疇に屬する（P. 165）』ともいひ、肉體的●心理的●社會的等の不調和等々について論じて詳細を盡くし（P. 170－217）、『犯罪原因研究の最終の實際目的は犯罪取扱のための眞に合理的にして徹底的なる方法を發見するに存する（P.

231)』と述べ、精神衞生 Mental hygiene と社會衞生 Social hygiene の問題に論及する。(P. 238-43) 次いで、多くの事例を擧げて、醫學的●生物學的に種々の犯罪現象を分析しつゝ著書の本領をあきらかに示して行く (P. 244-368)。この部分は本書の最も特色ある部分であるが、要は、犯罪者に對する精神病學的研究の要を高唱するのである。裁判、檢察、行刑の事に當る者に對し斯の種の素養なきを嘆じ、進んで、現に、英●米●墺●白●獨●伊●露等に行はれてゐる種々の實驗所 (Laboratory, Clinics, or Clearing house) について詳しく紹介し (P. 364-84) 自國瑞典に於ける各種の不備を擧げて改良を促し、特に、"court clinics" 及び "Prison clinics" を要望する (P. 404)。結んで曰く、『新精神が囚人處遇に採り入れられねばならぬ。ともすれば實際上の結果を害ひがちの時代遲れの僻見と態度は根絶せられて、進歩的且つ積極的にして妥當なる處遇方法が置き換へられねばならぬ (P. 405) ……云々。』簡にして要を得たる紹介を本書の如き浩翰なる書に對して爲すことは困難であるが、著者が教育的處遇 Educational treatment を說く新派であり、本書が心理學的●精神病學的研究への一大文獻たることを知り得るのである。瑞典の刑事制度についてもわれわれを敎ふるところが多い。尙本書に對してはW. Healy が既に一つの批評をなしてゐる。(Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. XXVII. No. 1. May-June) 1936, P. 141。(T)

□ジヨセフ・エフ・フイツシユマン著『監獄に於ける性問題』

(Joseph F. Fishman: Sex in Prison. 1935, printed in Great Britain by Western Printing Services LTD. Bristol)

著者は曾つての合衆國政府監獄督察官、現在アメリカ刑務協會理事、同會監獄委員會議長、アメリカ死刑廢止聯盟理事である。本書は性學及び心理學叢書 (The international library of sexology and psychology) の一書として發行せられたもので、二五六頁、本文八章と三つの附錄より成る。序文に獨逸の有名な社會主義作家であるエルンスト●トーラーが一釋放者として「囚人の性生活」と題し、彼の經驗した監獄内の性生活を簡明してゐるのも特に興味深い。本書の内容は米國に於ける監獄の實情を基礎として、監獄に異常な性問題の起る理由、囚人の性解決の機會

と方法、男女兩囚混合監獄の狀態、監獄に於ける同性愛、少年監獄に於ける性問題等を說明し、更に第六章以下では先づ性的飢餓のために囚人の採るべき手段並に其の身體的、精神的乃至社會的弊害を論じ、次に刑務官の斯る性問題對策として同性愛囚の隔離、拘禁及び懲罰、作業、運動並に休養の諸問題を說示し、最後に囚人と其の家族殊に其の妻との同居許容の問題に論及して、サルバドル國行刑のノーマルな性生活の公認制度やロシヤ行刑の休暇制を引例し其處に監獄に於ける性問題解決に對する著者の見解を述べてゐるが、吾々行刑人にとつて敎へらるゝ所決して少くない。

(G●O)

□『米國に於ける指紋採取法』

本書は司法資料第二一〇號として、アメリカ合衆國司法省の發行にかゝる「指紋術」Fingerprints を邦譯せる小冊子である。卷頭に合衆國司法省調査局長が一九三五年一月の日附にて本書編修の趣意を示して「本小冊子は指紋鑑定の價値を認め其の活動能率を增加し且つ犯罪行動の分野を縮少せんが爲め斯の重要なる科學を利用せんと欲する當國多數の警務吏員に對し其の一助として當聯邦調査局の編修に係るものとす」と述べてゐる。内容は極めて簡明に生存者並に死亡者の指紋及び潛在指紋（手指の接觸せる各物件上に殘された指端より分泌する脂肪又は發汗等に依る不明瞭な印象）の採取方法を解明したものである。蓋し「初めて指紋事務に從事し而して之に關する資料を求めんとする者」にとつては裨益するところ頗る大であらう。更は最後には指紋に關する英米の裁判々決例が摘記されてゐるから檢察、裁判の事務に從ふ者にとつても大いに參考となるであらう。

尙本書には附錄として獨逸のワーゲナー博士の發表にかゝる「沃度を以て檢出したる潛在指紋の定着方法に關する提案」の譯譯と我が司法省に於ける指紋原紙取扱規程及び同規程附表が收錄されてゐる、

(G●O)

全國刑務所長會同

本年度全國刑務所長・少年刑務所長會同は、例年より早く、六月二十二日より三日間に亙り、司法省會議室及び刑務協會講堂を會場として開催せられた。

會同に先立つて六月二十一日（日曜日）、午前八時より府中刑務所に於て第九回全國刑務所武道大會が催され（詳細別項）、その終了後、午後六時三十分より目黒雅叙園に於て刑務協會主催の所長招宴がなされて、先づ恒例の行事を了へる。

六月二十二日よりの、會同の經過は大略左の如くであつた。

〔二十二日〕第一日。午前九時開會。先づ、林司法大臣の訓示（別掲）があつて、種々の意味に於て、會同員一同につよい感銘が與へられ、次いで長島司法次官注意、さらに、岩松行刑局長指示（別掲）あり。記念撮影の後、直ちに引續いて、午前十一時、會議に入る。諮問事項第一「受刑者ニ對スル精神訓練上有效適切ナル方策如何」に關し會同係濟原書記官より說明があつた後、岡部大阪所長より發言あり。本問は極めて重大なる事項であるが故に充分なる時間を與へられ各人に心おきなく發言せしめられたしとの希望に對し、會同係書記官よりその制限なき旨を答へて、議事に入る。議事の中途、大臣より本諮問事項に關する懇篤なる說明もあり、この種會同に稀に見る熱心なる論議が重ねられて正午を過ぎ、午後一時半閉會。午後三時より首相官邸に於ける總理大臣招待茶會に臨み、廣田首相より一場の挨拶（別掲）あり。夜は東京劇場に於て輔成會主催の所長招待觀劇會があつた。

〔二十三日〕第二日。午前八時開會。第一日に引續いて諮問事項第一の討議を續け、中に、一種異色の說があらはれて滿場の注意を引きつつ、午前十時半、諮問事項第二に移る。中尾書記官より本問につき說明があつた後議事に入り、正午休憩。午後三時、諮問事項の討議を終る。午後六時より工業俱樂部に於て司法大臣の招待宴があり、同じく赤坂幸樂に於て司法次官のあ隨行員饗應があつた。

〔二十四日〕第三日。午前八時より刑務協會講堂に於て、協議會が開かれ、先づ、選ばれて椎名府中刑務所長徐ろに座長席に就く。協議事項第一及び第二、共に提案所長の說明のあつた後に議事に入り、それぞれ午前中に終了。協議事項追加の提案などあつて、會同員一同、日程の不足を嘆するのである。議事全く終了。午後一時岩松行刑局長より懇ろにして力強き挨拶あり（一部卷頭別掲）、玆に、本年度全國刑務所長會同のきはめて意義深かりし日程を終へる。三日間の事どもを省みつつ、この日、午後四時三十分よりは築地本願寺追弔會に臨む。夜、東京會館に於て兩本願寺の所長招待宴あり、別に、刑務協會は隨行員を日比谷山水樓に招待した。

なほ、所長會同と離れて、六月二十四日、法曹會樓上に於て、隨行の作業課長其他作業關係者六十四名によつて作業事務打合會が開かれたが、先般の戒護課長會同と共にまことに意義深いものがあつた。

三日間を通じて、議事決定の模樣大略次の如し。

諸問事項

一、受刑者ニ對スル精神訓練上有效適切ナル方策如何

討議熱して、遂に議を纏め得るに至らず、七月十五日迄にそれぞれ書面を以て答申することに決する。議題の性質上止むを得ざるに出でたものとも云へよう。

二、作業經營上特ニ考慮スヘキ點如何

本問については橫濱、長野、德島、岡山、福岡、岡崎少年の六所長が小委員に選ばれ、熟考、次の如き答申書を提出した。（「說明」を略し「項目」のみを擧げる。）

答申項目

第一　註文引受

一、接待費ヲ設クルコト

第二　作業ノ施行

一、各控訴院管內ニ作業統制官（奏任一名）ト書記（判任一名）作業技手（判任待遇一名）ヲ設置シ管內各刑務所ノ作業狀態ヲ調査若ハ檢閱シ相互ノ聯絡協調作業事務ノ適正ヲ期スルコト

二、作業職員增員

イ、看守長　歲入十萬圓以上ノ刑務所ニ作業課長タル看守長ノ外分任物品會計官吏タル看守長ヲ設置スルコト

ロ、作業技手　一業種ニ付五萬圓以上ノ歲入アル場合ニハ作業指導ノ爲並註文引受ケノ爲二名以上ヲ設置スルコト

ハ、雇其他ノ事務員　現在ノ五割增

三、受刑者ノ作業能率增進ヲ期スルコト

イ、作業賞與金規定ヲ改正スルコト（福岡刑務所ノ作業賞與金規程參照）

ロ、作業督勵ニ依ル優遇方法ヲ設クルコト

ハ、時間延長ノ作業ニ就ク者ニ付テハ軍需品タルト否トニ否ラズ糧食ヲ增給スルコト

四、官用主義ノ徹底ヲ期スルコト

イ、次官會議ニ於テ司法次官ヨリ各省次官ニ對シ刑務作業利用方ヲ依賴スルコト

ロ、資源局ノ動員計劃ニ刑務作業ヲ加フルコト
ハ、資源局委員ニ行刑局長ヲ加フルコト
五、各地方ノ狀勢ヲ考慮シ作業發展ノ見込アル刑務所ニ對シテハ就業費ヲ特ニ多ク配賦シ作業設備ノ充實ヲ圖ルコト
第三　作業事務ノ處理
一、作業章程ヲ改正シ現在ニ於ケル官用主義ノ實施ニ適合セシメ事務ノ簡捷ヲ圖ルコト
例ヘバ
イ、委託作業原簿ノ受領印欄ヲ廢止スルコト
ロ、賠償責任規定ノ設定
ハ、就業中ニ不合格品ヲ出シタル場合ニ於ケル整理方法ヲ規定シ就業費ノ中ニ「辨償金」ノ節ヲ設クルコト
ニ、註文受付簿ヲ設クルコト
ホ、歲入金ヲ郵便官署ニ於テ取扱フ途ヲ開クコト
右ノ外作業整理ノ爲作業成績集計表設定ノ意見アリ

協議事項

一、部内職員ノ職務執行ヲ適正ナラシムル爲監督上考慮スヘキ點如何（提出宮城）

本問についても問題の性質上決議の形式に於て議を取極めるに至らず、監督道義の强調、吏道精神の振作作興、不正行爲の豫防的方策、生活負擔の輕減等につき、有益なる意見の吐露があつた。

二、累進處遇ニ於ケル進級ノ方法ニ付キ考慮スヘキ點如何

戒護課長會同に於ける議題と趣旨に於て同じものである。本協議會は次の如き決議をなした。

決　議

現行ノ行刑累進處遇令ハ過去二年數ケ月ニ亙ル實施ノ狀況ニ鑑ミ主トシテ同令第廿二條及第廿三條ニ何分ノ改正ヲ要ス

作業課長事務協議事項

一、作業經營ノ合理化ニ付キ左記諸點ヲ如何ニ考慮スヘキカ

(イ) 注文引受ノ範圍ト方法
(ロ) 受刑者ノ能率增進
(ハ) 素品購入ノ方法
(ニ) 事務處理ノ方法

五つの小委員會によつて詳細なる答申書がつくられてゐる。

答　申（要項）

(イ) につき
一、註文引受ノ範圍ハ之ヲ限定スルコト甚ダ困難ナリト雖モ官用主義ヲ以テ第一義トシ之ガ徹底ヲ期スルコト

二、見本品拂ノ品目並金額ヲ適當ニ擴張スルコト
三、刑務作業ノ將來ノ動向ヲ考察シ各地方ニ於ケル特色アル作業ヲ刑務作業トシテ取入ルヽノ方策ヲ講ジ進ンデ民間作業ノ指導的機關化ニ努力スルコト
四、作業別刑務所指定ノ件
(ロ) につき
一、作業賃與金ハ累進處遇ヨリ分離シテ計算スルコト
二、食料等級ハ作業ノ勉習ヲ斟酌シ且ツ作業成績ニヨリ增食及增菜ヲ認ムルコト
三、累進處遇令施行細則ヲ統一スルコト
四、刑務作業ヲ機械化シ科學的ニ進歩セシムルコト
五、指導技術員ハ各控訴院管內ニ於テ時々異動ヲ行フコト
(ハ) につき
一、木材、洋紙、革類等ニシテ豫定購入出來得ルモノハ原則トシテ附近刑務所共同ニテ公入札ヲ以テ購入シ共同檢査ニ當ルコト
二、乾燥設備ノナキ刑務所ニ於テハ一時ニ多量ノ木材ヲ購入可能ナラシムルコト
三、購入價格一口三百圓以上ノモノニ付テハ行刑局ヲ通ジテ各刑務所ニ通報スル樣スルコト
(ニ) につき
一、職員ノ充實
二、製品ニ對スル補償制度ヲ認ムルコト
三、設備ノ改善ヲ要ス
四、作業事務ノ簡易化
五、作業賞與金計算基礎ノ改正

廣田內閣總理大臣挨拶

（昭和十一年六月二十二日　刑務所長招待席上に於ける）

今回刑務所長會同に際し、各位の御參集を得まして親しく所懷の一端を述ぶることを得ますのは、私の欣幸とするところであります。

方今我國は內外共に多事でありまして、正に上下心を一にして難局の打開に邁進すべき秋であるのであります。私共は日夜此の事を念頭に置き、粉骨碎身奉公の誠を致さねばなりませぬ。

惟ふに行刑の職司は、刑事手續の實行を確保し刑罰の內容を實現し、以て社會より犯罪を一掃せんとするに在るのでありますから、若し之が運用を誤り、犯人を敎化矯正して改過遷善の實を擧ぐることが出來なければ、犯罪は益增加し、社會の康寧を維持することは不可能となるのであります。從つて職を行刑に奉ずるものの職責は、洵に重大なりと申さねばなりませぬ。犯人を敎化矯正することは洵に容易なことでないと考へます

が、各位は良く人情の機微を察して改過遷善の實を擧ぐる樣致されたいのであります。殊に近來社會情勢が複雜化すると同時に、不幸にも各種各樣の犯罪は增加し收容者の數亦漸次增加の情勢にあります爲、各位日夜の御勞苦の程推察致して居る次第であります。各位は深く時局に鑑み、其の職責の愈重且大なるを思ひ自重自戒して其の職務に精進し、使命を達成せらるる樣切望致す次第であります。

林司法大臣の訓示（昭和十一年六月二十二日刑務所長會同に於ける）

曩に大命を拜して司法大臣の任に就き、茲に各位と會同して親しく刑政に關する所懷の一端を申述べますのは、私の欣幸とする所であります。

一　方今我國内外の情勢は、寔に多事多難でありまして、擧國一致之が克服に邁進すべき秋であります。先般の臨時議會開院式に際して、賜りましたる異例優渥なる勅語は、國民の齊しく進むべき道を御指示相成りたるものと拜承致しまして、恐懼感激に堪へざる次第であります。苟も國家の吏員たる者は、瞬時と雖も之を忘却することなく、皆其の心を一にして、粉骨碎身以て奉公の誠を致すべきであります。今や社會情勢の變化に伴ひ、庶政刷新の機運は澎湃として擡頭し、社會の各層に亙り之を實行に移すべき努力が步一步進められつつあるは、各位も既に御認めのことと信じますが、我が司法部に於きましても之が具體的方策に付て、目下專ら攻究中であります。而して革正を要すべきものは、獨り裁判檢察の機構のみならず、行刑機構の上にも亦存することを信ずるのでありまして、銳意之が改善を企圖して居るのであります。各位は克く此の意を體して研究推敲を重ね、其の結果に付ては忌憚なき意見を具申すると同時に、其の實績を擧ぐることに努力せられたいのであります。

二　最近に於ける時局の重大性は、社會各方面に異常なる聳動を與へ、各般の動向は一律に自己戒愼の心構を深め、各自が自己肅正に專念するの傾向顯著となり。同時に從來よりも尙一層綱紀肅正、吏道振肅の聲が昂まつて來たのであります。此の時に當り行刑の任に在る者は、其の職務の性質上更に深く自肅自戒の要ありと思ふのであります。蓋し行刑の成果は、一に刑務官の人格言行に繫つて居るのでありまして、其の一擧一動は直ちに受刑者に反影し、之が改過遷善の效果に消長を來すのでありますから、若しその人格に於て缺くる所あり、言行に於て議すべきものあらば、收容者に臨むに如何に周到なる處遇を以てするも、行刑の目的を達成することは、到底不可能と謂はねばならぬのであります。然るに最近に於ても刑務官吏にして、身自ら世の指彈を受け、殊に刑辟に觸るるが如き所爲を敢てしたるものを見ましたことは、誠に遺憾千萬でありまして、假令これが二三稀有の事例に止まるとするも、延ては行刑全體の威信を失墜し、行刑の目的を遂ぐる上に一大障害となるのであります。各位は深く思を此に致し、身を以て範を示すと共に其の監督を嚴にし、大に綱紀を肅正し更道を振作し、以て萬一の過誤なきを期せられたいのであります。

三　行刑の機關は裁判、檢察の機關と共に、刑事司法の使命を完うする上に於て、重要なる役割を有して居る事は申す迄もない所であります。而も刑事の手續は行刑に依つて其の實行を確保せられ、刑罰の內容は行刑に依つて始めて之が實現適正を期せらるるのでありまして、行刑の職責たるや重且大なりと謂はねばなりませぬ。若し行刑の運用にして其の當を得ざる時は、檢察、裁判の運用如何に其の妙を極むるも、刑政の目的を達することは到底不可能であります。

惟ふに行刑の目的は、一面に於て犯人を社會より隔離して社會の康寧を圖り、他面に於ては之を敎化矯正して改過遷善の實を擧げしめ、其の再犯を防止するにあるのであります。從つて力を戒護、檢束に傾注して隔離作用の完璧を期し、且規律を嚴にして所內秩序の維持に努むべきは勿論、之をして社會復歸後に於ける規律的生活の習性を養はしむると共に、刑罰の內容たる作業に勉勵せしめ、之に依つて職業の訓練に資し、犯罪の原因たる放縱性、怠惰性を芟除し、勤勉力行の氣風を涵養せねばなりませぬ。又敎誨に依りて自省と覺醒とを促し、其の心性を陶冶して忠孝仁義の大本を會得せしめ、又保健衞生に格段の注意を拂ひ、拘禁生活中其の健康を保持せしむることの肝要なるは勿論、釋放後の生活にも充分耐へ得る體力を養はしむることに努めねばならぬのであります。

以上述ぶる所の如きは、各位の夙に熟知し且現に實行せらるる所で、別に縷說の要なきものと信ずるのであります。唯特に一言したきは敎誨は勿論、其の他行刑の各部門を通じて精神的訓練に留意せられんことであります。蓋し現下の情勢は、一般人に取りましても、社會生活は多難でありますから、出所者に於ては一層其の然るを感ぜざるを得ぬことと思ふのであります。從つて意志の强固なる者にあらざれば、往々邪道に陷るの虞なきを得ぬのでありますが、犯罪者は概して薄志弱行の徒でありますから、一層其の危險があるのであります。故に出所の際に於ては、眞に心より更生を誓ふ者でも、社會に出でて其の所を得ざる場合は、又復非行を敢てするのでありまして、克く其の困苦に堪へ誘惑を斥けて正道を履むことを得ざるに至るのであります。之を以て力を精神訓練に注き、正義の觀念と克己の勇氣とを涵養し、强健なる心身の保持者として、社會に復歸せしむることを最も大切なる要務と信ずるのであります。故に此の點に付各位の深く思を致されんことを望む次第であります。

四　司法に於ける行刑の地位竝に其の職責は、前述の通りであ

りますが、行刑内部の組織は戒護、作業、教務、醫務等の各部門に分れ、夫々異りたる責務を有するのであります。併し乍ら其の各機能は總べて犯人隔離の完璧と、之を敎化矯正する爲の訓育と言ふ一大目的の下に統一され、玆に始めて行刑の目的を達成することが出來るのであります。從つて其の何れを重しとし、何れを輕しとすることを得ないのでありまして、或は作業に偏重して他を顧みず、又或は戒護のみを重視して作業を忽にすると言ふが如きことを許さぬのであります。各位は各部門の職員をして各其の牙城に閉籠り、他を顧みることなきの弊を改め、協同一致前示行刑の指導精神を大眼目として、互讓の雅量と協助の精神とを保持せしめ、各連帶の責務を完うすると同時に、充分獨自の職能を發揮せしむることに依つて、行刑究極の目的を達成する樣努力せられたいのであります。

五　行刑は犯人の過去の反社會的非行に對する制裁であり、且他面之を敎化改善する手段であります。然るに近來動もすれば之を以て單なる犯人敎育であると爲し、制裁たることの意義を閉却することなしとせぬのであります。併し乍ら刑罰は明かに犯罪に對する制裁でありますから、犯人をして自己の非行に對して、膺懲の制裁を受くることの因果の理法を會得體驗せしめつつ、之を敎化善導して天與の良質に蘇らしむることを根本の要義とするのであります。固より其の罪を憎むも其の人を惡むべきにあらず。仁愛の心を以て事に當り、犯人を敎化して改過遷善の效果を收めんことを期すべきでありますが、刑罰權行使の上に於ける敎育は、刑罰の嚴肅性を不斷に確保しながら、敎化矯正の實績を擧ぐべきでありまして、徒らに寬大なる處遇に墮することを許さぬのであります。敎育行刑なればこそ、尙更規律の嚴肅、勞働の强制等が肝要となり、勞苦に堪へ得るの習性を馴致する諸々の手段を講ずることが必要となるのであります。各位は敎育的行刑と云ふ言葉に囚はれて、行刑敎育の此の特異性を閑却する樣のことなく、其の眞意義に徹し、常に具體的、實證的研究を遂げ、收容者の阿諛便佞に迷はされ、又は徒らに衆情の平穩を希ふの餘り、不當なる寬大の態度を取り、以て處遇の大綱を誤ることなきを期せらるべきであります。

六　未決拘禁は罪責未だ定まらざる被告人に對し、刑事手續上已むを得ずして自由を拘束するものでありまして、法律は其の原由を制限し、尙拘禁したる場合に於ても、其の身體及び名譽の保全に注意すべきことを特に定めて居るのであります。其の罪責既に確定し、刑罰執行の爲に收容拘禁せらるる既決囚とは、全然其の目的を異にして居るのであります。故に收容中に於ける處遇も亦自ら區別がなければならぬのは當然であります。而して收容中に於ける處遇は之が拘禁原由の如何に依りて、夫々適正妥當なる方法を講ずべきものであつて、

未決拘禁の原由が被告人に定まりたる住居なきか、罪證を湮滅する虞あるか、逃亡したるか又は逃亡する虞あるか、少くとも其の何れか一に限られて居りまする以上、自然其の收容中に於ける處遇も之を基調として定められるべきものであります。從つて逃走又は罪證湮滅を防止する爲に、夫々工夫を凝して戒護收禁の確保と所の內外に於ける關係者との通謀阻止に全力を注ぐと同時に、一面所內の秩序維持の爲に、一定の規律に服せしむべきは勿論でありますが、其の他の關係に於ては未決拘禁の本旨に鑑み、法規の許容する範圍內に於て、勉めて其の處遇を緩和し、接見物品の授受等外部との交通に便宜を圖り、居房の配置、運動、入浴等其の居常萬般のことに關し特別の考慮を拂ひ、深く其の心身の健康に注意し、因て以て其の身體及び名譽の保全に萬全を期しなければなりませぬ。各位は未決囚の處遇に對し、法の趣旨が徹底する樣一段の考慮を拂はるると同時に、之を以て部下を督勵指導せられむことを切望して已まない次第であります。

七　最後に思想犯保護觀察法に就て一言致したいと思ひます。御承知の如く治安維持法違反事件に對しては、昭和三年以來銳意檢擧に努めたる結果、共產主義者の運動も今や漸次落潮の傾向を辿るに至り、且行刑方面に於ても各位不斷の努力に依り、是等受刑者の轉向は其の成績極めて良好にして、其の大部分を善導し本然の日本精神に還り、皇室の御稜威を敬仰し、更生を期するに至らしめたることは、國家の爲御同慶に堪へぬ次第であります。併し乍ら今尙多數の非轉向者を擁して居るのでありますから、各位は從來の貴重なる經驗に徵し、更に新たなる工夫を加へ、恩威竝行誠意と忍耐とを以て、此の種受刑者全部の轉向を期すべく努力せられたいのであります。而して今回多年の懸案たりし思想犯保護觀察法が制定せられまして、思想犯保護の方法が國家的に組織化せられ强化せらるるに至つたのでありますが、該法は行刑と有機的に結合することに依り、始めて精彩を放ち其の目的を實現することを得るのであります。嚮て該法施行に伴ひ、手續規定等も公布せらるることになるのでありますから、各位は具さに是等法規の研鑽を遂げられ、部下職員を指導して充分なる準備を整へ、一朝施行の曉に於ては、保護團體は素より新設の保護觀察機關と最も緊密なる聯攜を保ち、協力一致以て假釋放者、滿期釋放者は勿論、執行猶豫者、起訴猶豫者に至るまでも、苟も思想犯の保護觀察に關する限り之が完璧を期し、因て以て此の種犯罪の絶滅に全力を傾注せられんことを切望する次第であります。

岩松行刑局長指示事項

（昭和十一年六月二十二日　刑務所長會同に於ける）

今回各位の御會同に際し、唯今六臣、次官より行刑の根本方針竝に事務執行の大綱に關し、又綱紀の肅正、吏道の刷新に關し、御懇篤なる御訓示と御注意とを賜はりました。何れも寔に時宜に適した事柄でありまして、衷心感激に堪へぬと同時に恐縮に堪へざるところであります。各位は其の意の存するところを篤と御考慮になつて、眷々服膺行刑事業のため將又國家社會のため大いに努力邁進するところなければなりませぬ。却說この機會に私よりも各位の御考慮を煩はしたいと思ふ二、三の點を申し述べることに致します。

一　先づ綱紀肅正、吏道振肅の事に關聯する事項でありますが、大臣の訓示中にもありました樣に最近刑務官中、私生活を甚しく紊り酒色に耽溺したる結果、公金を費消し又は收賄等の所爲に出で刑事被告人となりたるもの二、三に止まらないのでありまして、洵に恐縮に堪へぬ次第であります。其の原因を考ふるに、次官御注意の如く私生活の紊亂に基くものなることは申す迄もありませんが、其の私生活の紊亂は同僚間に於ける公務上の會合或は私的の會合等に於て、度を超えたる酒食を爲すの弊風よりも招來して居るやに推察せらるるのであります。各地方の職員が公務上又は私交上の會合を爲す等の場合、多少懇親の意味に於て其の地位に應じ簡單なる會食を爲す等のことは、或程度已むを得ないこととは思ひまするが、然し時には一人前十數圓にも上る身分不相應の宴會すら開くことあるやに聞いて居るのであります。斯くの如きは近時我國の內外に亙る非常時に際し、特に愼まねばならぬことと存ずるばかりでなく、斯樣なことの習性より引いては私生活を紊ることにもなり、又其の費用の捻出と云ふことから公務上の綱紀をも紊亂するに至るのでありますから、各位は此の點に充分御留意の上將來同僚間に於ける度を越えた宴會などは、絕對に愼しむ樣部下職員の注意を喚起せられたいのであります。尙ほ官吏が其の上官に贈物を爲し、或は又其の他の方法を以て獨り上官の寵を恣にせんとし、若くは好遇を得んとするが如き陋風も等しく之を革正しなければなりませぬ。聞くところでは各位不斷の御努力により、幸にして斯樣のことも近來著しく革まつたが未だ根絕の程度には達して居ないとのことであります。抑も斯の種の陋風の生ずるのも監督の任に在る者が好惡に基いて黜陟を爲し、或は緣故關係に依りて命免する等其の部下に對する態度の公明明朗ならざるに基因する場合もありますから、斯樣の場合には監督の任に在る者に於て自ら戒め改むるところがなければなりませぬ。各位は其の因て來る原因を探究し、自ら深く鑑むると同時に部下職員の指導誘掖に心して、斯の種の陋風一掃に一段の努力を拂はれんことを切望致す次第であります。

二　行刑の根幹とも申すべき戒護の問題に關しては、曩に戒護課長會同を開催致し考慮すべき點を詳しく指示して置きましたから、玆には唯念のため其の際指示致しました要旨丈けを簡單に申上ぐることに止めます。

(1)　隔離作用の充實を期すること、殊に最近逃走、自殺等の刑務事故頻發に鑑み之が防止に最大の努力を拂ふこと。

(2)　刑務所內に於ける規律保持の完璧を期すると共に、之に依つて收容者の規律的生活の訓養に努むること。

(3)　戒護本來の職責遂行に努むると同時に作業、教務、醫務等他部門の事業を充分認識理解し、協心一致行刑の使命を完うすること。

(4)　累進處遇令の運用を誤らぬ樣努力すること、特に行刑成績の評點及進級の決定に愼重なる態度を以て臨み行刑の嚴肅性を確保すること。

(5)　刑事被告人の處遇に關しては逃走、自殺　證據湮滅の防止に專念すると共に、裁判審理の進行を阻害せざる樣裁判檢察の兩方面と連絡協調を保ち、未決拘禁の趣旨貫徹に努力すること。

以上が其の重要なる點にして各位は既に御承知のことと存じますが、克く其の趣旨を御了解致されまして、行刑の實際に遺憾なきを期せらるゝ樣充分なる御配慮を煩はしたい次第であります。尙ほ此の戒護課長會同の際に累進處遇の基本たるべき重要なる事項に關し、極めて熱心に討議が行はれたのでありますが其の議事錄も近く御手許に配布する筈でありますから、之を熟讀翫味の上參考とせられ累進處遇の運用をして一層適切ならしむる樣、最善の努力を拂はれんことを切望して已まぬ次第であります。

三　唯今次官からお話ありました如く刑務作業は各位の御努力に依り年々進展を示し、其の回收率の如きも昭和九年度に十五割八分であつたものが、昭和十年度には十六割三分に達し、此の勢を以てすれば大藏省の要求たる十六割八分は勿論、更に所謂行刑の自給自足主義も強ち夢想に非ざることを感ずるのであります。今年度の作業收入の豫算は九百八十四萬三千六百八圓を計上せられ、昨年度の實績よりも約八十萬圓の增加となつて居りますから、各位倍舊の御努力を希望する次第であります。尙ほ作業經營上の事に關し御考慮を煩はしたき二、三の點を申上げることに致します。

(1)　作業の統制は各位の本制度に對する深き御理解と御協力とに依り、實行後日尙ほ淺きに拘はらず相當の好成績を擧げて居りますが、各所に對する材料の配給、技術の指導、製品の檢查方法、納期の確守等の點に付いては、今後尙ほ研究と改良とを要するものがあるやに考へられるのであります。要するにブロック制度なるものは、所謂刑務一體の原則が最も大きく具體化したるものの一つでありまして、行刑全體の成績を擧ぐるため多少共、自己を犧牲とすることを厭ふ樣では到底成功しないのであります。其のために

は何よりも先づ之は他の刑務所の仕事であるとか、之は自己の刑務所の仕事であるとか言ふ觀念を捨てゝ事に當り、常に各所間に於ける連絡を密接することも肝要なのであります。

(2) 作業經營の合理化と言ふことに付いては、各位は毎々御研究の事と存じますが、經濟界が益々複雜化し社會に於ける經營技術の發達著しきものあるに鑑み、尙ほ一層其の研究を積まれんことを切望致します。各所には相當の在庫製品を有せらるゝ樣で、其の中には流行遲れの物を造つたとか、或は需要の程度を考慮に置かずして同じ物を造り過ぎたとか、或は技術拙劣にして多額の生産費を要したを市價並に賣却し得ざるためとかに依るものも、相當あるやに聞及んで居りますが事實とすれば誠に遺憾なことでありますから、今後は可及的斯る事態を生ぜざる樣、部下職員を督勵して常に經濟界の動向、需要供給の關係を研究すると同時に、風俗嗜好の變遷、流行の推移等に留意し、刑務作業の經營方法に一段と工夫を凝らす樣努力せられたいのであります。

(3) 各所に於て註文取に熱中せられますと、同一の註文者に對し刑務所間に於て競爭を生ずる場合があり、或は其の反對に相互に遠慮をして何れの刑務所よりも註文の開拓に行かないと言ふ場合が生じます。之は各所間の連絡を密接にすることに依り改善することが出來るのでありますから、各位は速かに其の方策を樹てられんことを希望致します。

(4) 聞く所に依りますと、作業係員に於て註文者より受取つた製品代を一時預つて居らるる向もあるとのことでありますが、之は種々な意味で危險を招く基であり、又會計法上も面倒な問題を生ずるのでありますから、現金は其の都度會計官吏に引繼ぐことと致し作業係の手許に置くことは避けられたいのであります。

四 次に敎務のことに關し一言致します。敎誨の目的は精神修養に依り收容者をして自ら前非を悔悟し、國法を遵法するの信念を敎養するにあるのであります。特に現下の我が國の思潮は建國の精神に鑑み國體の本義を明にするにありますから、行刑敎誨に於ても此の點を考慮し鹽梅する必要があるのであります。それで當局に於ては先以て敬神崇祖の觀念を植付けることが急務と考へ、今回之が具體的施設として遙拜所を設置せんとするの計畫を樹てたのであります。此の遙拜所の設置に關しては敍上の理由に基き極めて淸淨なる場所を選び、其の樣式は尊嚴を毁けず不敬に涉らざるは勿論でありますが、其の規模形式は決して廣大なるを必要としないのでありまして、質實簡素なるものを以ても足るのであります。然るに今回各位の御報告に付調査致しまするに、徒らに形式に捉はれ規模を廣大にし莫大なる經費を見積り、甚しきは所要

經費千數百圓を計上し神殿を設置せんとするの計畫にまで及んで居るものもあるのでありますが、斯る計畫は當局の意圖するところと相去ること遠きものがあるのであります。現在當局の意圖するところは神社の設置ではなく、遙拜所を設置せんとするにあるのであります。御承知の如く神社は神社法規の適用を受くべきもので、其の設置には幾多の條件を必要とし輕々に之を取扱ふことを許さぬのであります。又遙拜所の設置に付ても豫算の關係上經費の莫大なるを許さぬのでありますから、各位は是等の點に御留意の上當局の意のあるところを忖度せられ、夫々御工夫の上工作せられんことを切望する次第であります。

次に私本の取扱に關し一言致したいと存じます。近時私本の看讀を願出づるもの逐年增加の傾向にあり、昭和九年中に於ける當局審査私本數五三一冊なるに對し、昨十年中には六六二冊の多數に急增し本年四月に於て既に一八九冊に達して居る次第であります。以上は當局の取扱私本數に過ぎないのでありまして、更に各所に於て審査の上許可せらるる私本數を綜合するときは、其の總計數は決して尠くはないと存ずるのであります。此の結果は直接に其の衝に當る職員を煩はすことになり、並ならぬ煩瑣を生ずることとは存じますが、受刑者敎化の使命を達成せんがためには、極めて嚴正愼切且敏速に取扱ふの肝要なことは今更申し上げるまでもないのであります。然るに最近某雜誌の記事に依りますと、私本の出願より交付まで二、三ヶ月を要し、或は新本と稱して古本を交付するなど、恰も取扱に對し不正不德の所爲あるかの如き記事を見受けたのであります。當局と致しましては斯る事實の絶無なることを確信して疑はないのでありますが、萬一にも斯かる疑惑を招來するが如き餘地ありとせば、甚だ遺憾に堪へぬのでありますから、萬全を期する上に於て最近刑務協會を通じて、私本を購入することを廢止する旨通牒致した次第であります。各位は以上の趣旨を御了承の上、將來一層之が嚴正愼切且敏速を期するため一段の御盡力を切望する次第であります。

五 行刑衞生は各位の御努力に依り、漸次良好の成績を擧げて居りますことは御同慶の至りであります。玆に一、二の事項を開陳して一段の御留意を乞ふ次第であります。

(1) 精神病者に關する各所よりの御報告では、本年四月末日現在では休養及非休養患者竝に準病者、不就業者等を合して四百二十二名となつて居ります。其の內譯は八王子少年刑務所及久留米竝に盛岡兩小年刑務所に收容せられて居る少年の精神異常者約二百三十名、其の他の刑務所に於て精神病者の取扱を受けて居る者約二百名であつて、此の方が少年受刑者に比較して甚だ拙い樣に思はれるのであります。又之を刑務所別に就いて見ますと、相當多數の精神病

者の在る所もあり、全然一名も居ない所もあり、一、二名しか居らぬ所も可なり多い様でありまして、精神異常者と認定する標準が各所各様になつて居るのではないかと云ふ疑があるのであります。又精神異常者を普通の健康者と同一に處遇したため、次第に其の病狀亢進し遂に心神喪失の狀態になり、玆に初めて精神病者の取扱を爲すに至つたといふ様なこともあり、又精神異常者たりし者を健康者と同一處遇をなしたるため種々の犯則を繰返さしめたるのみならず、重大なる事故を惹起したる事例も往々あつたのであります。是等は行刑衞生上看過し難き失態と存じますから、收容者の精神診査には特に留意し、精神病者乃至精神異常者を發見したるときは、其の觀察竝に處遇に付深甚の考慮を拂はれたいのであります。

(2) 次に各所よりの御報告では、本年四月末日現在で準病者の處遇を受けて居る者が總計五百三十六名となつて居ります。此の中には高齡者、變疾者の様な者ばかりを收容して居る刑務支所に於て、其の收容者の大部分を準病者として取扱つて居らるる所もありますから、實數はずつと減少することと存じます。然しながら各所よりの御報告を仔細に考察しますると、勿論刑務所に依つて人員の多少、準病者の種別も異つては居りますが準病者として處遇せられて居る者の中に、其の處遇方法監獄法の規定と甚だ相違して居るものが相當多い様に見受けられるのであります。卽ち以上の準病者の中には、久しきに亙つて藥を與へ又は外科的の處置を施す等全く患者と同様に取扱はれて居る者もあり。或は其の病狀に依り當然患者と認められる様な者もあり、所によりては斯様の者が其の準病者全體の約半數近くもあるのであります。之は結局統計上患者の數を尠く表はさうとする手段であると同時に、診療に熱意を缺くの誹を免れないのではないかと思はれます。故に準病者としての處遇を爲すに當つては患者と準病者との區別を明かにして、苟も治療を施すべき者に對しては飽く迄眞の患者として懇切に醫療を加へ、診療の徹底を期すると同時に監獄法に規定せられたる準病者處遇の趣旨に背馳しない様に、一段の御注意を乞ひたいのであります。

六 次に經理事務に關して一言致します。行刑に關する諸般の事務の輻輳と刑務作業の進展に伴ひ、經理の事務は益々複雜多岐に亙り之が執行を適正にし過誤なからしむるためには、相當の苦心を拂はねばならぬことと相成りました。之が監督の方法としては、先づ第一に事務の執行に際しては嚴に法規を遵守し、苟且にも便宜主義に墮することなき様にしなければなりませぬ。徒らに杓子定規に流れ法規の枝葉末節に拘泥することは、時勢の進運に副ひ且能率の增進を圖る所以でないから、事務の性質に依りては此の便宜主義に據ること極めて適切妥當なる場合も相當あることと考へますが、此の經理方面の事務に關する限り左様には參らぬのであります。例へば物品購入に際して、特定の商人より供給せしむる方が確に安價なりと認め得る場合がありましても、矢張り會計法規に則り廣く供給者を求め公入札の方法に依らねばなりませぬ。又製品の賣却代金を受取るにも作業の係員が之を取扱ふことが非常に便利なることが往々ありますが、之亦會計法規通り出納官吏をして取扱はしめなければならぬのであります。之が一私人の經營と大いに異る點で、國家の事務遂行の適正を期する保障として極めて重大なる役割を爲す點であります。然し實際の仕事を爲す際には便宜主義に墮する結果、不知不識の間に法規を無視するが如き取扱を爲す様になり勝で、之が不祥事の主たる原因となるのでありますから、此の點の監督を怠つてはならないのであります。

次に經理事務を執行する職員の人選配置に意を用ひねばなりませぬ。經理事務全部を專ら一人に任せて行はしむることは、往々弊害の生ずる基となり極めて危險でありますから、仕事の分權主義を恪守して各般の會計事務を一人に獨斷專行せしむる様のことがない様にすると同時に、常に擔當者の素行及生活狀態竝に出入商人等との關係等に注意し、尙は適當の時機には職員の入替を行ひ擔當事務を變更する等、非違を未前に防止することに努むる必要があるのであります。各位は平素以上の諸點に留意せられ、其の事務の便宜主義に墮する弊害を嚴に戒め、經理事務の適正なる執行を期すると同時に職員の人選配置に付其の銓衡を愼重にし適材を適所に配し以て之が刷新を謀り萬一の過誤なきを期せられたいのであります。

七 行刑最後の目標たる假釋放は逐年其の成績著しく向上しつゝあるのでありまして、寔に欣快に堪へない次第であります。最近の成績を見ますると昭和九年四月より同十年三月に至る一年間の假釋放總人員數は四千四百二十九人でありましたのに對し、昭和十年四月より本年三月に至るまでの一年は五千四十四人であり、前年に比し實に六百十五人と云ふ激增振りを示して居るのであります。夫れにも拘はらず假釋放取消人員は却つて減少の狀態にあり、昭和九年四月より同十年三月に至る一年間は其の數三十四人でありましたところ、昭和十年四月より本年三月迄の一年間は二十四人卽ち十人を減じて居るのであります。之は要するに各位が行刑の使命を能く理解せられ、受刑者の矯正敎化に不斷の努力を傾けられて居ると云ふことを事實の上に示すものであり、又假釋放審査に對しても極めて眞摯の態度で臨んで居らるる結果であると思ふのであります。去り乍ら假釋放の完璧を期する爲には、尙幾多研究すべき事項があるのであります。其の一と致しまして假釋放審査規定第十七條の活用に付て一言致したいと考へます。此の假釋放審査規定第十七條は其の假釋放が社會に

及ぼすべき影響を考慮し、又刑罰權行使の適正を誤ることなきを期するの趣旨に出でて居るのでありまして、此のため特に判事、檢事等の判斷協力を要すべきものとしたのであります。從來少年受刑者に付ては少年受刑者假釋放審査協議會の制があり、又思想犯、選擧違反事件の受刑者に對しては、既に通牒を以て判事、檢事と協議の上上申することになつて居るのでありますが、此等以外の事件に於きましても特に社會に影響を及ぼすものと思料せらるるの案件、又は刑罰權行使の適正を斯する上に於て多少なりとも疑問を感ぜらるるが如き案件に付ては、判事、檢事の意見を求め然る上之が上申を爲すを妥當なりと信ずるのであります。其のことに關し本月上旬行はれました司法官の會同に際し、私より各長官に協力援助をお願ひ致して置いたのでありますが、各位に於かれましても彼上の案件等に付いては、判事、檢事の意見を徵し、假釋放の上申に誤りなきを期せられたいのであります。尙ほ此の協議を求むるに當りましても「改悛の狀顯著なるものと認めらるる故假釋放上申に付き協議相成度」といふが如く極めて形式的書面を以て協議を求めて居らるるやにも聞いて居るのでありますが、單に夫れのみを以ては判事、檢事が意見を述べまするのに充分意を盡すことは不可能なのでありますから、協議を求むる際には刑務所に於ける其のものの行狀關係、家庭關係、保護關係等を詳細に申述し、判事、檢事が適切なる意見を樹つる上に於て充分なる參考資料に供することにしなければなりません。依つて特に此の點に關し御配慮を煩はす次第であります。

八　最後に指紋事務處理上に就て一言致します。本年の四月末日現在の行刑局保管指紋原紙數は實に五十二萬四千二十枚に達したのであります。此等の指紋原紙は新に刑務所に收容せらるる新受刑者に對して、僞名又は前科包藏の有無或は犯罪嫌疑者や被檢束者等の前科調に利用せられて居るのであります。而して昨年中に於て各方面より此等のため指紋の對照を求めて參りました數は二萬一千四百四十三件に達し、其の內一萬八十七件の前科發見數があります。此の一萬八十七件の前科發見數の內には、僞名のものが一千百九十件發見せられて居るのであります。又身許不明の變死者に對する指紋對照の照會を受けました數は二百五十九件で、其の內對照に依つて身許の判明致しました件數が二十六件あるのであります。

斯樣に致しまして當局に於ける指紋事務は着々其の好成績を納めて居りますが、指紋法終局の目的は甲乙の指紋を對照して其の異同を識別するにありまするが故に、指紋印象の良否や分類の正否は對照上に重大なる影響を齎らすものであります。指紋印象の良否は押捺の巧拙に依りて分るるものでありまして、押捺、分類共に一種の技術であります。相當の經驗と熟練とを要しますることは勿論、殊に分類に至りましては指頭の紋樣又は隆線の數に依り鑑別せねばならぬから、僅かに少さき點と雖も見落すことの出來ない非常に綿密な仕事であります。從つて刑務所に於て曾て指紋技術に經驗の無い職員を指紋擔任者に命じたのでは、到底事務の完璧を期する譯には參らぬのであります。故に指紋擔任者は成るべく更迭を屢々行はない樣に御留意願ひたいのであります。然し乍ら指紋擔任者中にも更迭の止むなき場合も生じますし、又は病氣其の他の事故で久しく執務出來ない場合も生じますから、特殊の技術を要する指紋事務を只一人の擔任者のみに任せて置いては、斯樣な場合に忽ち支障を來す處があるのであります。本年に入り既に二、三の刑務所に斯樣な事實が生じ、原紙、諸報告等數ヶ月も遲れたことがあつたのであります。從つて斯樣の場合に處するため擔任者の外に之が候補者を定め、平素擔任者をして押捺、分類事務は勿論、諸報告等指紋に關する一般事務に付て指導せしめ置き、萬一擔任者に事故を生じた場合に代理せしむることの出來る樣豫め備へられむことを希ふ次第であります。

以上申し述べました外に尙幾多の事項に付き申し述べたい點があるのでありますが、此等は時間の關係もありますので、詳細印刷に付し後日配付致すことに致しますから、夫等の點に付きましても充分御配慮願ひたいと思ひます。

岩松行刑局長注意事項

（昭和十一年六月二十二日）
（刑務所長會同ニ於ケル）

一　庶　務

一　刑務事故其ノ他不祥事件發生ノ場合關係職員ニ對スル職責書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ之ヲ勝手ニ取捨スル向アリ本來當該事件ガ職責上懲戒ニ値スルヤ否ヤニ付テハ審査機關ノ審査ヲ經ルニアラザレバ判明シ難キモノナレバ各所ニ於テ職責ノ有無ヲ獨斷スルコトナク一切ノ書類ヲ速ニ取纏メ提出セラルル樣取計ハレタシ

二　報告書二通（司法大臣宛及行刑局長宛）ヲ作成送付スベキ場合例之刑務所職員ノ身分ニ關スル事項ノ變更訂正等ニ際リテ一通作成送付スル向アリ事務處理上支障尠カラザルニ付必ズ二通作成（封皮行刑局長宛）送付セラレタシ

三　公文書發送ニ際リ封皮ニ發送番號ヲ付セザルタメ私信ト間違フモノアリ公文書ニハ其ノ封皮ニ必ズ發送番號ヲ付スルコトニセラレタシ

四　當省ノ發スル訓令通牒等ニシテ格別秘密ヲ要セザル文書ヲ部下職員ニ周知セシメザル向アリ斯クテハ圓滑ナル執務ノ進捗ヲ期スルコトヲ得ザルニ付爾今當省ノ發スル文書卽チ例規徵憑トナルベキモノハ勿論刑務所長會同關係書類ノ如キモ總

ベテ適切ナル考慮ノ下ニ其ノ都度本所ハ勿論支所職員一般ニ徹底セシムル様妥當善處セラレタシ

五　管内出張認可申請書ニ所要旅費ノ支出方ノ記載ヲ缺キ又ハ記載ナキモノアリ手續上必要ニ付必ズ自廳支辨ナルカ或ハ豫算增額ヲ請フモノナカルカ又ハ私費ナルカヲ明記セラレタシ

六　判任官候補者トシテ報告濟ノモノニシテ考績調書表紙ノ提出ヲ遲延スル向アリ今後ハ報告ト同時ニ之ヲ提出セラレタシ（寫眞ハ後送差支ナシ）

七　考績調書履歷ノ追加又ハ變更事項ノ報告ヲ怠ル向アリ事務處理上支障尠カラザルニ付其ノ都度必ズ報告セラルル様注意アリタシ

八　考績調書ノ提出方ニ付テハ屢々通牒其ノ他ニ依リ注意ヲ促シタルモノナルトコロ未ダ記載方不備若クハ提出期限ノ遲延スル向等アリ事務處理竝ニ人材配置昇級審査上ニ支障ヲ生ズルコト不尠特ニ最近考績調書ノ提出期前後ニ於テ甲刑務所ヨリ乙刑務所ニ轉勤シタルモノアリシニ双方ノ間ニ連絡ヲ缺キ甲、乙兩刑務所長何レヨリモ提出ヲ爲サズ遂ニ脫漏スルニ至リタル事例アリ右ハ官吏身分帳ヲ先方刑務所長ヘ送付スルニ際リ符箋ヲ以テ考績調書提出濟ノ有無ヲ明示スル等適宜ノ方法ヲ以テ脫漏齟齬等ナキ様之ガ萬全ヲ期セラレタシ尙爲念今後ニ於テ特ニ注意スベキ事項左ノ如シ

（イ）現職者ニ付テハ每年五月一日現在ニ依リ作成同月末日迄ニ提出スルコト

（ロ）中途拜命ノ者ニ付テハ其ノ都度提出スルコト

（ハ）轉免其ノ他記載事項ニ追加變更ヲ要スル場合ハ直ニ報告スルコト

（ニ）判任官有資格者中考績調書ヲ提出セルモノニ付テハ前記各項ニ準ジテ制規ノ處理ヲ怠ラザルコト

（ホ）判任官候補者ニ對スル初回ノ報告ニハ必ズ表紙裏面任用資格欄ニ刑務官練習所卒業ノ年別、成績（總平均點）及ビ順位等ヲ記載スルコト

（ヘ）調書ノ記事兎角形式ニ流ルルヲ以テ當該者ノ眞面目ヲ躍如タラシムル様描出スルコトニ努ムルコト

九　刑務職員ノ敍位敍勳發表ニ際リ發見セルトコロナルガ具申手續ヲ遲延セシムベキ何等ノ事由トナルベキモノナキニ拘ラズ相當年限ニ達スルモ具申手續ヲ爲サズ數年ヲ經テ俄カニ敍位敍勳二様ノ具申手續ヲ同時ニ爲シタル向アリ右ハ全ク敍位敍勳ノ資格ヲ有スルモノナルコトヲ失念調査漏ト爲リ居リタルノ結果ニ基因スルモノト思料セラル斯カルコトハ人事行政上遺憾ノコトナルヲ以テ部下職員ノ恩賞事項ニ付テハ常ニ深甚ノ考慮ヲ拂ハレタシ

一〇　判任待遇職員ノ俸給ニ付テハ待遇職員俸給表ニ依據スベキモノナルトコロ採用報告ヲ視ルニ級俸（例八級俸）ニ依ルコトヲ得ルモノニ對シ金額（例五十圓）ヲ表示シテ辭令ヲ交付スル向アリ右ハ事務統一上前述俸給表ニ依ルヲ本則トスルモノナルコトヲ了知セラレタシ

一一　位ヲ賜リタル際宗秩寮ニ對スル屆出書ヲ人事課經由スル向アルモ右ハ直接宗秩寮宛送付方取計ハルル様致シタシ

二　刑務

一　假釋放上申ニ關スル事項

(1)　單ニ所內ノ行刑成績ノミヲ觀察シテ假釋放ヲ上申スル向アルモ行刑成績ハ勿論犯罪ノ情狀、社會感情等ニ付テモ充分斟酌ノ上判定ノ適切ヲ期セラレタシ此ノ爲ニ必要アリト認メラルル場合ハ少年受刑者、選擧違反受刑者等以外ノ者ニ於テモ假釋放審査規程第十七條ヲ可及的活用シ判事、檢事ノ意見ヲ求メラレタシ

(2)　上申書身上關係欄中行狀ニ關スル記載ト添付ノ得點表ニ於ケル行刑成績ト往々齟齬セルモノアルヲ以テ注意アリタシ

(3)　事件牽連者ニ關スル調査ノ粗漏ナルモノアリ上申ニ際シテハ詳細調査研究セラレタシ尙共犯者ヲ同時ニ上申スル場合上申書ニ共犯者ニ關スル事項ノ記載ヲ省略シ或ハ單ニ「同時ニ上申シタルヲ以テ省略ス」トスルモノアルモ多數書類ヲ取扱フ事務處理上ヨリスルモ斯ル場合ニ於テモ必ズ各別ニ共犯者事項ヲ記載セラルル様致シタシ

(4)　上申書記載ノ罪名ト適用法條トガ往々合致セザルモノアリ上申書罪名ハ適用法條ニ基キ記載セラレタシ

(5)　法定未決勾留期間通算ノ場合ニハ必ズ其ノ理由ヲ調査ノ上記載セラレタシ

(6)　犯罪ノ動機ニ付何等ノ記載ナク單ニ犯罪事實ヲ述ブルニ止マルモノアリ將來之ヲ詳記スル様注意セラレタシ

(7)　假釋放條件期間經過ノ日ヲ誤ルコトナキ様屢々注意シ來レルニモ拘ラズ尙其ノ事例絕エザルハ遺憾ナリ將來一層注意セラレタシ

(8)　假釋放後ノ職業ニ付單ニ「適當ナル職ニ就ク豫定」トスル向アルモ保護關係特ニ良好ノ場合ニ非ザル限リ就職ノ點ニ付テハ相當程度ノ確實性ヲ得タル後ニ於テ上申セラレタシ

(9)　釋放者ヲシテ單獨ニテ遠隔地ニ歸住セシムル場合ハ途中逸出シテ直チニ犯罪ヲ爲ス事例多々アルニ鑑ミ歸住保護ニ關シテハ周到ナル注意ヲ拂ヒ特ニ假釋放者ノ場合ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

(10)　上申書添付ノ得點表ニ記入セラレタル得點ト實際ノ得點トニ相違アルモノアリ誤記ト認メラルルモ注意ヲ要ス

(11)　病狀惡化其ノ他ノ理由ニ依リ要急ノ上申ニ就テハ特ニ其ノ急ヲ要スル旨ヲ表示スル附箋等ヲ上申書ニ貼付シ置カレタシ

(12) 假釋放指定上申ノ場合ニハ相當期間前ニ上申スルコトニ屢々注意シ來レルニモ不拘時切迫シテ到底其ノ指定日迄ニハ審理手續ヲ了シ得ザルモノアリ少クトモ二週間前ニ到着スル樣發送セラレタシ

(13) 假釋放察査規程第十六條ニ依ル上申ニシテ且判險事ノ協議ヲ要スル場合ニ於テハ仙宣ノ方法ニ依リテ可然例ヘバ少年受刑者ニ付制規ノ協議會開催ノ日ヲ待チ爲ニ却テ上申ノ時機ヲ失スルニ至ルガ如キコトナキ樣致シタシ

(14) 短期刑ニシテ且殘刑極メテ僅少ナルモノノミヲ基準トシテ上申セラルルヤニ思料セラルル向アルモ如斯モノアリトセバ假釋放上申ハ單ニ一個ノ技術ト化シ又ハ量的示現ヲ目標トスルニ止マルモノト云フベク眞ニ改悛ノ情アリテ上申ノ好機ニアルモ尙殘刑期相當ニ多ク或ハ刑期相當ニ長期ノモノニ付テハ遂ニ之ヲ看過スルニ至ル場合ナシトセザルヲ以テ徒ラニ刑期ノ點ニ捉ハルルコトナク自由濶達ニシテ妥當ナル上申方法ニ努力セラレタシ

(15) 累進處遇短期除外者ノ假釋放上申ニ付テハ累進處遇適用者ニ於ケルガ如キ負擔條件ナキ爲易々トシテ止申セラルル傾アルモ右ハ適用者トノ權衡及ビ少年、準少年ニ於テハ其ノ特別行刑ノ爲サルル趣旨ヲ體シ將來適當ナル考慮ヲ拂ハレタシ

二 累進處遇ニ關スル事項

(1) 第四級ニ滯級ノ處分ヲ爲シ其ノ翌月ニハ飛躍的ニ第二級ニ特別進級セシメタル事例アルモ如斯ハ第二十七條第二項或ハ第十七條第二項ノ甚ダシキ濫用ニシテ衆情其ノ他敎化上ヨリスルモ妥當ヲ缺クヲ以テ斯カルコトナキ樣注意セラレタシ

(2) 屢々注意シタルトコロナルモ徒ラニ衆情ノ諮謁ヲ希ヒ爲ニ行刑成績ノ評點及ビ進級ノ決定ニ際シテ寬大ニ過キ延テ適格ナラザル高級者（特ニ第一級者）ヲ多數ナラシムルノ弊未ダ止マザルガ如キモ此ノ點特ニ注意セラレタシ

(3) 假釋放上申ノ爲ニ卒急ニ第二級又ハ第一級ニ特別進級セシムルガ如キ嫌アルモ特別ノ事由ナキ限リハ相當期間訓練ヲ經タル上上申スル樣豫メ粗漏ナキヲ期セラレタシ

(4) 累進準備會ニ對スル適度ノ監督及ビ累進準備會員ニ對スル敎養訓練ニ付テハ層一層盡力セラレタシ

三 刑務事故ニ關スル事項

(1) 最近看守ガ帶劍ヲ奪ハレテ收容者ノ自殺及ビ看守ニ對スル傷害ノ用ニ使ハレタル事例アルモ如斯ハ全ク服務中ノ精神弛緩ノ甚シキト平素武器ニ對スル觀念養成ノ缺如ニ基クモノニシテ注意セラレタシ

(2) 勤務交代ニ際シ直チニ就業受刑者ノ目算又ハ點檢ヲ爲サズ或ハ舍房巡回ヲ爲サズ爲ニ事故（逃走或ハ縊首）ヲ登見スルコトノ甚シク遲延シタル事例アリ戒護ノ作用ガ事務的ニ流レ形式ニ墮スルコトナキ樣點檢若クハ搜檢ヲ嚴密ニスルハ勿論常ニ戒護精神ノ高揚ヲ喚起セシメラレタシ

(3) 選擧違反被告人悲觀ノ狀アリ戒護ニ於テ嚴重視察中ナリシモ敎誨師ニ於テ事前何等ノ敎誨慰安ヲ爲スコトナク結果ニ於テ縊死未遂事故ヲ惹起シタル事例アリ常ニ他課ト協調協力シテ事故ノ發生ヲ未然ニ防グベク萬全ノ策ヲ採ル樣致サレタシ

三 思想

一 治安維持法違反ノ刑確定シタルトキハ該受刑者ノ家庭關係等ヲ考慮シ必要アル場合ハ適當ナル刑務所ニ移送ノ上刑ヲ執行スルコトセル所以ノモノハ其ノ近親愛ニ直接セシムルノ機會ヲ多カラシメ因テ以テ轉向ヲ促進スルニ在ルニ不拘成績報告等ニ依レバ移送收容後一年甚シキハ數年ニ亙リ接見ナキニ漫然之ヲ顧ミザルヤノ觀アルモノハ甚ダ遺憾トスルトコロナリ此ノ種受刑者ノ轉向動機ヲ調査スルニ多種多樣ニ岐ルト雖モ近親愛其ノ他家庭關係ニ因ルモノ斬然多數ヲ占メ四三%五ノ高率ヲ示セリ各位ハ玆ニ鑑ミ爾今移送セラレタル者ナルト否トヲ問ハズ保護監察機關、保護團體及寺院等ト緊密ナル聯絡ヲ採リ力メテ屢々近親ノ接見ヲ求メ此等ト相協力シ轉向ヲ促進スルコトニ萬全ノ努力ヲ拂ハレタシ

二 個性調査中家庭ノ狀況欄記載方區々ニシテ且要項ヲ脫漏スル向アリ資料價値ヲ減殺シ統計作成等ノ場合能率ヲ阻害スルコト拂カラザルニ付爾今左記ニ依リ簡明ニ記載セラレタシ

記

(1) 實父母、養父母、妻（內妻ヲ含ム）子、兄弟姉妹其ノ他ノ家族ノ順ニ列記シ其ノ下部ニ各存亡、住所、續柄、職業、氏名及年齡ヲ記シ妻子ナキモノニ付テハ其ノ旨ヲ明記スルコト

(2) 家庭ノ良否及生計ノ狀態

(3) 家庭トノ親和狀態

三 詭激思想懷抱者諸報告中氏名ノ難讀又ハ二樣ノ讀方アルモノニ付テハ爾今傍訓ヲ施サレタシ

四 左記諸報告中女子ハ氏名ノ右肩ニ特ニ（女子）ト記シ女子タル旨ヲ表示セラレタシ

(1) 昭和三年九月行甲第一六七三號ニ依ル詭激思想懷抱者原簿（甲乙共）

(2) 昭和七年十二月行甲第三〇三五號ノ一ニ依ル治安維持法違反受刑者入所報告

同 出所報告

同 異動報告

(3) 昭和八年六月行甲第四四號ニ依ル治安維持法違反未決拘禁者調第一號樣式

(4) 昭和十年十一月行秘甲第二一三號ニ依ル治安維持法違反受刑者釋放別調

五　左記諸表中女子ハ當該各欄ニ朱書再掲セラレタシ若シ女子ナキトキハ左欄外ヘ其ノ旨表示スルコト

(1)　昭和八年六月行甲第九四四號ニ依ル治安維持法違反未決拘禁者調第二號樣式

(2)　昭和九年八月行秘甲第二〇六號ニ依ル治安維持法違反受刑者累進處遇令級別報告

(3)　昭和九年九月行甲第一三二六號ニ依ル詭激思想懷抱收容者入出所表

(4)　昭和十年六月行甲第八六四號ニ依ル治安維持法違反受刑者轉向動機報告

六　昭和三年九月行甲第一六七三號ニ依ル詭激思想懷抱者報告第五號「釋放報告」中備考欄ノ記載事項ヲ脫漏スル向アリ爾今左記事項ヲ無漏記載シ且報告ノ敏速ヲ期セラレタシ

記

(1)　出所後ノ歸住地及職業

(2)　保護ノ方法

(3)　警察官署ヘ通報ノ有無

(4)　治安維持法違反受刑者ナルトキハ釋放ノ通知先名稱

（昭和八年五月行甲第七三七號、昭和九年九月行秘甲第二五〇號及昭和十年十月行秘甲第一八五號參照）

四　經　理

一　營繕費ノ要求ハ年々累增シ其ノ取捨ニハ頗ル困惑ヲ感ズル處ナルガ新營費ハ年額僅カニ三萬餘圓ニ過ギズ修繕費ノ留置額モ極メテ僅少ニシテ年々他ノ費目ヨリ多額ノ流用處辨ヲ爲スノ狀態ニ付何レモ眞ニ緊急不得已工事ノ外到底要求ニ應ジ難キヲ以テ常ニ建物ノ管理、利用方法ニ注意ヲ拂ハレ修繕費ノ如キハ努メテ配賦額內ニテ支辨セラルルコトニ御考慮相成リタシ

二　災害ノ事實ハ努メテ迅速ニ報告スベキ旨昨年ノ會同時ニモ注意ヲ促シ置キタル次第ナルガ今次ノ雪害ノ如キ融雪期ニ入ラザレバ調査困難ナリトシテ報告書ノ提出ヲ遲延シ爲ニ財務當局ヘノ復舊費要求ヲ斷念スルノ餘儀ナキニ至リシモノアリ斯クノ如キハ萬難ヲ排シ計數ヲ取纏メ時機ヲ失セザル樣報告方注意アリタシ

三　作業收入高ノ增加ヲ圖ル方便トシテ年度末ニ至リ未成工品ヲ調定（空調定）シ或ハ習年度ニ至リ購入受入ヲ爲スベキ物品ヲ現年度中ニ持込マシメ生産ニ使用スルガ如キ何レモ違法ノ取扱タルノミナラズ不整理ニ陷リ延テハ不正事件ヲ惹起スルモノナルヲ以テ斯ル無謀ノ措置ハ嚴ニ取締ラレタシ

四　出納官吏ガ取扱上ノ煩瑣ヲ厭ヒ現金收納ノ手續ヲ避クルノ嫌アリ爲ニ作業掛員等ガ製品代ヲ一時預リトシテ藏置スルニ至ル現金ハ成規ニ依リ卽納方勵行アリタシ

註　納入告知書ノ登行濟ノモノト雖モ其ノ納入告知書ニ依リ收入官吏ニ於テ現金收納ノ手續ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ

五　收容費下半期過不足見込額調ニ付テハ屢々注意スル處ナルニ不拘昭和十年度ノ實績ヲ見ルニ今尙食料費、給與等ニ過大ノ見込ヲナシ要求額以上ノ剩餘ヲ生ジ年度末ニ至リ他ノ目ヘ流用セシ向アリ殊ニ豫算ノ性質ヲ異ニスル就業費ニ流用セシモノ六萬餘圓ノ巨額ニ上ル抑々不足要求額ハ所謂見込ナルヲ以テ其ノ間多少ノ增減アルハ免レ難キモ斯クノ如キハ全ク杜撰ナル調査若クハ見込過大ニ因由スルモノニシテ其ノ結果ハ當局ノ實行計畫ニ相反スル決算面トナリ財務當局ニ對スル收容費不足要求理由ニ悖リ延テハ後年度豫算編成ニモ反映スル等其ノ影響スル處尠カラザルヲ以テ實際ノ所要額ヲ精密調査計上シ他ノ費目ヘノ流用ハ努メテ之ヲ避ケラレタシ

六　食料品ノ價格漸騰ノ趨勢ニアル爲メ收容者ノ菜代增額ヲ要求セラルル向多々アリ當局ハ每々此ノ點ニ留意シ相當考慮ヲ拂ヒツツアルモ未ダ豫算單價ノ增加ニ至ラズ而シテ菜代ハ各地方ノ特種事情其ノ他ノ關係ヲ斟酌考究ノ上指定シアルヲ以テ各地方ノ一時的現象若クハ季節的物價ノ變動ニ基ク申請ニ對シテハ他トノ振合及豫算處理上容易ニ增額ノ詮議困難ナル事情アリ依テ副食物給與ニ付テハ品種ノ選擇調理ノ按排竝購入ノ時期方法等ヲ研究シ營養ノ完全ヲ期スル樣留意セラレタシ

七　隨意契約ニ依リ物品ノ購入ヲ爲スニ際リ相當金額ニ達スルモノト雖モ只一人ノ見積書ニテ購入シ又ハ一、二ノ出入商人ノミヨリ見積書ヲ徵シ見積合セハ殆ンド形式ニ流レ慣行價格ニテ購入シ或ハ用達商人ノ如キ仲介者ヲ置キ如何ナル物品ト雖モ悉之ニ命ズルノ弊風ニ陷ルガ如キコトアリ斯クテハ安價ニ良品ヲ購入スルコトヲ得ザルノミナラズ往々不正納入ノ因ヲ爲スコトアルヲ以テ廣ク多數ノ商人ヲ相手トシ相當額ニ達スルモノハ必ズ二人以上ヨリ見積書ヲ徵シ若シ之ヲ徵スルコト能ハザルトキハ事由ヲ詳記シ後日ノ檢査證明ニ備フルノ用意アルヲ要ス又見積低廉ナルモ品質粗惡ノ事由ニ依リ購入不決定ノ場合ハ技術者若クハ關係官吏ノ詳細ナル調書ヲ作成添付シ置カレタシ

八　購入物品ノ檢收ハ最モ重要事項ナルニ拘ハラズ常時一定ノ官吏ニ立會檢査ヲ命ジ置キ檢査員亦事ニ狎レ檢査ハ全ク形式ニ流レ檢收簿ニ捺印スルニ過キザルモノアルヲ以テ檢査員ハ時宜ニ依リ交互ニ之ヲ命ジ嚴重ナル監督ノ下ニ立會檢査ノ勵行ヲ期セラレタシ

九　收容費豫算調書中下半季不足見込額計上額欄ヲ總テ朱書計上シ居ル向アリ右過剩額ハ朱書シ不足額ハ墨書スルコトニ取計ハレタシ

一〇　死亡賜金豫算增額申請ニ付テハ昭和八年五月會甲第一四六六號通牒ニ依リ一定樣式ノ明細書添付提出セラルベキ筈ナ

ルニ今尚之ニ依ラズ爲ニ計算ノ基礎明カナラズシテ照復ヲ要スルモノアリ注意セラレタシ

一一 本省ノ指令ニ基ク囑託（特認）者ノ手當ハ報告ヲ俟チ豫算ノ增減ヲ爲ス取扱ナルヲ以テ轉免、昇給等異動ヲ生ジタル都度遲滯ナク報告アリタシ

一二 內國旅費ノ計算ニ付左記注意アリタシ

（イ）家族移轉料ノ算出大人ノミノ場合

赴任手當（規定額）ノ三分ノ二ノ二分ノ一額ハ總テ厘位迄算出シ之ニ本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料ノ全額ヲ加算家族數ヲ乘ジ最後ニ厘位ヲ切捨ツ

（ロ）同　大人ト小人ノ場合

大人一人分（厘位切捨テザルモノ）ヲ二分シ（厘位迄算出）之ニ小人數ヲ乘ジ其ノ積ニ大人分ヲ加算シ厘位ハ切捨ツ

（ハ）携帶家族ハ本人赴任ト同時ニ移轉セシムルヲ原則トスルモ都合ニ依リ同時ニ移轉シ能ハザルトキハ其ノ事由、續柄、移轉見込年月日ヲ携帶家族調書末尾ニ記載ノコト

一三 現員現給調ハ豫算施行ノ企畫樹立上重要ナルヲ以テ作成上充分ノ注意ヲ拂ハレタシ尚左記事項ノ過誤ナキヲ期セラルベシ

（イ）護送費支辨ト就采費支辨トノ俯人ハ各別ニ區分計上方勵行アリタシ

（ロ）囑託者ニシテ無給者ニハ「×」印ヲ附シ女雇及俯人ニ付テハ相當欄ニ朱書再揭シ尚日給者ニシテ常時服務セズ必要ニ應ジ出勤セシメ日給ヲ支給スルモノハ普通日給者ト區分スル爲メ「〇」印ヲ附スルノ取扱ナルニ之ヲ勵行セザル向アリ

（ハ）俸給月額及總額ニ於テ圓未滿ノ端數ヲ省略スル向アリ錢位迄記載ノコト

（ニ）職員定員欄ハ本省指令ニ基クモノヲ記載シ自廳支辨職員ヲ加算セザルコト

五 作業

一 現時ノ作業事務ハ其ノ進展ニ伴ヒ著シク激增シ益々複雜化スルヲ以テ其ノ一面ニ於テ作業事務極閑ヲ勵行シ過誤ナキヲ期セラレタシ

二 年度末ノ註文引受ニ際シテハ克ク自所ノ能力ヲ研究シ無謀ノ引受ニ依リ却テ信用ヲ害スルガ如キ事ナキ樣注意アリタシ

三 納品檢査ノ實況ヲ見ルニ往々規畫ニ違ヒ又ハ製作上不注意ノ爲メ再製手直シ等無用ノ手數ト費用ヲ要スルモノ極メテ多ク殊ニ納期甚シク遲延シ所要時間ヲ失ハシムル等批難ヲ受クルコト屢々アリ兎角減スルノ虞ナキヲ保シ難ク將來納品ニ付テハ持込前充分ノ檢査ヲ爲スハ勿論納期確守ニ付テハ一層ノ注意ヲ要ス

四 作業製品ノ出納ニ付テハ成規ノ手續ヲ履行スベキ筈サルニ

往々作業命令數內生產ノ場合又或ハ生產完了セルモノニ對シテモ作業原簿ノ處理ヲ怠リ賣却決議未濟ノ儘製品ヲ搬出交付セラレ居ル事實アリ從テ此ノ場合代金納入告知書ノ發行遲レ甚シキハ半年餘モ經過シ既ニ相手方ニ於テ其ノ事實ヲ忘レタル頃始メテ送致スル等ノ事例アリ將來斯ル不都合ナキ樣成規ノ手續ヲ履行セラレタシ

五 作業素品受拂簿ノ處理方不充分ナルモノアリ卽チ物品ノ製作又ハ修繕ニ要スル材料ハ各製作命令ニ對シ其ノ所要數量ヲ拂出スベキ筈ナルニ之ガ手續ヲ怠リ生產完了後精算拂出スルガ如キ或ハ又拂出材料ニシテ作業上過剩ヲ生ジタルトキノ餘材戻入ヲ爲サズ處理放漫ニ流レ多量ノ不用材料ヲ工場ニ藏置セル向アリ斯ル不整理ノナキ樣注意セラレタシ

六 定期諸報告竝調査事項ニ對スル回答速カナフズ甚シキハ一ケ月以上モ經過セル後送付セラルル向アリ事務處理上支障ヲ來スニ付期日內ニハ必ズ提出サル樣注意セラレタシ

七 不用物品ノ整理方ニ關シテハ周到ナル注意ヲ以テ行ハルルコトト思料スルモ拂下價格ノ如キ特ニ公正ヲ期シ苟モ疑惑ヲ懷カシムルガ如キコトナキ樣一層ノ注意ヲ要ス

八 昭和十年度ニ於ケル各所ヲ通ジ作業材料ノ繰越高ハ八十八萬餘圓ノ多額ヲ示セリ勿論木工材料ノ如キ乾燥ノ必要アルモノニ付テハ已ムヲ得ザル事情アリトスルモ斯ク多額ノ資金ヲ固定セシメ一面資金不足ヲ訴フルガ如キハ策ノ得タルモノニアラズ作業經營ニ付テハ常ニ國內狀勢ヲ觀察シ經濟界ノ變動ニ留意シ物品算入ノ時期ヲ誤ラザルハ勿論其ノ使用程度如何ヲ考査シ徒ラニ多量ノ物品ヲ購入スルガ如キコトナク常ニ就業費ノ活用ニ努メラレタシ

九 官司作業トシテノ注文引受ニ對シ構ヘテ之ヲ委託ノ形式ニ替ヘ成規ノ物品購買手續ニ據ラズ材料ノ購入ヲ爲シ提供材料ノ如ク之ヲ處理スルノ事例アリ斯クノ如キハ宮ニ注文者ヲシテ諸種ノ疑惑ヲ懷カシムルノミナラズ延テハ不正事件ヲモ惹起スルノ虞アリ將來斯ル取扱ヲ爲サザル樣監督アリタシ

六 敎化

一 週間制度ノ施行ニ關シ本制度ハ受刑者敎化ノ點ハ素ヨリ職員ノ緊張ヲ促シ錯綜セル事務ヲ整頓スベキ最モ好機會ナルヲ以テ通牒ノ趣旨ニ副ヒ刑務職員一體トナリ力メテ之ガ活用ニ留意セラレタシ

二 私本看讀出願ニ對シ昭和十年十月行甲第一四六四號ニ依リ本省ノ審査ヲ經許可シ差支ナシト認メラレタル場合右審査ハ從來ノ監房携帶書籍數ノ制限ニ關シテハ何等關係ナキモノニ付誤解ナキ樣注意セラレタシ

三 受刑者ノ接見ニ關シテハ監獄法施行規則第百二十七條第二項及行刑累進處遇令第六十五條ノ規定ニ依リ立會者ヲ付セザルコトヲ得ルニ對シ本省ニ達セル報告ニ徵スレバ其ノ施行狀

況機械的ニシテ必ズシモ良好ナラズ受刑者ノ身上其ノ他ノ諸關係ヲ考慮シ教務課長ト連絡ノ上本制度ヲ活用スル樣注意セラレタシ

四　行刑累進處遇令第五十八條ニ依リ競技、遊戲又ハ運動會ヲ行フ場合（イ）競技場ノ設備トシテ萬國旗ヲ掲グル等相當ノ飾付ケヲ爲スハ差支ナキモ著シク華美ニ流レザル樣（ロ）所外ヨリ望見シ得ザル樣（ハ）喚聲拍手等著シク所外ニ渉ラザル樣注意セラレタシ

五　刑務事故ニ對スル直接ノ責任ハ獨リ戒護ノミニ歸着セシムルヲ得ズ刑務事故防止ノ完璧ハ教務、醫務其ノ他一體トナリ戒護ト相俟ツテ各自其ノ職責ヲ果スニ非ザレバ之ヲ期待シ得ザルモノニシテ就中教務職員ノ關與スル所重大ナルハ言ヲ俟タズ然ルニ最近ノ事例ニ依レバ教誨師中ニハ獨居拘禁中ノ者殊ニ刑事被告人ニ對スル居房巡視ヲ懈怠スルノ傾アリ重要ナル刑事被告人ノ自殺等續發スルハ洵ニ遺憾トスル所ナレバ教誨師ヲシテ努メテ居房ヲ巡視セシメ刑事被告人ノ修養ト慰安ニ努メラレ以テ事故防止ニ萬全ノ努力ヲ拂ハレタシ

七　衛生

一　結核患者ノ報告ニ付結核性疾患ノ患者ハ全部報告セラルベキ筈ナルニ肺結核患者ノミヲ報告シ其ノ他ヲ遺脫セラルル向往々有之樣認メラルルモ右ハ肺結核ノミニ限ラズ結核性疾患ニ因ルモノハ全部報告スル樣セラレタシ

二　診療報告書ノ提出ニ付キ調査スルニ該當患者アルニモ拘ハラズ全然診療報告書ヲ提出セザル所アリ又死亡、執行停止、其ノ他ノ未治出所者等ニ就テハ報告アルモ昭和六年四月行甲第六一五號訓令ニ依ル右報告書ノ第一項第七竝ニ第二項ニ該當スル患者ニ付テハ報告セザル向往々アリ就テハ此等ニ關スル訓令ノ趣旨ヲ遵守シ該當患者アルトキハ必ズ報告スル樣セラレタシ

三　備藥箱ニ付テハ大正十二年六月行甲第三三號訓令ヲ以テ其ノ内容品及取扱手續ヲ制定セラレタルモノナルガ之ガ内容品ヲ整備セザル向アリ右ハ訓令ノ趣旨ニ背馳セザル樣留意セラレタシ

四　常備試藥ハ昭和十年十月行甲第一四七〇號ノ二依命通牒ヲ以テ調製ノ上諸檢査ヲ勵行スベキ旨規定セラレタルモ今仍所定ノ試藥ヲ常置セザル向アリ右ハ速ニ通牒ノ趣旨ヲ實行セラレタシ

五　衞生材料（其他）所要見込數量調書ニ依リガーゼ、晒木綿及脫脂綿ノ消費數量著シク多キ向アルヲ見ルモ繃帶、ガーゼハ消毒再製ノ上使用スル等昭和六年十一月行甲第二〇一二號通牒ニ基キ節約ノ趣旨ニ副フコトニ努メラレタシ

六　藥品所要見込數量ノ報告ヲ見ルニ規程上使用シ得ザル藥品ノ配給ヲ求メラルル向アリ此等ハ藥品ノ效用ヲ知ラザル用度

係ガ醫務課ニ協議セズシテ衞生材料取扱規則ヲ表面的ニ解釋シテ行ハルル結果ナルモノト思料セラル就テハ指定藥品配給方ノ請求ハ醫務課ト用度係ト愼重協議シテ請求書ヲ作成スルコトヲ嚴守セラレタシ

七　毎年度上下半期所要衞生材料（藥品）數量等調書、衞生材料（其他）所要見込數量調書及衞生材料中器械ノ過不足調書等ヲ提出スルニ當リ所定ノ報告期日ヲ著シク遲延スル向アル爲メ配給上多大ノ支障ヲ生ズル處アルヲ以テ充分注意セラレタシ

八　衞生月表ノ作成ニ付不投藥人員ニ保健助手ニ於テ處理セル人員ヲ計上スル向アルモ右ハ醫師診察ノ結果投藥又ハ處置ヲ爲サズ若クハ處遇變更ヲ認メザル人員ヲ計上スル樣セラレタシ又臨時投藥人員女收容者ノ記載方ニ付規程ニ違背スルモノ有之樣認メラルルヲ以テ衞生月表作成ニ當テハ昭和八年一月行甲第一〇三號通牒ニ依ル右月表取扱例熟讀ノ上作成セラレタシ尙記載ノ人員ニシテ平常ノ月ト大差アルトキハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スル樣致サレタシ

八　指紋

一　隆線ノ磨滅事故ニ依リ久數ニ渉リ押捺未濟ノ儘ニ爲シ置キ遂ニ制規押捺原紙ノ作成ヲ爲サズ釋放スル向アリ隆線ノ磨滅ハ印象不鮮明ノ爲メ分類不可能ノ場合アリト雖モ押捺不能ノモノニアラザルヲ以テ剝皮全癒ニ至ラザル内釋放スルノ餘儀ナキ場合ニ於テハ必ズ指紋ヲ押捺シタル制規原紙ヲ作成シ其ノ事由ヲ原紙表面備考欄ニ詳記（朱書）シ提出スル樣特ニ注意アリタシ

二　指紋原紙作成上ニ付テハ從來通牒又ハ所長會同ニ於ケル注意事項等ニ依リ屢々注意セルモ令尙ホ遺憾ノ點アリ左記事項ニ付特ニ注意アリタシ

（イ）指紋押捺ニ際シ指頭ニ細塵等ノ附着セル儘押捺シタルモノト認メラレ指紋印象ノ甚ダ不鮮明ナルモノアリ指頭ハ細塵其ノ他ノモノノ附着スルガ如キコトナキ樣押捺前必ズ拂拭又ハ洗滌スルコト

（ロ）回轉押捺不充分ニシテ外角ノ鮮明ヲ缺クモノアリ回轉押捺ヲ充分ニスルコト

（ハ）原紙氏名欄記載ノ文字ト受刑者氏名自署欄記載ノ文字ト異ル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ氏名欄下部ニ横書スベキ筈ナルニ之ガ記入ヲ洩ラス向アリ將來必ズ記入ヲ洩ラサザルコト

（ニ）氏名欄記載ノ氏名難解又ハ讀方數箇アルニモ不拘振リ假名ヲ付セザルモノアリ之ガ振リ假名ヲ洩ラサザルコト

（ホ）分類番號欄ノ記入ハ要セザルニ往々記入シタル原紙ヲ送付スル向アリ右ハ將來記入セザルコト

（ヘ）㊀原紙ヲ作成シ送付スル場合ニ於テ㊁ノ記號印押捺箇

所制規ニ反スルモノアリ又ハ表面備考欄ノ朱書記入ヲ洩ラシ或ハ裏面受刑事項欄ニ現在執行中ノ事項ノミ記載シ他ノ前科事項ノ記入ヲ爲サザル向アリ記號㊞ハ氏名欄ノ上部ニ押捺シ指紋缺損等ノ事由ヲ表面備考欄ニ朱書スルト共ニ受刑事項ハ全部ヲ記載スルコト

三　短期受刑者ノ指紋原紙若クハ受刑追加小票ハ入所後速カニ作成シ其ノ都度洩ナク發送スベキモノナルニ往々普通原紙ヲ發送スル際前一ケ月分ヲ取纏メ同時ニ提出シ甚敷ハ釋放後ニ於テ原紙到着スルコトアリ指紋法運用上支障尠カラザルニ付從來屢々注意ヲ促シ來リタルトコロナルモ今仍勵行ヲ缺ク向アルハ遺憾ニ堪ヘザル次第ナリ爾今之ガ發送ヲ遲延スルガ如キコトナキ樣特ニ留意スルト共ニ短期受刑者ノ指紋原紙若クハ受刑追加小票作成竝ニ發送上ニ關シ左記事項注意アリタシ

(イ)　刑期三月未滿ハ實刑期ト解シ假リニ刑期四月ノ場合ニ於テモ未決拘留日數ヲ差引キ實刑期三月未滿トナル場合ハ之ヲ短期受刑者ト見做シ指紋原紙若クハ受刑追加小票ヲ作成シ速ニ發送スベキコト

(ロ)　短時受刑者ノ指紋原紙ヲ發送スルニ際リ正本副本ノミヲ提出シ置キ內務省用原紙ハ後日普通原紙ヲ送付スル際同時ニ發送スル向アリ右ハ正本副本原紙發送ノ節同時ニ送付スベキコト

四　初犯受刑者トシテ提出ニ係ル指紋原紙ヲ當局ニ於テ對照ノ結果累犯加重ヲ要スベキ前科ヲ有スル事實ヲ發見シ其ノ旨通牒ニ依リ裁判所ニ通報シ累犯加重ノ決定ヲ受ケタルモノニ對シ更ニ受刑追加小票ヲ提出セラルル向アリ右ハ既ニ原紙提出濟ノモノニ對スル刑期異動ニ付指紋押捺者受刑事項異動調書ニ依リ報告スベキモノニ付注意アリタシ

五　本年二月行甲第一一八號通牒ニ依リ引續キ二個以上ノ刑ニ付其ノ執行順位ヲ變更シタルモノアルトキハ指紋押捺者受刑事項異動調書ヲ以テ報告スベキモノナルモ右引續キ二個以上ノ刑トハ既ニ報告濟ノモノヲ指稱スルモノニ付假リニ報告濟ニ係ル第一刑執行中之ヲ停止シテ未報告ノ第二刑ヲ執行スルガ如キ場合ハ第一刑ニ就テハ前記ニ依リ指紋押捺者受刑事項異動調書第二刑ニ就テハ受刑追加小票ヲ以テ夫々報告スベキモノニシテ該小票記載ニ際リテハ記載例第六ニ依ルベキモノニ付特ニ注意アリタシ

六　指紋分類ノ番號ハ本省ヨリ訂正方通知ヲ受ケタル場合ト雖モ帳簿編綴ノ原本ハ洩ナク訂正シ置クベキコトニ就テハ屢々注意ヲ促シタルモノナルトコロ未ダ勵行セラレザル向アリ之ガ爲メ其ノ後ニ於テ異動調書若クハ受刑追加小票等提出ニ際リ當局ニ於テ處理上支障不尠ニ付將來之ガ訂正ヲ等閑ニ付セザル樣注意アリタシ

七　朝鮮人、臺灣人竝ニ外國人ニシテ朝鮮、臺灣ニ於テ受刑シタルコトアルモ曾テ內地刑務所ニ於テ受刑シタルコトナキ受

刑者ニ對シ往々受刑追加小票ヲ以テ報告セラルル向アリ右ハ新原紙作成ノ上送付セラレ度取扱上特ニ注意アリタシ

八　對照ノ爲メ提出スル指紋原紙ニハ必ズ生年月日ヲ記載スベキ旨曩ニ注意ヲ促シ置キタルトコロナルモ今仍之ガ記載ヲ爲サザル向アリ特ニ注意アリタシ

九　統　計

一　結計事務ニ付テハ數次ノ會同其ノ他ニ於ケル注意ニ依リ數年前ニ比シ格段ノ進歩ヲ爲シタリト雖モ尙多少遺憾ノ點アリ凡ソ統計ノ正破ヲ期スルニハ統計材料ノ蒐集ノ際ニ於ケル誤謬ヲ避クルコトヲ以テ第一トナスベキモノニシテ若シ統計表作成ノ第一歩タル材料ノ蒐集ニ於テ誤謬ヲ生ズルニ於テハ統計研究ヲ通ジ其ノ誤謬ガ終始一貫附纏ヒ將來是正セラルル機會絶無ト云フモ過言ナラザルベシ而シテ其ノ誤謬ヲ生ズル原因ニ付テハ主トシテ統計當務者ノ統計ニ無關心ナルコト統計ニ關スル智識ノ缺如トニ因ルモノト信ズ故ニ當務者ヲ選任スルニ當ツテハ其ノ適否ヲ充分精査シ且之ニ對シ隨時指導訓練ヲ爲シ統計ニ關スル智識ヲ養成シ以テ報告ノ精確適正ヲ期セラレタシ近時統計報告ヲ見ルニ當務者トシテ不適當ト思料セラルルモノ多少發見セラルルアリ各位ニ於テハ充分之ガ監督ヲ爲シ苟モ不適當ト認メラルル者ハ事務分擔替ヲ行フ等適宜ノ處置ヲ執ラレンコトヲ切望ス

尙左記各項ノ勵行ヲ望ム

(1)　統計小票其ノ他統計報告ハ總テ楷書ヲ以テ記載スベキモノナルニ往々草書ヲ以テセルモノアリ將來必ズ楷書ヲ以テ記載セラレタシ

(2)　統計小票、月表及年表用紙ヲ自所ニ於テ印刷セル向アリ集計上不便尠カラザルニ付必ズ小菅刑務所ヨリ配付セル用紙ヲ使用セラレタシ

(3)　統計小票、月表及年表用紙ハ古キモノヨリ順次使用シ新シキモノニ及ブコトトセラレタシ往々ニシテ古キモノト新シキモノト混用セラルル向アリ集計上不便ニ付注意セラレタシ

(4)　統計小票ノ記載方ニ付左記注意ヲ望ム

病者小票

入監前ノ病者ニシテ入監後發見シ病者トシテ取扱ヒタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ欄外餘白ニ記載セラレタシ

受刑者小票

犯時扶養セシ子ノ有無ニ付テ未婚者ナルトキ之ガ記載ヲ爲サザル向アルモ未婚者ト雖モ庶子或ハ私生子ヲ有スルモノアルヲ以テ必ズ其ノ有無ヲ記載セラレタシ

第九回全國刑務所武道大會記

第九回全國刑務所武道大會は所長會同開催前日の六月二十一日府中刑務所樹德殿に於て擧行せられた。この日早朝より小雨そぼ降り今日の盛事に一洙の陰霽を思はせたが、それも一時の杞憂に留まり午前八時頃には初夏の陽ざし赤銅葺の樹德殿屋根に照り映え心地よい微風が前庭高く掲げられた日章旗をなびかせ洵に思ひ設けぬ佳き日となつた。

場内は早朝より陰雨を衝いて馳けつけた役員諸氏の骨折に依つて既に萬般の設備を終り又前日府中町ホテルに旅裝を解いて寢苦しき一夜を過した各區選士達も今日ぞ晴れの舞臺の必勝を期して早くから控室に勢揃ひし腕を撫して筆舌の裡にもおさおさ策戰に餘念がない。午前七時半といふに遠隔の場所柄にも拘はらず來賓の諸士及び隨行員其他の諸氏の臨場は既に三十有餘を數え、受付係の手不足を喞たしめたのであつたが定刻前後には來入陸續として踵を接しさしも天下に廣大を誇る道場も瞬く間に是等招待者や近在刑務所應援者を以て充滿されて了つた。

定刻午前八時太鼓の音を合圖に府中刑務所長椎名理事會長代理として劍道審判員高野範士、柴田、佐藤兩教士と共に入場着席晴れの戰士六十名また場の中央に整列して開會の式が擧げられた。一同先づ神前に向つて恭しく拜禮を行ひたる後、前回の覇者第二區より柔劍道の優勝旗及優勝杯の返還を終り、續いて椎名會長代理より開會の挨拶、高野範士より審判上の諸注意あり愈々こゝに劍道各區對抗リーグの決戰は火蓋を切られた。

劍道成績表

一區		二區		三區		四區		五區	
五區	○	一區	△	二區	△	三區	△	四區	△
三區	○	二區	△	四區	△	五區	△	一區	△
二區	△	三區	○	一區	△	二區	△	三區	△
四區	○	五區	○	初段	大濱	初段	渡邊	初段	岩田
選士	三段	選士	初段	選士	一級	選士	一級	選士	初段
初段	川原	初段	大濱	初段	小泉	初段	井山	初段	中屋
北海少	△	市谷	△	水戸	○	岡山	○	名古屋	○
一級	△	一級	△	一級	△	一級	△	一級	△
井山	○	井山	△	井山	△	井山	△	井山	△
岡山	○	岡山	△	岡山	△	岡山	△	岡山	△
二段	竹林	二段	竹林	二段	竹林	二段	竹林	二段	竹林
岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○
三段	藤村	三段	藤村	三段	藤村	三段	藤村	三段	藤村
宮崎	○	宮崎	○	宮崎	○	宮崎	○	宮崎	○
初段	重富	初段	重富	初段	重富	初段	重富	初段	重富
山口	△	山口	△	山口	△	山口	△	山口	△
二段	有井	二段	有井	二段	有井	二段	有井	二段	有井
山口	△	山口	△	山口	△	山口	△	山口	△
三段	本村	三段	本村	三段	本村	三段	本村	三段	本村
岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○
初段	關口	初段	關口	初段	關口	初段	關口	初段	關口
京都	○	京都	○	京都	○	京都	○	京都	○
一級	土井	一級	土井	一級	土井	一級	土井	一級	土井
岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○
二段	山路	二段	山路	二段	山路	二段	山路	二段	山路
京都	△	京都	△	京都	△	京都	△	京都	△
三段	山田	三段	山田	三段	山田	三段	山田	三段	山田
岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○
初段	矢野	初段	矢野	初段	矢野	初段	矢野	初段	矢野
高知	○	高知	○	高知	○	高知	○	高知	○
二段	川澤	二段	川澤	二段	川澤	二段	川澤	二段	川澤
金澤	△	金澤	△	金澤	△	金澤	△	金澤	△
三段	松尾	三段	松尾	三段	松尾	三段	松尾	三段	松尾
樺太	△	樺太	△	樺太	△	樺太	△	樺太	△
初段	明才	初段	明才	初段	明才	初段	明才	初段	明才
府中	○	府中	○	府中	○	府中	○	府中	○
三段	相原	三段	相原	三段	相原	三段	相原	三段	相原
市谷	○	市谷	○	市谷	○	市谷	○	市谷	○
二段	鈴木	二段	鈴木	二段	鈴木	二段	鈴木	二段	鈴木
岐阜	○	岐阜	○	岐阜	○	岐阜	○	岐阜	○
初段	中屋	初段	中屋	初段	中屋	初段	中屋	初段	中屋
名古屋	△	名古屋	△	名古屋	△	名古屋	△	名古屋	△
三段	富水	三段	富水	三段	富水	三段	富水	三段	富水
戸澤	△	戸澤	△	戸澤	△	戸澤	△	戸澤	△
三段	西市	三段	西市	三段	西市	三段	西市	三段	西市
市谷	△	市谷	△	市谷	△	市谷	△	市谷	△
三段	並盛	三段	並盛	三段	並盛	三段	並盛	三段	並盛
岡少	○	岡少	○	岡少	○	岡少	○	岡少	○
三段	油北	三段	油北	三段	油北	三段	油北	三段	油北
海谷	○	海谷	○	海谷	○	海谷	○	海谷	○
二段	野盛	二段	野盛	二段	野盛	二段	野盛	二段	野盛
岡少	△	岡少	△	岡少	△	岡少	△	岡少	△
得點	一二	得點	一〇	得點	一五	得點	一三	得點	一〇

右表の如く劍道部優勝の榮冠は僅か二點の差を以て第五區の手に落ち、次位第三區第三位第一區第四位第四區となり前二年連續覇權を保有せる第二區は逆轉遂ひに第五位に甘んずる順位に結果付けられた。

かくて、劍道の決戰は午前十一時に終りを告げ晝食休憩後正午再び太鼓を合圖に柔道選士一同整列、役員また着席して、柔道審判員三船範士より試合上の諸注意あり、こゝに柔道の試合は開始せられた。

柔道成績表

一區		二區		三區		四區		五區	
五區	○	一區	△	二區	△	三區	△	四區	△
三區	○	二區	△	四區	△	五區	△	一區	△
二區	△	三區	○	一區	△	二區	△	三區	△
四區	○	五區	○	初段	大濱	初段	渡邊	初段	岩田
選士	三段	選士	初段	選士	一級	選士	一級	選士	初段
初段	川原	初段	大濱	初段	小泉	初段	井山	初段	中屋
北海少	△	市谷	△	水戸	○	岡山	○	名古屋	○
一級	△	一級	△	一級	△	一級	△	一級	△
井山	○	井山	△	井山	△	井山	△	井山	△
岡山	○	岡山	△	岡山	△	岡山	△	岡山	△
二段	竹林	二段	竹林	二段	竹林	二段	竹林	二段	竹林
岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○
三段	藤村	三段	藤村	三段	藤村	三段	藤村	三段	藤村
宮崎	○	宮崎	○	宮崎	○	宮崎	○	宮崎	○
初段	重富	初段	重富	初段	重富	初段	重富	初段	重富
山口	△	山口	△	山口	△	山口	△	山口	△
二段	有井	二段	有井	二段	有井	二段	有井	二段	有井
山口	△	山口	△	山口	△	山口	△	山口	△
三段	本村	三段	本村	三段	本村	三段	本村	三段	本村
岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○	岩國少	○
初段	關口	初段	關口	初段	關口	初段	關口	初段	關口
京都	○	京都	○	京都	○	京都	○	京都	○
一級	土井	一級	土井	一級	土井	一級	土井	一級	土井
岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○
二段	山路	二段	山路	二段	山路	二段	山路	二段	山路
京都	△	京都	△	京都	△	京都	△	京都	△
三段	山田	三段	山田	三段	山田	三段	山田	三段	山田
岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○	岡山	○
初段	矢野	初段	矢野	初段	矢野	初段	矢野	初段	矢野
高知	○	高知	○	高知	○	高知	○	高知	○
二段	川澤	二段	川澤	二段	川澤	二段	川澤	二段	川澤
金澤	△	金澤	△	金澤	△	金澤	△	金澤	△
三段	松尾	三段	松尾	三段	松尾	三段	松尾	三段	松尾
樺太	△	樺太	△	樺太	△	樺太	△	樺太	△
初段	明才	初段	明才	初段	明才	初段	明才	初段	明才
府中	○	府中	○	府中	○	府中	○	府中	○
三段	相原	三段	相原	三段	相原	三段	相原	三段	相原
市谷	○	市谷	○	市谷	○	市谷	○	市谷	○
二段	鈴木	二段	鈴木	二段	鈴木	二段	鈴木	二段	鈴木
岐阜	○	岐阜	○	岐阜	○	岐阜	○	岐阜	○
初段	中屋	初段	中屋	初段	中屋	初段	中屋	初段	中屋
名古屋	△	名古屋	△	名古屋	△	名古屋	△	名古屋	△
三段	富水	三段	富水	三段	富水	三段	富水	三段	富水
戸澤	△	戸澤	△	戸澤	△	戸澤	△	戸澤	△
三段	西市	三段	西市	三段	西市	三段	西市	三段	西市
市谷	△	市谷	△	市谷	△	市谷	△	市谷	△
三段	並盛	三段	並盛	三段	並盛	三段	並盛	三段	並盛
岡少	○	岡少	○	岡少	○	岡少	○	岡少	○
三段	油北	三段	油北	三段	油北	三段	油北	三段	油北
海谷	○	海谷	○	海谷	○	海谷	○	海谷	○
二段	野盛	二段	野盛	二段	野盛	二段	野盛	二段	野盛
岡少	△	岡少	△	岡少	△	岡少	△	岡少	△
得點	一二	得點	一〇	得點	一五	得點	一三	得點	一〇

果然柔道に於ては高段者の揃つてゐる第二區が斷然他を壓し堂々六點を引離して次位第四區の猛擊を退け六名の選士中全勝者四名を出した強味に於て見事二年連續の優勝を確保した。かくて第三位は第一區第四位第五區第五位は第三區の順位を以て玆に全く決戰の幕を閉じた時に午後三時四十分。

續いて優勝旗及優勝杯の授與式に移り選士一同再び整列して岩松會長の手より劍道は第五區有井、村本兩君に柔道は第二區武井、柳兩君に夫々授與せられ更に左記個人優勝者に對して賞品の授與あり、終つて岩松會長は一場の挨拶を述べ、武道の精神生活に及ぼす效果を說いて一段の修養練磨を期待せらるゝ所あり以て晴れの第九回大會を閉づるの辭とせられた。

劍道部優勝者

油谷寅之助（一區）　鈴木熊太郎（二區）
大濱勝（二區）　野澤國榮（二區）
藤村吉利（五區）　坪内豐（三區）
並岡武夫（一區）　柳藤太郎（二區）
鈴木丙午（三區）　岩崎松榮（二區）
竹林知（五區）　黒住毅（四區）

柔道部優勝者

得點	九	得點	二一	得點	六	得點	一五	得點	八
△	二段 加賀 札幌	△	三段 野澤 小國	△	初段 小林 新潟	△	二段 高岡 山原	△	二段 南里 長崎
○		○		△		○		△	
△		△		△		△		○	
△		△		×		×		×	
○	二段 小寺 札幌	△	三段 鈴木 府中	△	初段 北村 金澤	△	初段 安井 高知	△	二段 高田 福岡
△		○		△		○		△	
△		○		△		○		△	
△		○		○		○		○	
○	二段 八木 青森	△	三段 岩崎 小倉	△	二段 高本 新潟	△	二段 須磨 廣島	△	二段 山下 熊本
△		○		△		○		△	
△		○		△		○		△	
△		○		○		○		○	
○	二段 長田 札幌	○	三段 阿久津 宇都宮	△	二段 坪内 岐阜	△	二段 高橋 知山	△	二段 山田 長崎
○		○		△		○		△	
△		△		△		○		△	
△		△		○		○		○	
○	二段 牧野 宮城	△	三段 武井 小倉	○	二段 高田 新潟	△	二段 山河 岡山	△	二段 山下 長崎
△		○		△		○		△	
△		○		△		○		△	
△		○		○		○		○	
○	二段 野澤 青森	○	三段 鈴木 府中	△	初段 松本 金澤	△	二段 高橋 知山	○	三段 山下 福岡
○		○		△		○		△	
△		○		△		○		△	
△		○		○		○		○	
○	二段 加賀 札幌	○	二段 野澤 小國	△	初段 小林 新潟	△	二段 高岡 山原	○	二段 南里 長崎
○		○		△		○		△	
△		○		△		○		○	
△		○		×		×		×	

會長ノ挨拶

本日の武道大會はこれで目出度く終了いたすことになりましたが、朝來各選手各位が、それ〴〵に代表される各區の名譽にかけて、非常な熱誠を以て演技せられましたことに對し、私は深き感謝の意を以て拜見いたした次第であります。私がこの武道大會の主宰者となりましてから今回で第三回目でありますが、回一回と技術の練磨の著しきものあるを拜見いたしまして寔に御同慶に堪えない次第であります。これ專に選手各位が、先輩同僚の熱心なる御聲援により、且つ又各位の責任の自覺の下に、平常練習に精進されたる結果によることゝ存じ、滿腔の敬意を表するに吝かでない次第であります。

每度申し上げます通り、劍道及び柔道は、何れもわが國古來の國技でありまして、私共の祖先はこれにより、ひとり體力を練つたのみならず、大和魂を磨き、武士道の精神を完成して來たのであります。私共の祖先が、これ等の國技により、實に血湧き肉躍る底の壯烈なる仕事をしたといふ傳記、逸話は歷史の上に咲ける詩るべき花として、百歲千載の下、尙は私共に感激を與へずに置かないのであります。

又わが國が忠孝を以て本義とし、よくこの美風を養ひ得たることも、ひとしく武道に負ふところ少くないことは何人も否決し得ない事實であらうと存じます。凡そ武道の修業は、技術の練磨といふことがその目的であることは言を俟たぬところでありますが、同時に精神の訓練、品性の陶冶といふことがその目的となつてゐるのであります。これあつてこそ始めて武道の修業訓練といふことが、わが國民性によつて大切なる關係を有つことになるのであります。卽ち武道はいはゆる武士道的精神を養成するために大きな役割を有つてゐるのであります。何卒選手各位におかれても、この點に深く思ひをいたされ、武道の本義に徹底して、將來層一層御奮勵御精進あらんことを特に希望いたす次第であります。

今日熱戰を終へられた選手各位が、夫々御歸任になりました上は、今日の壯觀の次第を先輩同僚にも物語られ、他區の諸君の技術、精神にして、若し學ぶべきものあらば須らく採つて自家藥籠中のものとなし、以て今後における一段の修業の參考とされたいのであります。勝つものも負くるものも虛心坦懷、ひとしく今後の發奮の機緣とされたいのであります。

これやがて、各位が來年の勝負に具ふる所以でもあり、又武道修業の目的を達成する所以でもあると信ずるのであります。

最後に今日、朝來から御來場下さいまして、各試合に對し、嚴正公平なる御審判をなして下さいました審判員各位の御厚意と御勞苦に對し、深甚なる敬意と感謝の情を捧げ、御挨拶を終る次第であります。



家具類の審査について（品評會講評）

東京高等工藝學校教授　木檜恕一

私は主として家具、竹工品を拜見いたしましたので、その方面についての感想を少しばかり申し述べたいと存じます。先刻來審査員各位の御講評を承るに、他の品物についても大層御褒めの言葉があつたやうでありますが、木工品も同樣、大體において結構な出來榮えと拜見いたしました。しかしそれ等を一々褒め立てゝみると大へん時間を要しますので、私は反對に僅かばかりの批難を拾ひ上げて、それを私の感想として申し上げることにいたします。ですからこの僅かばかりの批難を除けば、あとは大てい褒めてゐるものと御承知置きを願ひたいのであります。この席は、公式張つた會合ではなく、申さば內々の集合と存じますので、隨分無遠慮なことを申し上げるかもしれませんが、その邊不惡御含みを願ひたいと存じます。

私は今回の出品を拜見して大へん結構に感じたのでありますが、しかし、何年前でしたか、かつて豐多摩刑務所の品評會で拜見した作品と比較いたしますと、多少見劣りがするやうな感がないでもありません。あの時の作品には、いかにも力の籠つた大作が多く、私共も胸を躍らせながら拜見したものでありますが、今回はそれ程に心を惹かれることなくしてしまひました。とは申せ、一面から申すと、やはり時勢の進歩で熱烈なる氣魄こそなけれ、着々として堅實の道を辿り技術においても餘程洗練されて來てゐる點のあることは否定出來ないのであります。豐多摩で品評會のあつた頃は、歐洲における新しい木工の樣式をドシ〳〵採用してみたときで、都鄙を通じてその勢ひは非常なものであつたのです。從つて惡作も多かつたのですが、同時に技術の洗練を缺いて、駄作も相當少くなかつたのであります。それが近頃では一應さうした時代も經過したので、新樣式に對する憧憬の度が稍々薄らいで來て、野心と抱負の點において多少退歩はしたものゝ、その代り技術が一樣に洗練されて來て脫線的作品がなくなり。同時に出來るだけロスを少くしやうとする着實の風が見られるやうになつたのであります。これは各意匠家各製造家に共通して見られる現象であります。今日の工藝界において、意匠家並に製造家の頭を支配してゐる傾向はといへば、出來るだけ西洋模倣といふやうな考へを清算してかゝり、飽くまでも自己の創意に基く自己の頭から絞り出した作品を作り出さうといふ風になつてゐるのであります。ですから見た目にはハデではないが、駄作が少いのです。唯多少遺憾なのは、前にも申す如く、作品に打込む力が稍々稀薄に感ぜらるゝことであります。しかし、この最近の傾向は、木工品製造の意圖としては大體において喜ぶべき現象であると私は考へてゐます。

さて今回私が拜見した出品物の中では、優良に當選した橫濱刑務所の和室用家具セットが第一番に私の目につきました。これは、いかにも研究的な努力の跡があり〳〵と窺はれて、實に愼重すべき作品であると思ひました。この作品をぢつと眺めてゐると、言ひしれぬ日本特有の味や香といふものがそこに强く滲み出てゐるのを感じます。從前の作品には、大作は或はあつたかもしれませんが、しかしこの作品程美しさと潤ひに富んだものは餘り多く見受けなかつたやうに覺えます。まことにこの作品一點だけを見ても、研究の態度がいかに深化して來てゐるかといふことが判ると思ひます。そこに並べられてゐる座卓、衝立、座布團といつたものは、唯一個の座卓、衝立等の器具類を全々としての單なる存在ではなくして、相互に密接な有機的聯關と調和とを保つてゐるのであります。例へば衝立の如きは側面から見ていかにも脆弱であり、且つ脚の部分がどうも感心いたしません。座卓にしても餘りに低くて、脚を入れるやうな場合には不自由であらうと感ぜられます。かやうに部分的には多少の缺點も見出されますが、全體的に見ればまことに結構な作品で、前の橫濱の作品と共に優に一等賞に値する作品と拜見いたしました。

かやうな立派な作品がある一方には又、どうも感心出來ないと思ふ作品も數つてしかもそれに立派に成功してゐる點においては何といつても感服せずにはゐられないのであります。同樣に小菅の食堂用家具セットも亦、洋家具全出品中の一光彩たるを失はないと思ひました。殊にあの作品の椅子には、意匠家の洗練された技巧がよく現はれてゐます。その他形狀、色彩、寸法等もいかにも合理的に表現されてゐると思ひました。尤も前の橫濱の作品と同じやうに、部分的には多少註文をつけたいこともあります。例へば圓卓に四つの小椅子があしらつてありましたが、あれはどうかと思ひます。殊にサイドボールドの配置や寸法には聊か難があると思ひました。それにサイドボールドが餘りに高過ぎます。かやうに部分的には多少の缺點も見出されますが、全體的に見ればまことに結構な作品で、前の橫濱の作品と共に優に一等賞に値する作品と拜見いたしました。

々見受けました。數年前の、西洋模倣時代若くは或程度の雜駁味を免れなかつた新氣運勃興時代であるならばともかく、今日の如き、調子の整つた、技術の洗練されてゐる時代に、刑務所の作品としては到底許すべからざる生硬にして未熟の作品も多々あつたのであります。殊に唐木細工の如きは、全く昔ながらの意匠、昔ながらの姿そのまゝで、そこに何等の新味も妙味も見られないのであります。唯同じものが異つた人の手で作られたといふだけのことで、それ以外には殆んど意味をなさないのであります。例へば岡崎の出品の小供の書机など、あの脚の部分のアヤフヤなこと、見てゐて危つかしいやうであります。又甲府の事務用卓子と椅子、あれも感心いたしません。木割が頑固で、技巧が未熟です。殊にあの三本脚は今にも轉がりさうでいかにも未熟なものです。又簞笥も多數出品されてゐて、それ〴〵相當な努力の下に製作されたものでありませうが、實を申すと一品として感心したものはありません。でした。長崎の簞笥などは、第一餘りに大きすぎて、日本間の疊の上には据ゑられさうもない代物です。いつも天井の高いあの陳列所の中に置いとくといふわけではないのですから、天井の低い日本間に据ゑて置くためには、どれ位の大きさにすべきかといふことを先づ考へてかゝらなければならぬことゝ思ひます。それにあの簞笥は實用的の家具で、中に衣裳類を入れておくものでありますから、抽斗の内部をこそ科學的に工夫すべきであると思ひますのに、その肝腎の内部は相もかはらずガランドーで唯外觀にのみ念を入れてゐられるやうです。その邊もう一段の御考慮が願はしいと思ふのであります。

その他趣きはちがつてゐますが、長崎から茶棚が出品されてゐます。成程、鄕土味タップリなもので、面白いといへば面白いのですが、餘りにも御國自慢を發揮しすぎてゐるやうに感じました。浦和からも小さい棚が出品されてゐましたが、何やらとても凝つたものですなア。知つてゐることは洗ひざらひぶチまけたといつた感じで、丸で技術の標本でも見るやうでした。又宇都宮から出品された書齋セットは木材の持つ特長を無視した作品であります。木質がすつかり隱されてしまつて、シックイか何かのやうな外觀くれといふことにばかり、全力を注いでゐるかのやうに私には見受けられます。簞笥は實用的の家具で、中に衣裳類を入れておくものでありますから、抽斗の内部をこそ科學的に工夫すべきであると思ひますのに、その肝腎の内部は相もかはらずガランドーで唯外觀にのみ念を入れてゐられるやうです。その邊もう一段の御考慮が願はしいと思ふのであります。

を呈してゐます。尤も考へやうでは、そこに一種トボけた味ひが出てゐて、思ひ付きでないこともありませんが、しかし、木工品も將來は、産業的といふことを目標として、工藝としての堅實な歩みを進めて行かなければならぬことでありますから、その立前から申すと、あのやうな作品は餘り歡迎出來ないのであります。もつと、木工品としての本來の面目に立ちかへつて、作品に對する態度を、しつかりと取り直していたゞきたいと思ふのであります。私は今回の作品を拜見してしみ〴〵考へたことでありますが、凡そ刑務所の出品といふものは、何處の展覽會にも又何時の展覽會にも見られるやうなさうした有りふれたものではなく、刑務所、しかもこの展覽會でなければ他には見られないといふ特色のある作品であつてほしいといふことであります。展覽會の内容が、毎年々々同じことを繰り返してゐるばかりで、少しも時代意識若くは時代の要求といふものを反映してゐないのは心細い話だと存じます。前にも申すやうに、日本の工藝界は、歐洲から採用すべきものをすでに採用し盡して、今や日本固有の特色を發揮して行かなければならぬといふ最も眞劍の時代がさうした傾向が多いやうに思ひます。家具類の如く或る少數の人々のみを目標にして、さうした人々に向きさうな作品ばかりが徒に多く、中流以下の人々の需要する作品を度外視してゐるといふやうな傾きがあるのであります。これはひとり刑務所ばかりではなしに、元來展覽會といふものゝ私はかつて依頼を受けて、或地方の展覽會の審査にまごつたことがありますが、第一會場に入つて一つ一つを調べて行くと、實に立派な出來榮えです、ところが、第二會場の即賣會の方へまごつて見ますと、これは又、第一會場の品物とは似ても似つかぬ實に俗惡極まるものばかりなのです。これは中流以下の人々の需要、大衆の要求といふものを全く無視してかゝつてゐる證據であります。成程製作者としては少數の人々の趣味を目標として、一つ自分の腕前を見てもらはう、といつた腕試しの意味で、殊更一般向きでないものを製作するといふ意味合ひもありませう。それも成意味では勿論必要のことでありませうが、しかし家具類のやうな多數の人々を對象とするものはやはり多數の人々の要求を主臺として製作されなければならぬものと思ひます。今日の日本は、良きデザインを一つ考へる、良き家具を一つ作る、といつた時代ではないのであります。飽くまでも産業的に意匠を練り、又製作技術を洗練してよくこれを合理化し、實用化して行くといふのが、現代の工業の大使命であり、又斯界の傾向なのであります。その使命と傾向とを眼前に見つゝ、奬勵する人もされる人も、一向に特殊の人々の氣に入りさへすればいゝ、一等賞に入賞しさへすればいゝ、といふやうな考へに膠着し

てゐることは、時代の趨向に盲目であるとの譏りを免れまいと思ふのであります。日本は今日、經濟的に行詰り、國民生活の更生打開といふことが強く叫ばれてゐます。産業界に一新生面を拓かねばならぬ時代と存じます。しかも地方には、木工品の材料である木や竹は、脚下にいくらでも散りばつてゐます。同時に、技術に長い歴史を有つ人々の間には、時代の潮流に乘り上げ、さうした材料を使つて、よく新時代の要求を充すべき作品を作り出さうとする氣運が漲つてゐるのであります。さうした時勢に、刑務所の作品ばかりが依然として舊套を守つてゐることは許されないこと、思ひます。將來は飽くまでも、産業的といふことを目標として、時代性、實用性、外觀、並に材料の使用等の點につきギリ〳〵のところまで練りに練つて、一點非難の餘地がないまでにしなければならぬこと、存じます。民間の仕事は、志はあつても力が弱いので、實行は容易に望めないのでありますが、幸にして刑務所は人員、設備等すべて揃つてゐるので、その點大に期待をかけることが出來るのであります。どうか將來は、近代家具の先驅者を以て自ら任ぜられ、仕事を何處までも産業的に蘇らせるといふことを眼目として、わが工業界のために、私共の理想であるこの大仕事を遂行していただきたいと思ふのであります。刑務所に限らず、民間等でも雜品などを澤山作りますが、どうも産業的でない憾みがあります、先年商工省の産業合理局で、事務用の椅子、卓子の規格を一定しやうとして、私も委員の一人として見たこともありましたが、その點になると、刑務所の如きは、前にも申すやうに、實力を有つてゐることですから、實行しやうと思へば容易に實行し得ること、存じます。米國の如きは、民間の各工場が何れも豊富な力を有つてゐますから、政府が音頭を取らずとも、みなそれ〳〵のスタンダードを有つてゐて、仕事を合理化し出來る限り無駄を省いてゐます。しかし日本ではさうした合理化された研究は、刑務所の展覽會等においてのみ望み得べきもので、他には望めないのであります。家具の製作等も、どうかこの精神でやつていただきたいのであります。今回の作品中にも、シムプル・セットと銘打つてあるのがありましたので、よく拜見して見ましたが、意匠等は決してシムプルではありません。旋盤の脚はもう少しその組合せ方と各部の寸度に注意が拂はるべきだと思ひました。岡山から出品された臺所の戸棚などは何處から見ても臺所用の戸棚といふ感じはいたしません。あれは事務室用です。内部が餘りに細かに區切れすぎてゐて、實用に遠いものです。米國では、百何十種かある家具の種類を、ギリ〳〵に減らして六十種程にし、經費を少くする上に生活をシムプルにしたといふ話を聞いたことがありますが、さういつた工合に、家具類は成るべくシムプルに、實用的にと考案さ

るべきものと思ひます。

それと同時に更に一歩を進めて、從來單に氣まぐれ的な道樂氣分でやつてゐたすべての作業を、飽くまでも合理的といふ見地から、自ら意匠を立て、自ら製作してかゝることが必要であると存じます。これは、大きな家具類よりもむしろ小道具類の方にその必要が多いのであります。大阪の工藝協會などでも、海外への輸出は、小工藝品を主としたいといふことを決定し、發表してゐますし、一方農村の傾向を見ても、行詰り打開の方法として、小さい工藝品の製作といふことに着眼しつゝあるやうです、今後の工藝品はどうしても販路を海外に求めなければなりません。先づ自分で使ひ、人々も使はせ、更に海外へと躍進して行かなければならぬのであります。わが國でも、現にその奬勵法も講ぜられつゝあるのでありますが、今回作品を拜見いたして見るに、この小工藝品が餘りにも閑却されてゐるやうに思ひました。丸で世間の風は刑務所の門を入らぬといふ風に、時代の要求に餘りに沒交渉であるやうに感じたのであります。刑務所とても、否刑務所などが先に立つて、時代の波に乘つて、日本の進むべき針路を開拓して行くべきものでないかと私は考へてゐるのであります。朝鮮や臺灣の出品物なども、大きいものよりも小さいものに新天地を求めて行くと、あの材料が生きて來ると思ひます。朝鮮の鎗鋼漆器の如きは、小作品においてこそ、新時代に生き、新時代の要求する實用品たり得るものと思ひます。竹工品なども同樣です。竹材は小さい工藝品に利用されて始めてその眞の價値を發揮し得るのであります。然るに朝鮮、臺灣の出品を拜見するに、さうした小作品は至つて少ないのであります。たゞ〳〵有つても、みな見古したものばかりで、新味を出したものがありません。その點、技術員の方々の御考慮を促したいと思ふのであります。

更に家具の製作に對して、指導者としても又製作者としても、共に注意を要すると思はるゝ點は、意匠と技術とがガッチリと組合つて、離ればなれのものになつてゐないといふことであります。意匠家と製作家と、二人の合作であつても、それが恰も一人の頭と手によつて作られたものゝやうに、渾然として統一された作品となつてゐなければならないのであります。兩者の合作であるがために、意匠と技術とが別々のものとなり、そこに懸隔が出來ては、作品の上に實に悲慘なる破綻が生れるのであります。家具類の如きは、意匠も製作も一人でやれるものではありますが、しかし産業的といふことを目標に置くやうになりまするとどうしても分業的になる傾向があります。分業でやりながら、それを恰も一人の頭と手によつて出來たものゝやうに、渾然と破綻のないものに作り上げやうとするのでありますから、そこに苦心が要るわけであります。先づ意匠について申せば、第一に目につくのは形と色とであ

ります。今回の作品を拝見しても、この形と色に對する詮議がどうも十分でないやうに思はれます。概していへば、餘りに新しすぎます。新奇に走りすぎてゐます。これを未熟といふ言葉で言ひ表はすのはどうかと思ひますが、すべて「過ぎる」のは未熟といつていゝと思ひます。言はゞ意匠の洗練が足りないのであります。例へば、札幌から出品された食堂用のセットの如きは、着想は實に面白いのですが、洗練が足りません。つまり十分な家具になりきつてゐないのです。同じ家具でも洋簞笥といふやうなものになると、用途かハッキリ決つてゐるので、從つて寸法もキチンとしてゐていゝのですが、飾り棚の如きは、必ずしも用途がハッキリしてゐないのです。中に入れるものがいつも一定してゐるといふわけではないのです。それなのに、内部の配合を餘りに細密にしておくと、何かにつけて不自由を感じます。ですからかうした家具は、もつと大まかにのんびりと作るがいゝのです。元來家具といふものは、それが實際に使用されて、即ちいろ〳〵なり、又入れたりして見て、しかも釣合ひがとれて見た目にもよく、實用性にも富むといふのが望ましいのです。家具に對する評價は、單に家具そのものとしてゞなく、實際に使つて見て、又物を入れて見ていゝのが、一番いゝのです。元來家具といふものは、そして日本間に置く家具といふものは、清楚にして纖細であることを特色として誇りとするのです。今回の作品は大體においてその點が缺けてゐるやうに思ひます。

小嵜の日本間の家具の中、机はやゝ優秀なもので、一見清楚と云ふよりも弱々しく感ずる樣ですが、内に相當の厚みを持ち、强さの點に充分の考慮が拂れてゐて、本年の商工展に於て商工大臣賞をもらつたあの飾机の手法と同じですが、兎角頑固になり勝ちな作品を清楚輕快にした力作で、結構なものです。又作品の中には、形と色との釣合ひがとれず、頭と胴と脚とが全然別々になつてゐるものも多く見受けました。函館の机の如きは色と形とが背中合せになつてゐて、言はゞチヨンマゲにシヤツポといふやうに、ちつとも調和がとれてゐません。一つの作品を作るにあゝまでチレンマに陷らなければならぬものかと思ひました。和洋チヤンポンですね。形と色との釣合ひがとれてゐません。形と色、殊に色といふことが、作品の上に偉大な力を及ぼすことは

言ふまでもないことでありますが、それがとんと感心出來ないのです。居間に置く家具であるなれば、居間としての氣分を表現し、象徴して、人にそれだけの感動を與へるものでなければならぬと思ふのであります。しかし浦和の兩袖の机は、ウオルナットを使用したものですが、落付きのあるいゝ作品だと思ひました。福岡の藍胎の卓子も結構なものでした。あの赤い色が一種の陰鬱を伴つて非常にいゝ感じを與へました。手法は可なり大膽なものですが、しかし、赤すぎるとも、明るすぎるとも思はれません。竹細工で面に高低があるので、色彩が落付いて見えます。この卓子には私も大に感心いたしました。個人の出品物では、横濱のサイド・ボールドが大へん良いと思ひました。少しもハデすぎるといつた感じがありません。大體個人出品には、隨分良いものもありますが、色の使ひ方がどうかと思ひます。生の色、即ち原色に近い色をそのまゝに使つてゐるものもありましたし、又色數が餘り多すぎるやうにも思ひました。一つの家具には大體二色位で結構です。さうすると、作品が高尚に見えます。棚といふのは、いろ〳〵の器物を入れたり載せたりするもので、唯でさへ多彩になり勝ちですから、その最後のこととまでを考へて、色數は餘り多くしない方がよいのです。浦和の茶棚の如きは色彩が多樣すぎて下品に感じました。又色と形とは、密接に握手して、調和を保つたものでなければなりません。

次には技術の點ですが、元來日本工藝品の特色若くは尊さは技術の點にあるのです。かつてパリの博覽會に、日本の工藝品が出品されましたところ、パリ人は眼を瞠つて、日本品の技巧の纖細なこと、値段の安いこと、日本人の手先きの器用なことに一驚を喫したのであります。漆の蒔繪の如きは、外國人には實に驚異そのものであるらしいのです。かうした技術はたしかに日本工藝品の獨特の長所であります。もしこの技術が、日本の農村において十分に利用されたならば、日本工藝品の海外進出は實に目ざましいものがあるでありませう。これはフランスの工藝界にとつて一大脅威であるといふので、日本品に對する迫害が始つたといふ事實があるのであります。かやうに工藝品に對する技術は日本人の長所でありますが、そこで問題は、前にも申した意匠と技術と關係——調和といふことになつて來ます。意匠と技術とが別々のものとなつては作品は慘めなものとなります。意匠は技術によつて生き、技術は意匠によつて生きるのであります。洗練された意匠を技術の中に溶かし込み、兩者を不離一體のものとしてこそ、技術も

生きれば、從つて良き作品を得る所以であらうと存じます。幸にして今回の作品の中には、その點においては從來の作に比し一歩も二歩も進んではゐますが、嚴密にいへば、まだ〳〵不合理の點が多いのであります。しかし前にも申すやうに、日本工藝品の特色は、意匠にあるよりもむしろ技術にあるのです、ですから刑務所においても、どうか近代的の技巧といふものをよく研究されて、日本人が本能的に有つてゐる技能を益々發揮されて、技術の方面に更に一段の御工夫を積んでいたゞきたいと、慾をいへばこの上の御註文をつけて見たいのであります。

最後に一言申し上げたいのは、一體個人出品をなさる御精神が果して何處にあるのか私にはよく分らないのであります。個人の作品を拜見するに、普通の作品と何處が違ふか私には疑問なのであります。職員の方々が收容技能者を御指導なさる傍ら、餘暇を利用して御自分の力一ぱいの作品を御作りになるといふことは勿論結構なことでありますが、しかし前にも申すやうに、日本の工藝界の趨向並に要求に應じて、刑務所の作品も飽くまでも營業的といふことを目標として進んで行かなければならぬことを思ふときは、その性質上何處に重點を置いてかゝるべきであるか、それを十分御考へになつていたゞきたいと思ふのであります。私の考へによれば、個人の作品は個人の作品としての價値と特異性とを有つべきであると思ふのであります。即ち各地方には各地方の特色——鄉土色、鄉土美といつたものがあるのですが、その特色に立脚して、その土地ならでは見出せないといふ題目と材料を捉へて、それを互に持ち寄り互に研究して、その結果を作品の中へ流し込んでこそ始めて、特異性のある作品が出來ると思ふのであります。しかもこれは個人の作品においてこそ試みらるべき好個の問題であらうと思ふのであります。そこにその土地特有の意匠も出來れば、技巧も發達することゝ思ふのです。一言でいへば、その土地を育み又育まれてゐる精神を、作品の中に溶かし込み、同時に作品の上に表現してこそ、個人の作品としての存在理由が十分に肯けて來るのではないかと考へるのであります。製作者の個性もさうした意圖と課程においてこそ、始めて生々と表現されることゝ存じます。どうぞ將來の個人出品は、その點に幾重にも思ひをいたしていたゞきたいと思ふのであります。これで私の審査概評を終ることゝいたします。

第八回保健技手醫務囑託講習會終了式

第八回保健技手並醫務囑託講習會修了式は六月三十日午前十一時より刑務協會講堂に於て開催、岩松刑務官練習所長を初め、岡、清原、中尾各司法書記官、芥川衞生官、椎名、吉田、谷内、柳原、東各刑務所長、並に平川、窪田、會、柏各醫務課長、三井、三上、有馬各保健技師、伊藤、大原各刑務協會主事參列、伊藤主事の開會の辭に次ぎ、岩松練習所長より卒業證書を授與し、更に左の訓示を行つた。

本日第八回保健技師醫務囑託講習會の修了式を擧行するに當りまして、各位に對し私から一言御挨拶を申し上ぐる機會を得ましたことは私の大に欣幸とするところであります。

顧みれば各位がこの講習會に參加して行刑醫務に關する研鑽を始められてから約二ヶ月の日子を經過してゐます、その間各位は、本講講習會において熱心に各講師諸先生方の講習を受けらるゝ外、東京に於ける斯道の專門大家について實地研究を遂げられ、こゝに業を終へて今日目出度くこの修了式に臨まれるにいたりましたことは、寔に御同慶の至りに堪えない次第であります。各位は、この講習會以前に於て、すでに各刑務所に於て夫々實地の仕事を見學されてをり、その上本講習會に於て磨きをかけられたことでありますから、行刑醫務については先づ一通りの御理解を有たれたことゝ御察したすのでありますが、しかし各位の長き前途、これからの道遙かなる御事業といふ點から考へますれば、今日の修業の如きは、まだホンの門出の第一歩に過ぎないのであります。各位の爲すべきこと、研究すべきことは、これから何程でも出て來るのであります。各位の仕事はこれからが本腰なのであります。本講習會の如きは、唯行手に横はるこの遙かなる道を、いかにして切り開いて行くべきかのホンの手解きを授けたに過ぎないのであります。では各位の前途に横はる仕事といふのはどういふことであるか、これは各位のこれまでの體驗や又先輩諸講師方の御話等によつて各位にも略御想像はついてゐることゝ存じますが一口で申せば各位がこれから從事される行刑醫務は、行刑事務一般から見て果していかなる地位を占めてゐるものであるかといふことをハツキリ認識して、その認識の上に立つて忠實にその職務を遂行さるゝといふことに外ならないのであります。

すでに御承知のことゝ存じますが、刑

務所における醫務は、戒護、作業、教務この三つのものと相並んで行刑事務の四つの礎石の一つをなしてゐるのであります。行刑醫務はそれ程行刑事務において重要なる地位を占めてゐるのでありますこの四つの礎石の中唯の一つでも缺ければ行刑事務は不具となり、それだけ行刑の效果を傷けられるのであります。行刑をして眞に立派な效果を擧げしむるためには行刑事務の他の三つの礎石を確固不拔のものたらしむることが最も必要であると同時に、各位が今後從事さるべき行刑醫務についても、搖ぎなき、しつかりとした土臺を築き上げなければならぬのであります。各位が仕事を擔當さるゝ上のいろ〳〵な心得等に關しては、すでに各講師諸先生方からも十分御話のあつたことと存じますので、私としては各位が各位の行刑醫務の礎石をしつかりと築き上げるために、自己の持場をハッキリと認識し、忠實にこれを護り育てゝ行くことに最善の努力を拂はれんことをここに御願ひいたしておくのでありますが、同時に、他の三つの礎石はいか樣に築かれてあるか、又いか樣な働きをしてゐるか、といふことを的確に見て取つて、進んでこれと協力調和して行くといふ心構へが最も大切であるといふことを申し上げたいのであります。凡そ行刑事務の四つの礎石は、よく釣合ひの取れたものでなければなりませぬ。各位が、御自分達の礎石ばかりを確固不拔なものにされても、他の礎石がこれに伴はなければ釣合ひはとれません。反對の場合を想像してもこれと良き釣合ひを保ちつゝ、進んで行くことが即ち各位が將來向ふべき道を明白に見極める所以であることを深く省察して各位がこれまでに學得したる智識並に體驗を基礎とし、これを活用して、行刑の美果を完成することに努力されなければならぬのであります。

要するに各位が、將來行刑官吏として行刑醫務を擔當さるゝについて第一に必要なことは、申すまでもなく人格の修養陶冶といふことであり、第二に必要なことは自己の技術の練磨といふことでありますが、同時に第三の必要として自己の職場を護ると共に、他の職場との連絡協調を保つて行くといふことが切實に要求されてゐるのであります。何卒各位におかれても、右の三點を深く念頭に置き、これを確守して、以て一面自己の成績を擧ぐることに努力さるゝと共に、行刑醫務の向上完成に向つて精進されたいと希ふ次第であります。

各位は今回卒業證書を御貰ひになつて夫々の任地に御歸任になることでありませうが、御歸任になりましたならば、所長はじめ醫務課長、次席保健技手その他先輩諸氏の指導に從つて仕事の上に間違ひなきことを期せらると同時に、自己の體驗に基いて層一層の御研究を積まれ、わが行刑醫務のために御盡力願ひたいのであります。尙ほ又各自の御健康に十分注意せられ、一方先輩同僚の人々との社交の方面に對しても何かと細心の注意を拂はれ、刑務所の職員として、間然するところなき行動を取つて、御職務に出精されるやう特に希望に堪えないのであります。本日講習會の終了式に臨み、各位の門出に對する餞けとして、一言婆言を陳ねて御挨拶に代ふる次第であります。

次に村上政雄君は卒業生を代表して左の答辭を述べ、伊藤主事の挨拶にて午前十一時半閉式した。

答　辭

本日玆ニ第八回醫務講習會ノ修了ヲ告ゲ諸先生ヲ始メ來賓各位ノ御臨席ヲ辱ウシ修了證書授與ノ式典ヲ擧行セラルルハ生等ノ最モ光榮トスル所デアリマス顧ミルニ講習開始以來正ニ二ヶ月間其ノ年月ノ點ヨリ之ヲ見レバ誠ニ短期間ナリトスルモ得ル所ハ甚ダ大ニシテ生等ノ喜ビニ堪エザル所デゴザイマス思フニ古來ヨリ醫ハ仁術ト言ハレ又小醫ハ財ヲ蓄ヘ中醫ハ病ヲ治シ大醫ハ人ヲ治スト言ハレマス生等ハ既ニ職ヲ刑務所醫務課ニ奉ズルモノデアリマス地位低ク又淺學ナリト雖モ單ニ治病與藥ノ職務ヲ果スヲ以テ滿足セズ進ンデ人ヲ治スルコトニ思ヒヲ致サバ生等ノ使命タル實ニ重且ツ大ナルヲ覺ユルノデアリマス生等ハ本日ノ盛儀ヲシテ意義アラシムベク愈々尊キ使命達成ノタメニ邁進センコトヲ誓フモノデゴザイマス時恰モ盛夏ノ候デアリマス諸先生ノ御健康ヲ祝シ一言述ベテ答辭ト致シマス

昭和十一年六月三十日

第八回醫務講習會卒業生總代

村上政雄

尙ほ卒業生の氏名左の如し。

刑務所名	氏名
金澤	村上政雄
豐多摩	山中麟次郎
大阪	後藤進
水戸	大島久雄
名古屋	大橋董
小菅	谷內春義
市谷	脇山憲一
豐多摩	村尾敏雄
同	荒木榮吉
府中	原田純隆
同	林一郎



第廿九回刑務官練習所入所試驗

本年度の刑務官練習所入所試驗は六月廿九日全國一齊に施行された。受驗者總數は三百七十三名、昨年度の三百九十三名に比して二十名の減少である。本年度の答案の傾向、成績その他につき試驗委員の所感をたゝけば、大體後揭のやうな意見であつた。文中いさゝか受驗者諸子に耳の痛い箇所もあらうが、これは試驗委員の親心のしからしむるところで、以下は問題に對する心構へ、答案の書方等々に關する懇切な指針書である。受驗生諸子は勿論のこと、一般刑務官にとつても、極めて有益な示唆に富むもの。

實務科（問題後揭）

第一問、第二問を通じて、問題の趣旨を了解してゐないと思はれる答案が多かつたのは遺憾である。卽ち試驗官の訊かふとする處を答へないで、却つて枝葉を論じ問題の根幹を逸した者が多かつたやうである。先づ問題の重點が奈邊にあるかを摑み、摑んだ重點を根幹としてこれに枝葉をつけ加へて答案を作製することが大切である。處が、根幹と枝葉が顚倒して枝葉の方が幹となり、幹となるべきものが枝葉となるやうでは、答案の價値は半減される。例へば今度の第二問であるが、如何なる理由で判檢事、軍法會議の法務官、檢察官の意見を徵さねばならぬか、といふのが問題の重點であるが、これに對して大部分の答案は、假釋放の審査は愼重にしなければならぬから……云々、といふ理由だけを擧げてゐるものが多い。審査が愼重でなければならぬのは自明の事で、試驗官が問はうとする趣旨ではない。問題の重點は刑罪權行使の適正を期する上に於て、誤りなきを期するために、何故に判檢事或ひは法務官、檢察官の意見を徵せねばならぬか、といふ點にある。何故に刑罰權行使の適正を期するためには、これらのもの〻意見を徵さねばならぬか、これが重點である。これらは刑罰といふものが、如何なる目的のために國家が犯人に科さねばならないかといふ事が判れば自から理解される筈であらう。以上は刑務官の孰れもが知つてゐる可き事柄であり、受驗者諸子も知つてをられたには相違ないが、試驗問題にぶつかつて、これを實際に應用した答案は極めて少なかつたのである。

第一問も亦同樣であつて、これは刑法、刑事訴訟法、監獄法の三つに關聯した內容をもつてゐる事をまづ考へねばならぬ。こゝに思ひを致して作られた答案は極めて僅少であつて、監獄法だけの問題として取扱つてゐるものが大部分を占めてゐた。これは從來の試驗問題が、主に監獄法に限られてゐたせゐであらうが、刑務官は少くとも職務に必要な刑法、刑訴法の概念だけは摑んでゐてほしいものである。今後は、これらの知識をも充分に練磨してをく可きであらう。

問題をみた時に、問題の重點をまづ第一に摑み、絕えず重點の所在を意識して筆を運ぶのが緊要であつて、たゞ漠然と知つてゐる事を羅列するといふのであつてはならない。こゝでも亦第二問について述べた事柄を繰返へさざるをえないのである。

從來も答案をみて、何時も以上のやうな感じを抱かさせられたのであるが、今回の第二問については特にその感が深かつた。最後に成績について云へば第一問の出來も餘り良くなかつたが、第二問はまことに不出來であつた。第二問で及第點に達した者は、全體の五分位ゐにすぎなかつたやうである。

普通科（問題後揭）

普通科試驗答案の採點の結果、遺憾ながら失望せざるをえなかつた。これは刑務職員は日夜激務に從事せられてゐることと故、新聞雜誌等充分繙讀する餘裕がない爲であらうと考へられる。この點同情す可きところが多々あることと思ふが、それにしても現れた結果は餘りにもみぢめであつた。中には總理大臣、或ひは司法大臣の姓すら書けないものもあつて、試驗官をして唖然たらしめた次第である。閣僚の氏名にしても、要するに試驗官としては、必ずしも全受驗者に完全無缺の答案を要求してゐるのではない。然しながら、少くとも全員中に大臣の氏名を全然知らぬやうな受驗者が一人も居ないことを豫想してゐた。然るに前述のやうな結果で、この點大いに常識の涵養に努力する必要があることを痛感した次第である。然しながら閣僚の氏名全部を間違ひなく書いたものも、相當の數にのぼつてゐたのもまた勿論のことである。

また一般的な傾向として、數多く書き並べておけば、その中の孰れかゞ當るだらうといふ考へからか、同一事項に對して全く矛盾した答案をしたゝめたものも少なくなかつた。たとへば「香港」に振假名をつけるに當り、「ホンコン又はサンフランシスコとも讀む」と答へたるが如き、その極端な一例である。嚴につゝ

しむべき態度であると思ふ。

作文は大體に於てよく出來た。文體は隨意であつたが、口語文が多く、中には友人に送る手紙や七五調の新體詩風の形式をとつたものもあつた。作文中に現れた趣味としては、魚釣り、讀書、柔劍道、弓道等が多かつたやうである。第二問の(2)では、香港がよく出來、中には小原重哉氏が明治初年、香港の未決監、懲役場を視察調査した故事を書いた者も數名あつたやうである。比較的惡かつたのは(ハ)の糞察政權で、(ホ)の男女川は、力士として書いても、川の名として答案を作つても、いづれも正解とした。

要するに、從來刑務官は社會と比較的隔絶した地位にあるやうに考へられ、その故か社會常識に對する關心も薄いやうに思はれてきたが、收容者の社會復歸、行刑の社會化が唱へられる今日、社會常識に對する關心は、もつと〳〵旺盛でなければならない。(文責記者)

試驗問題

(答案作成時間、兩科を通シ三時間以內トス)

實務科

一、刑の種類を擧げ各其の執行方法を說明すべし

二、假釋放審査規定第十七條の趣旨を說明すべし

「參考」假釋放審査規定第十七條　刑務所長ハ假釋放ノ審査ニ關シ必要アリト認メタル事項ニ付テハ判事、檢事又ハ陸海軍ノ法務官等ノ意見ヲ求ムベシ　判事、檢事又ハ陸海軍ノ法務官等其ノ關與シタル事件ノ受刑者ニ對シ假釋放ニ關スル希望ヲ表示シタル場合ニ於テハ假釋放ノ審査ニ際シ特ニ其ノ希望ヲ斟酌スベシ

普通科

一、吾が趣味（文體隨意）

二、(1)現內閣閣僚の氏名を列擧せよ

(2)左の字句に振り假名を附し且つ簡單に說明を加へよ

(イ)北守南進、(ロ)香港、(ハ)糞察政權、(ニ)空の虱、(ホ)男女川

なほ入所試驗合格者は、二十八日左の如く發表された。

杉木信太郎(小菅)、兼平義郎(小菅)、朽方武(市谷)、吉野德次郎(市谷)、小穴鐘藏(市谷)、山下大作(豐多摩)、菅野勘六(豐多摩)、江村儀一郎(豐多摩)、矢田休三(豐多摩)、柏木榮(府中)、惠原義盛(府中)、大木庄三(府中)、新宮康平(橫濱)、鈴木一郎(橫濱)、片岡福次郎(水戶)、矢島忠雄(前橋)、山崎清吉(靜岡)、岡淳(甲府)、川尻四郎(新潟)、田邊三司(新潟)、巽清一郎(京都)、關俐(京都)、永田常正(京都)、西岡健夫(大阪)、長澤博(神戶)、橫山貫(滋賀)、武田武久(高松)、竹本嘉七郎(名古屋)、小澤清(岐阜)、高山高士(金澤)、中元照市(廣島)、原不二夫(岡山)、小澤靜男(松江)、松本健四郎(長崎)、藤山勘平(長崎)、城島梅雄(佐賀)、松浦博(宮崎)、池邊福男(宮崎)、瀨川武二(姬路)、山口政雄(姬路)、山本良雄(岡崎)、室口十四人(岩國)



□刑務所だより

漁撈訓練修了式と魚供養法會

浦賀少年刑務支所

當所內に設けられた漁撈訓練は益々各方面の好評を得て、釋放者の水產事業への就職率も八十%を數へる位なるが、その第十回訓練生二十八名の修了式を去る六月七日午前十時當所教誨堂に於て、小田原本所長、寺間教務課長、鈴木教誨師、辻庶務課長、各講師　列席の上嚴肅裡に擧行した。第十回漁撈訓練は去る昭和十年十一月より本年五月末に至るまで左記の如く各講師に依つて學科を授けた他、實地につきても訓練したもので、その授與せられたる修了證書は、就職の上に有力な手形となるわけである。

又浦賀支所は既に開設八ヶ年、漁撈訓練も前記の如く第十回の修了式を擧行したのであるがその間、教育の目的とは云へ、夥しき魚族を犧牲として來た。漁撈作業は共同一致、一蓮托生の社會的訓練を施し、勇壯男性的であり、精神的向上にも、他の追隨を許さぬものとして、斯界に注目せられて來たものであるが、一面、不可避的とは云へ生物殺生の業なるがため、彼等に野卑と殘忍性を却て助長するが如き惡影響あるを吾々は見逃ずわけに行かなかつた。されば、その緩和策は、當所教育上最も重要なる要素たるものとして、或は佛教音樂の唱和、或は教誨堂に於て在家勤行をなさしめる等の手段を講じつゝあるが、魚供養をなして犧牲魚族の靈を慰むることは特にそれが目的に添ふものとして、當日午前十一時より左記式次第の如く寺間教務課長導師の下に供養法會を執行した。

一　開式
一　勤行（阿彌陀經）
一　祭文　　支所長
一　弔辭　　小田原本所長
一　教誨「求めずして與ふるもの」　寺間教務課長
一　閉式

漁撈訓練講義課目並に講師

船舶衝突豫防法　本田光吉
海洋學　寺島熊雄
水產製造　朝倉要三
航海運用術　大西正四
水產大意　英保初生
水產生物氣象學　深山間作
漁撈漁船漁具漁網　手旗信號　北島四郎次

漁撈訓練修了式祝辭

小田原少年刑務所長　香椎興次郎

口頭

今回第十回漁撈訓練修了式にあたり、不肖、その責務にあるものとは云へ、祝

辭を述べることは欣快に堪へない。

刑罰を受くるものを、苦役を以て報ゆることは、既に時代の常識は之を許さない。されど國家社會に對し罪を犯し、損失を蒙らしめたるものに對し、此の如く專門教育を授けんとする國家の制度に對し吾々は今更乍ら感泣せずに居られない。

固より諸君は訓練を修了したとは云へ、漸くにして、その基礎的なものを學んだに過ぎぬ。諸君は、之を根底として實際の上に更に研鑽し、恩師の一方ならぬ御努力に酬ゐなければならぬ。

今日、社會一般の人々にしても、かゝる教育を受けることは容易ならぬ狀態である。諸君は、それに反して、由緒ある軍艦に起居し、特殊の教育を多額の費用を投じて授けられたことを思ひ合してその人格に、技術に益々精勵せられんことを切望する。一言以て祝辭に代へる次第である。

祝詞

本日玆ニ漁撈訓練修了式ヲ擧行セラレ本席末ニ列シ一言祝辭ヲ述ブルハ余ノ欣快トスル所ナリ。

抑モ當所ニ於テ年久シク施行セラルル此種漁撈訓練ハ世界ニテ二、三ヲ數フルノ程度ニシテ極メテ異色ナル訓練作業ト聞ク。我等ガ生ヲ享クル皇國日本ハ四面海ニ圍マレ盛ンナル水產業ニ伴ヒ最モ適切ナル訓練作業タリ。諸子ハコノ漁撈作業ニ訓練ヲ受ケソノ修了式ニ證書ヲ授與セラル同慶ニ堪ヘザルナリ。

曩ニ余等講師トシテ委囑ヲ受ケソノ學科ノ一部ヲ擔當ス。

然レドモ公務ノ餘暇且ツ遠隔ノ地ナルヲ以ツテ充分ナル講述ヲ爲シ得ザル憾アリト雖、能ク此短期間靜肅熱心ニ勉勵セラレタル諸子ノ勞ヲ多トスベシ。

惟フニ漁撈訓練ノ本義ハ水產ノ開發ニ在リ實ニ洋々タル海洋コソ我等ノ對象ニシテソノ修得スベキ技術少ナカラズ卽漁船ノ操縱、運航、無線電信知識、海洋ノ變化、漁具ノ使用法、魚族ノ習性、漁法、漁獲物ノ處理等熟練研究ヲ要スルモノ極メテ多シ向後實際作業ニ當リ注意深ク體驗修得セラルベシ。

渺タル紺碧ノ太洋コソ人生修練ノ良キ道場ニシテ溫キ慈母ノ懷ナリ相共ニ人格ノ陶冶ニ努メ汝ガ活躍ノ舞臺タラシメヨ。

海洋開拓ノ責務ニ忠實ナル、又報國ノ所以ナルベシ。

聊カ所感ノ一端ヲ述ベ祝辭トナス。

昭和拾壹年六月七日

講師代表

神奈川縣水產試驗場三崎分場

朝倉要三

答辭

本日ハ斯クモ盛大ナル修了式ヲ擧ゲテ戴キ又只今ハ所長樣ヲ始メ講師ノ方カラモ身ニ餘ル御祝詞ヲ戴キマシタル事ハ私達訓練生一同ニ取リ此ノ上モ無イ光榮デアリマシテ厚ク御禮ヲ申上ゲマス。

顧リ見マスルニ私達ガ昨年拾壹月當所ヘ訓練生トシテ參リマシタ當時ハ漁撈ニ關

シタル智識ハ全々ナク殊ニ海ヲ見ナイ者モ居タ位デアリマシタ。其レガ僅カ六ケ月間ニ學科ト技術ヲ習ヒ漁船ノ船員トシテ一本立ガ出來得ル樣ニ成リマシタ事ハ之偏ヘニ諸先生方ノ御指導ト御薰陶ノ賜デアリマシテ只々感謝ノ外ハ御座イマセン。私達ハ之カラ先生方ヨリ受ケマシタ御敎ヲ舵トシマシテ一意專心漁撈作業ニ勉勵シ益々腕ヲ磨キマスト共ニ精神ノ修養ヲ積ミ斯クテ出所ノ曉ハ日本ノヨリ良キ船員トシテ必ズ更生ノ途ヲ辿リ及バズ乍ラモ水產國日本ノ爲メニ盡力致シマシテ報恩ノ萬分ノ一ニ代ヘタイ覺悟デアリマス。

色々ト御禮申上ゲタイノデ御座マスガ萬感胸ニ迫ルモノガ御座イマシテ言葉ガ出テ參リマセヌ故之レヲ以テ御禮ノ言葉ト致シマス。

昭和拾壹年六月七日

第拾回漁撈訓練生

代表　吉田金之助

魚供養法會弔詞

本日玆ニ第一日曜日ヲトシ當支所開設以來七年有餘ノ間漁撈作業ニ依リ犧牲トナリシ魚族諸靈ノ爲メ謹ミテ供養ノ法會ヲ營ム。

釋尊曰ク一切有生ニ六道輪廻アリト。汝等ハ不幸ニシテ前世ノ業因ニヨリ人身ヲ得ズ生ヲ魚族ニ受ケリ而シテ未ダ佛緣ニ値フコトヲ得ズシテ少年敎育ノ尊キ犧牲トナレリ。加之一片ノ香華ヲ奠ズルノ同族ナク又一枝ノ花ヲ手向クルノ友朋ナシ思フテ爰ニ至レバ不幸又不幸悲傷又悲傷轉タ哀悼憐愍ノ情ニ堪ヘザルトコロナリサレド汝等ノ敎育道完成ニ獻ゼシ幾多尊キ相ハ少年行刑敎育史上燦トシテ永劫ニ輝キ其功績頗ル偉大ナルモノアリ。

本職ハ恭ク三寶ヲ請ジ謹ミテ妙典ヲ誦シ諸靈ノ冥福ヲ修スルト共ニ又人界ニ再生センコトヲ念願ス幸ナル哉如來ハ宏愛ノ大悲ヲ以ツテ一切有生ヲ救ヒ轉生開悟ヲ誓ヒ給フ。靈ヤ髣髴トシテ來リ饗ケヨ。

昭和拾壹年六月七日

小田原少年刑務所長　香椎豐次郎

祭文

謹ミテ魚靈ニ奉ゲ、抑モ魚類ガ人類生活上ニ裨益スル處ノ大ナルハ今更多辯ヲ要セズ。殊ニ我ガ海國日本ガ今日水產王國トシテ世界ニ君臨スルヲ得タルハ之皆魚介ノ賜物ニ外ナラズ。

當所モ亦行刑敎化ノ目的ノ爲ニ昭和四年ヨリ漁撈訓練ヲ開設シ爾來今日ニ至ル迄豫期以上ノ好成績ヲ擧ゲ將來益々之ガ向上發達ヲ企圖シツツアル處ナリ。

然リト雖其ノ反面ニ於テハ幾多ノ魚類ガ尊キ犧牲トナリタルコトヲ忘ルルモノニ非ズ。

思フニ是等魚類ト雖モ我々人類ト同ジク天與ノ生ヲ享ケタルモノナレバ其ノ生ヲ全ウセント慾スルノ情禁ゼザルモノアルハ勿論ナリ。玆ニ於テ吾々ハ此ノ尊キ魚類ノ犧牲ニ對シ甚深ノ謝意ヲ表スルト共ニ今日是等魚類ノ靈ヲ迎ヘ親シクソノ靈ヲ慰メントスルモノナリ。

願ハクバ魚類モ亦我々ノ微意ヲ享ケヨ。

昭和拾壹年六月七日

浦賀少年刑務支所長　英保初生

名古屋對三重の野球戰

連日小雨混りの陰鬱な天候も、六月七日東天曉を告ぐる頃より風なぎ空は晴れ旭光徐ろに青葉を照し爽氣五體に滿つ此の日、團體的競技により職員相互の親睦を圖り不撓不屈の精神を練る可く組織されて居る三重刑務所野球軍は、名古屋刑務所野球軍と相見ゆる待望の日であつた

三重軍一行十二名は午前六時二十分勇躍出發、車中或は笑ひ或は興じて九時七分名古屋驛に着く。直ちに自動車の便を借りて名古屋刑務所倶樂部に至り、一同談笑數刻續いて和氣藹々裡に晝食をなす。其れより直ちに試合場と定められた名古屋醫大球場に向ふ。抑々此の球場は名古屋の郊外八事山に在り、八事山は人も知る御札所興正寺の所在地にして、加へて近代的文化設備を誇る公園地區なる爲め、綠蔭散在して自ら選手を亢奮せしめた。午後二時（球審安達轟審島田稻垣）プレイボールは宣せられ、戰の幕は切つて落された。

三重（先）	4	1	1	1	2	0	0	9	計	
名古屋	1	1	0	0	0	0	0	2		

三重　木角藤部本田田島
（三）（左）（一）（投）（遊）（中）（捕）（右）（二）
名古屋　青三近阿社吉原前高
（捕）（捕）（二）（一）（投）（右）（右）（左）（遊）（中）（二）（左）（三）
重　西野川川川菅本下丸津
大岡石西宮小山木中今
三（遊）

一回三重軍大西四球直チニ盜壘。岡野二盜。石川三球。大西三盜成リ。岡野生還。其ノ間石川二壘更ニ石川ノ三盜成リ西井四球ニ出デ二盜。宮川二飛デ一死。山本四球ニテ滿壘。木下ノ投ゴロニ石川本封シテ二死滿壘。中丸右前安打ニ西井山本生還。今津投ゴロ木下本壘ニ刺サル。三角投側ノ時名軍青木三側失ニ生キ。三角三振。近藤投側スレバ一壘手三進セントスル青木ヲ刺サント三壘ニ暴投シテ青木還ル阿部右前安打直チニ二盜三盜社本三振（三重四、名一）

二回三重軍大西岡野三振石川三壘左安打直チニ二盜西井三側失ニ生キ石川其ノ間生還西井二盜シタルモ宮川三振

名軍吉田三振原田捕失ニ生キ直チニ二盜前田投側高島三進青木遊ゴロ一壘ニ生キタルモ三角三振（三重一、名一）

三回三重軍山本四球木下三邪飛山本二盜中丸中前安打ニ山本還ル中丸二盜今津三振大西投側

名軍近藤遊側阿部一側社本投側（三重一、名〇）

四回三重軍岡野中前安打二盜石川三振西井三振シタルモ捕手球ヲ落トシ一壘惡投ニ生キ直チニ二進其ノ間岡野生還西井三盜ヲ企ツルモ索制球ニ刺サル宮川投側

名軍吉田左飛原田四球後二盜前田三振高島投飛（三重一、名〇）

五回三重軍山本捕前ゴロ捕手一壘惡投ニ生キ二盜木下右中間ニ二壘打ヲ放チ山本生還中丸打者ノ時投手暴投ニ木下三進中丸今津三振大西三側失ニ生キ木下生還岡野三振（三重右翼宮川退キ小菅トナル）

名軍青木投側一壘失ニ生キ三角三振近藤三側阿部三側（三重二、名〇）

六回三重軍石川三側一壘失ニ生キ二盜成リ西川投側石川三盜シタルモ小菅山本三振

名軍社本遊側吉田三振原田中前安打ヲ放チタルモ前田三振（三重〇、名〇）

七回三重軍木下中丸今津三者三振

名軍（三重山本海擊中丸左翼岡野二壘大西捕手ニ入ル）高島三側一壘惡投ニ生クルモ離壘シタル所ヲ老巧石川ニ刺サル青木三角三振（三重〇、名〇）

斯くしてファインプレー續出、七合有餘の接戰の結果遂に凱歌は三重軍の頭上に燦として輝く。時に午後三時五十分。

さりながら一、二回に於いて名古屋軍阿部投手の無制球に乘じて三重軍の得點となりしは幸運と言ふ可く、其の後試合回數の進むに從ひ阿部投手の力腕は冴え一投々々打者の弱點を突き、三重軍の强打者を凡退せしめたるは、天晴の武者振りにして、三重軍の心膽を寒からしめた。

試合終りて選手一同高木作業技師島田保健技師殿等の御案内にて熱田神宮に參拜し名古屋城を見學し、盡きぬ名殘を惜しみつゝ寄暗迫る七時七分再び車上の人となり歸途に着いた。

六七會第二十一回研究會開催さる

名古屋控訴院管內教誨事務研究機關「六七會」に於いては、第二十一回研究會を去る七月四日午後一時より名古屋刑務所會議室で開催した。梅雨空の鬱陶しい日であつたが遠く金澤、三重を始め岐阜、岡崎、名古屋の管內教誨師を迎へ、その他名古屋刑務所河邊所長同田中典獄補や教誨事業關係の諸名士の列席もあつて頗る盛會かつ熱のこもつた會合であつた

定刻藤井名古屋刑務所教務課長は司會者として開會の挨拶を述べ、特に六七會員の研究と努力に依り、「教誨研究」誌の充實及び受刑者の精神訓練の充實を實現したき希望と抱負を說き、本會發展の意義深きことを力說し一同に多大の感銘を與へ、次いで會員の研究發表に移つた。

まづ名古屋刑務所教誨師野中靜隆氏は「刑務教誨と勞作教育」なる題下に勞作教育の立場より教誨に對する教育學的研究を述べ、次ぎに岡崎少年刑務所吉田教務課長は「受刑者の精神訓練としての軍事教訓」と題して氏が全國に率先して試みたる少年受刑者の教練に關して體驗に基く熱心なる指導あつて問題の成年受刑者の教練に對して有益なる資料を與へた。

ひきつゞき協議會に入り前以つて提出しありたる「受刑者ノ敎化ヲ充實セシムル適切ナル方策如何」を中心として各自忌憚なき意見や經驗談に花を咲かせ時

の移るを知らざる熱心さであつた。

尚列席の河邊所長よりこの間に種々なる指示を得て愈々教誨事業の重大なる使命を痛感した。閉會後市公會堂鶴舞公園を見學し公會堂地階食堂にて晩餐を共にし、一同本會に對する發展と努力を期しこの有意義なる會合を終つた。

東北會（教誨師）第二回研究會

昨年十月宮城控訴院管内刑務所の教誨師の研究機關として設立せられたる東北會研究會の第二回研究會を、七月十日午後四時より宮城刑務所に於て開催した左記協議事項を議決し、次て那須青森刑務所教務課長より「收容者の日本精神に對する概念調査」藤原宮城教務課長より「東北地方に於ける墮胎の流行と慶念坊の事蹟」と題する研究發表あり、終つて東洋館に於て懇親會を開き和氣藹々裡に散會した。協議事項並に出席者左記の通りであつた。

協議事項

一、受刑者の宗教關係を最も正確にし釋放後の保護に資する方法如何、

（決）成るべく各教務課に各宗寺院名簿を設付けること

（若松提出）

一、日本精神の重點に就て各所統制ある教誨を施す必要の有無

（決）尚研究すること

（青森提出）

三、大毎生業資金の運用方法を如何にすべきか

（決）聽取に止む

（宮城提出）

四、會則第五條（東北會の）改正

（可決）

五、第三回研究會開催並に研究發表者を決定したし

（秋田提出）

（決）開催を秋田とす

研究發表は宮城、青森、山形とす

（出席者）

（秋田）楠良譲、北條敬賢、（青森）那須信迪、（盛岡）箕浦良緣、藤井憲順、（山形）松永義亮、（福島）柏原惠秀、若松、張崎幸壽、（平）藤内祐信、（宮城）藤原教圓、小笠正義、杉山隆演、西岡セイ、

此の外高橋盛岡、都青森、延原山形等の東北會顧問臨席

巡回映畫の感想

小倉刑務支所

當所では六月十一日刑務協會巡回映畫映寫、受刑者に多大の感銘を與へた。

左は一受刑者の映畫感想記である。

「赤誠の歌」感想

過日雜誌人を通じて近日映畫來たると知りたる私は、欣喜雀躍一日千秋の思ひにて待ち焦がれしに、はからずも本日上映せらるとの報に接したる私の腦裡や如何。昂奮に充血せる瞳はステーヂを直視した。常日頃かまびすしき幾百人かの集團も今日ばかりは無氣味な程の沈默を守つて居る。見よ俄然現はれたるスクリーンの文字、噫々是れこそ我等日本國民が最も貴しとする赤誠、赤誠の歌ではないか。海行かは水づく屍、噫々何と云ふ神神しい迄も貴い心境ではなからうか。私は全身電氣にでもふれた様な感じがした。劇は息をもつかずに進轉して行つたが、終始一貫是れ誠心のほとばしりであつた。私は暗然と涙をのんだ。

此の親にして此の子ありだ。責任感に依り身を職に殉じた故海軍大尉を父に持つ新入生吾妻新吉君は、身の不具なるが故に轉校の其の日から級の惡童等に堪へ得ざるべき嘲笑屈辱を受けつゝも、よく隱忍自重した其の心強さ、然し新吉君は臆病者ではなかつた。彼の濁流は大人といへども容易に近づき得ぬ魔の淵ちなるに、而かも今生死の境に漂流して居る人こそ自分につらかりし人なりしに、新吉君は身の不具なるも顧みず、決然と飛込みよく人命を救つた。そして其れを誇りともしない美しき心情は人曰く「人間の最も危險なる時此れを救はんは人間の心情なり」と或は然らむ。然しこれが入間の有する心情ならば平生にても出づべきはずなるに出ないのが私達、又救はれし高田君、彼は誇張して言へば惡人にはあらざるか、而も幾人かの親玉と自分から任じ、人も信する程の人物なるに、一朝己れの非なるを悟りては、斷然と衆人の前にて其の最もいやしんだ人に心から涙流して許を請ふたではないか。此れが若し私であつたら「何んでえ——あんな奴俺を救つたと。ヘン、いらぬお世話だ。己が死のうが生きやうが勝手だ。若し今彼に許を請うたなら、人は何んと言ふ、男がすたらあ」とまあ此んな風に言ふであらふ。

新吉君は勿論勇者なるが又高田君も勇者ではないか。非を知りて此れを改む、昔の人は言ふ「誠心を以て交れば百人も一人に如かず」と、此の誠心と誠心とがふれ合つた瞬間、新吉君と高田君の友情が生れのだ。心すべきは誠心にあらずや。噫々貴いかな赤誠、偉大なるかな誠心の力。

元支部長逝去

元支部長寺川鎭次郎氏は七月二十二日逝去せられた。謹みて弔意を表す。



讀者の頁

思ひ出

滋賀　H

或る晩春の正午三十分程前、私は外役勤務の交代に就いた。受刑者は四人で丁度重い荷物を運搬の爲荷造りの最中である。私は人員と仕事の様子の引繼を受けて交代せんとする時一受刑者が私に時間を問ひ、家庭の煩悶を訴へんとした。其の時擔當は大聲を發して『受刑者の分際で時間なんか知る必要はない』と叱り飛ばして休憩に行つた。私は擔當の此の一言を耳にして一度は「成る程」彼はしつかりしてゐる、受刑者を使ふ所謂戒護能力は充分に有る一人前の立派な擔當だ、自分なんかとても及ばない、と感じた。晩春の陽光は尚カン〳〵と照り付けて所謂『猫は鼠を捕る事を忘れる』なま暖かさである。

私は今の擔當の一言をもう一度、思ひ浮べ、考へ直して見た。成程彼の擔當の一言は其の場を維持するに充分である。そして、受刑者も何等小言を云ふ事なく表面は平靜を裝ひ、擔當の謂ふが儘に首うなだれて作業に就くであらう。又斯く叱り飛した擔當も、自己の一言に屈服する彼等を見て內心誇りを感じないまでも悪い氣持はしなかつたであらう。

然し乍ら刑罰の觀念も行刑の思想も變遷は現下の行刑の實踐を屈服せしめ其の場の平靜をのみ糊塗するに斯くの如き大喝一聲彼等を權力的に手段彼等の內的、人間的心情を一も二もなく打ち壞すやり方は現下行刑の思想に實踐に乖反するものであらうし、吾々行刑の實際に從事する者は彼等の切ない人生の叫びを聞き分けなければならない。そして一度は自己に抱擁し、而して後徐ろに批判して當否を決し、事に處するの心情がなければならない。

彼等は弱者である、舵を奪はれ帆柱は摧かれ、逆巻く波に弄ばるゝ破船に等しい。吾々が救助しなければ誰が之をよくしよう。然るに彼の擔當の一言は救を求める彼等を突き退けると同樣である。彼等は此の一言を如何に感じたであらうか。自業自得である、之れ位の言を謂はれるのは、あたりまへであると感じたであらうか。又激勵の言葉として受取つたであらうか。否大抵の者は、さうは感じない。『擔當は不親切である。わけがわからない』と必ず內心不滿を感じたであらう。

かくては吾人が如何に勤務に熱心で、身命を賭してかゝり、いやが上にも吾等の使命を感じて居つても、行刑の軌道を離れる事ほど遠い感がある。之では教育

的價値は絶無である。彼等をスポイルす事るは誠に吾々の心すべき事乍ら、彼等の生命的な叫びを無視してはならない。彼の擔當の咄嗟の一言は何を物語るであらうか。純粹な感情の爆發で潛在的な應報觀念の顯れ、そのものであらう。かくては彼等の劣等感をいや增す事にはなれ彼等を救助すべく何等の效果もないのである。リンカンが『强制の鞭のかはりに希望の鞭に更へる事に依つて、作業能率の增進』を教へ、又あるエピグラムに『自己の家畜を鞭ち虐待することは、自己の肉を鎬るに等しい』事を教へた老人の言葉や諷刺的な句を思ひ合する時、吾々の一言一句、一擧手、一投足が常に彼等の改善矯正の糧ともなれば、合法生活に遠ざかり行く契機ともなる。實に心すべき事ではなからうか。

愛と力

岡山　明石生

『法律を忘るゝも正義を忘るゝ勿れ』之は本月號の刑政の卷頭言に就て我々は教へられた言葉である。

『日々の新聞紙を見る度毎に、餘りに腐敗した世想を見せつけられて、正しく生きる事が何となく馬鹿らしい樣な氣持になる事が有る。上長に阿諛し、權勢に媚びそして己を何とかして少しでも有用な立場に導かんとして、兎もすれば自分の盡すべき責任をも忘れて或は己の名を得んが爲めに或は己の利得を圖らんが爲にのみ窮々として、居り、眞に自己の利害に抱泥せず、その盡す可きを盡し、果たすべきを果たす、正義に生きる人が果して何人有るであらうか』之は嘗つて東京に在る頃の友人で今は或る會社に勤める一青年の私に寄こした愚痴の一節である。

そして之は餘りに極端な見解であるかも知れない。然し乍ら苟も教育と云ふ聖業に携はる吾人刑務官は特にこの點に就きて猛省三思すべきではあるまいか。

吾々は常に自ら犯さゞるのみか、自ら導かなくてはならない身である事を忘てはならない。

如何に口に教育を說き、正義を唱ふると雖も、其の行爲にして正義に悖り、その爲すところ、又反社會的であり、非道德的で有る時に、その刑務官に接する受刑者は只に敎化的改善の實を擧げ得ざるのみか、却つて阿諛便佞の輩となり面從腹背の徒となり得るのみで有る事は火を睹るよりも瞭で有る。

日々彼等に接し、日夜其の指導誘掖の立場にある吾人刑務官吏の一言一行が不知不識の中に如何に彼等の心情に影響を及ぼすかと言ふ事は、彼等が如何に吾人刑務官吏の心證を把持すべく努めて居るかを知る事によつて、よく窺知し得るものである。

彼等に一分の隙も與へる勿れ。その一分の隙は彼等に一尺の穴として利用されるであらう。又時に一尺の劍は顚覆の利劍と成り、時に暴君の邪劍として彼等の眼に映ずる事もあらう。又刑務官吏の誠

心より迸る一言の愛は實に得難き師父の愛にも勝る感動を與へる事もあらう。則ち行刑は洵に至難の事である。過ぎて及ばず、偏して成らず、又盡くして盡きざる人生修行の無限道である。常にその加減を調節し、其の按排を圖るところに實務家の苦心が有る、人の知れない味あひが有り、又價値が有るのである、

即ち正しい教育教化の理念の下に正しき自己を認識して、力に過ぎず、愛に偏せず、その理性に背かない實行力の有る、實踐的教育家で有り、指導者で有り得たる時に於て、始めてこの刑務官は正しい刑務官で有る、業績の擧る眞の刑務官で有りうると云ふ事が出來る。

『力と愛』の平衡を失つて行刑教育は不可能で有ると共に人間を作るものは人間性で有る事を肝銘すべきで有る。吾々は飽くまで正しい人間で無くてはならない。そして強い愛と正しい力によりて彼等を教化薫陶して正しい社會人として更生せしむ可く常に最善の努力をしよう。

そして社會人をして刑政の信ず可き力とその『社會的意義』を知らしめ、行刑の社會化を圖り、相互扶助、協力一致して相與に犯罪の撲滅を謀る、社會の淨化を期す可く、お互を警しめ、自らを勵ましねばならぬ。又社會一般にも職員の教養問題が叫ばるゝに至つた。この秋に當り考ふれば職員、就中戒護事務にたづさはる我等は、外面的には規律を確實に執行すると共に、内面には收容者を改化遷善すべく教養感化の方法を講ぜねばならず、從つて善惡の分岐點は一に繫つて執行者の方針如何に歸すべき事は言を俟たない。されば人格的陶冶を施すには大いに常識を養ふ爲に努力せなければならない。然るに現在の刑務官殊に戒護事務に從事するものは其の職務の性質上、比較的社會と沒交涉なる爲、時に或は常識を缺く傾きなきをえない。又職務激盡の爲に我が最愛の幼兒の日常に就ても、唯見る時は朝にしても夕べにしても寢て居る時ばかりで、子供に對し其の感化を憂ふるものである。一年三百六十五日、孜々

激務を終へて

四日市　富田生

我等が依然として舊態の儘では運用上錯誤を生じ、行刑の目的は達せられないと思ふ。玆に於て我々は制度と歩調を揃へ、其の完璧を期する爲に修養に心掛けねばならぬ。又社會一般にも職員の教養問題が叫ばるゝに至つた。この秋に當り考ふれば職員、就中戒護事務にたづさはる我等は、外面的には規律を確實に執行すると共に、内面には收容者を改化遷善すべく教養感化の方法を講ぜねばならず、從つて善惡の分岐點は一に繫つて執行者の方針如何に歸すべき事は言を俟たない。されば人格的陶冶を施すには大いに常識を養ふ爲に努力せなければならない。然るに現在の刑務官殊に戒護事務に從事するものは其の職務の性質上、比較的社會と沒交涉なる爲、時に或は常識を缺く傾きなきをえない。又職務激盡の爲に我が最愛の幼兒の日常に就ても、唯見る時は朝にしても夕べにしても寢て居る時ばかりで、子供に對し其の感化を憂ふるものである。一年三百六十五日、孜々として。朝に殘月を戴き、夕に夜露を踏む如き現在の過重的激務を考ふれば我々に教養問題を云々する如きは其の日常を知らざる故ではないかとも申したくなる。然しながら我々としても時世に遲れざる樣、且又我が行刑任務の如何に重且大なるかを良く認識して居ればこそ、疲れたる身心に鞭打つて新聞の一頁にも、又ラヂオの名士の講演にも目を通し又耳を傾くるのである。然して常識の發達に努め修養に志ざして居るのである。

現今國民全般に行刑の如何に重要なるかゞ認識せられたればこそ、看守の教養問題が叫ばるるのであると信ずる故に、前述の如く我等も大いに修養に努力し、國家の爲めに又國民全般の期待に添ふ爲にも一意專心寸暇を惜み教養につとめなければならぬ。然しながらよりよき發展を望まば現在の如き制度にては身心の疲勞の爲め讀書することは非常なる努力を要し、又眞に徹底した教養は出來ないことは實に心外である。冀くば今日の制度の幾分にても緩和せられ、修養す可き機會の一日も早く與へられんことを切望して止まぬものである。囘顧するに就任當時即ち教習時代には理想に燃えて居るも、就任後の過重的激務に追はれ身心の困憊に堪へずして、初期の確信を裏切つて遂には落伍者となり中途退職するか、又は徒に現狀に甘じ無意義に其の日を送る樣になつてしまふのである。かくの如き現狀では到底看守の向上は望めない。

行刑は人と人との問題である以上其の心理狀態も千差萬別、十人十色なる如く誠に難事である。然し刑務官全體の人格が陶冶せられたならば、こゝに理解ある刑務官が生れ面目一新して眞に上下一致團結して其の局にあたる故に、行刑の難事と雖もよく遂行せらるべき事と確信する

×

本會々則第八條ニ依ル七月分

退職並ニ死亡者ニ對スル表彰慰藉

一、銀杯壹箇宛（退職）鹽野朋吉　外三十四名

一、銀杯壹組（同）淀川政治

一、銀杯壹組（同）安達直事邊

（本人ハ網走刑務所雇ニシテ四十二年以上勤續シタルヲ以テ特ニ最大型銀杯壹組ヲ贈呈ス）

一、記念品（同）元支部長　辻　敬助

一金六拾壹圓也（死亡）寺内晃　外二名

切抜帖より



不良少年少女の調査

—昨年度の東京における檢擧者について—

昨年中帝都で檢擧された不良少年少女の總數は一三二一八名の多數に上りこの內刑法該當者として處罰されたもの六一八一名、說諭程度で歸宅を許されたもの七〇三七名である。警視廳防犯課では本年中にこれら不良少年少女の根本的な調査を遂げ、豫防、保護、取締について綿密な方針を樹立することになつた。非處罰者七三一七名について、不良化した原因、境遇、職業等について調査したものによれば、

原因別

衝動による出來心	一六〇一件
利慾	七九〇件
貧困	六一二件
習癖	六〇七件
映畫を見たいため	五七四件
カフエー喫茶店出入のもの	五〇六件
懶怠	四四四件
失業	一二六件
家庭不良	九九件
家庭不和	八四件
饑餓	二〇件

等であるが、貧困、失業、饑餓等の項は、今日の社會不安の反映であつて、適當な社會政策が犯罪對策として要望されざるをえない。

境遇別

兩親あるもの	三五四二件
父親亡きもの	一〇四五件
母親亡きもの	八八二件
兩親亡きもの	六九七件
繼母なるもの	三二五件
繼父なるもの	二二五件
その他養父母、庶子、私生子、孤兒等がそれ〳〵百件前後である。兩親揃つた少年に不良者が一番多いのは、勿論一般的に見て兩親のある者が多いからであらうが、それだけではない何ものかがある筈である。「二親揃つてゐるから大丈夫だ」といふ親達の油斷にも原因の一半が伏在してゐるのではあるまいか。	

職業別

無職	二八五五件
商店員小僧	二六二五件
職工	一〇〇七件
學生	四五〇件

學生は男四二五件、女二五件で數に於ては最も少ない。

檢事局廳舍を裁判所から分離

一時刑務協會跡を代用

裁判所と檢事局とを分離して裁判の獨立性を一層強化せよとの要望は既に數年來の部內の懸案であり、司法省では現行裁判所構成法の改正につき司法制度調査會で研究を重ねてゐるが、改正に先だちまづ東京地方裁判所の檢事局を分離して大規模な四層樓の新廳舍を新築することに決定した。これについて猪俣檢事正その他は、このほど新廳舍建築豫定地の實地踏査を行つたが、取敢へず現在新築中の刑務協會、法曹會の落成を待ち、その移轉後の空家二棟七百五十坪を一時檢事局假廳舍として使用することとなつた。

少年保護會館の落成

大正十二年一月一日の少年法實施以來十四年間待望の日本少年保護會々館が漸く千駄ヶ谷四丁目六五八に完成、十七日午前十一時小原前法相、長島司法次官など出席して落成式を擧行、少年保護の母體として新しく活動の第一歩を踏み出すことになつた。施設は二階建、小講堂、圖書室、研究室などがあり、東京、兵庫、大阪、京都、愛知、岐阜等の會員千三百名によつて利用され少年保護の强力な研究指導機關となるわけである。

犯罪搜査に法醫學者囑託

文化の發達に伴つて極度に技術化し科學化する犯罪に對應するには、從來の經驗を基礎とした搜査方法では不十分なので、科學的搜査陣の全面的な進出を企て、手口法の採用や警察直通電話の全國的統一等と種々對策をねつてゐる內務省防犯課では、近く各醫科大學の法醫學主任教授を內務省囑託に任命して全國警察官に對する科學搜査上の指導敎養に當つて貰ふと同時に、警察部と法醫學者との密接な聯絡提携によつて搜査成績の向上を期することになつた。例へば難解な事件の起つた場合など各敎授に搜査の見透しをつけてもらふばかりでなく、隨時法醫學の實際知識の敎示を乞ひ、他方警察側からも犯罪資料を各主任敎授に堤出して、研究と實地の一元化を計らんと意圖するものである。以上の試みは犯罪搜査の科學化に一層拍車をかけるものと期待されてゐるが、內務省から囑託する敎授は北海道、東北、千葉、東京、新潟、金澤、名古屋、京都、大阪、岡山、九州、長崎、熊本各醫大並に岩手醫專の法醫學の各主任敎授である。

海外異聞錄

◇米國文明の一斷面

ヴアジニア州は他のブラツクベルト（黒人地帶）の各州と同じやうにリンチの名物を持つてゐるところだが、ヴアジニアの私刑史に去る五月の黒人ウエールス兄妹の慘殺事件ほど大掛りな悲慘な話はなかつた。

ウエールス兄妹はゴードンヴイルといふ小さな町の墓守をしてゐたところどうしたはづみか兄妹とも氣が狂つたらしいので、町役場では墓守を免職にして、墓場の側に在る番所から立退きを命じた處、どうしても云ふ事を肯かないので、警官三名を送り、强制立退きを命じようとした處、急に發砲して警官の一人を射殺してしまつた。それでゴールドンヴイルの市民は激昂し、數百人の町民が手に手に武器を持つて墓場に押掛けるほか、州兵三百名も出動、完全に番所を包圍し、機關銃まで持出して、一齊射撃を加へたが、一發もウエールス兄妹には命中せず、反つて向ふからの狙ちに會つて、數名の負傷者を出す始末に、町民の激怒は一層油をそゝがれ、この上は家諸共燒打ちにして燒殺すほかはないと衆議一決、決死隊を募つて家の背後から忍び寄り番所に火を放つた。

流石のウエールス兄妹も猛火には勝てず、妹は窓から飛び出したところ、勿ち銃火で蜂の巢のやうにやられて卽死、兄貴も玄關から逃げ出すところを機關銃で、これもあなやの間もなく射殺された。町民は死骸をまだ燒けてゐる家の中に投げ込んで早速火葬にしたが、火事の火だけでは完全に燒け切れず、黒焦げになつて殘つた死骸はてんでに寸斷にして、記念のため一片づゝ持歸つたといふのだから、アメリカ人の心理には一寸、判らないものがある。

◇大虐待て懲役一年

紐育下町のジヨン・モリソンと云ふ男、醉拂つて騒き廻り留置場にたゝき込まれた處、彼の住居の附近に住んでゐた動物愛護協會員から、この男は犬を五階の窓から抛り出したことがあると餘罪を告發され、懲役一年の言渡しを受けた。

◇新しい指紋法

アメリカのコスタ及びムスマーの二化學者が、指紋をとるに理想的な藥品を最近發明したといふ。その藥品の處方は硫酸銅三四・二グラム、食鹽二八・四グラム、ヂエラチン一・五グラム、水一一グラムとなつてゐる。この液體に指先をひたして直に鐵、亞鉛、錫等の金屬板に指を押付けると、今までのものより遙かに正確な指紋がれるさうだ。

◇インドの「サツマの守」

日本にだつて汽車のたゞ乘り「薩摩の守」は相當のものだが、到底インドにはかなひさうにもない。鐵道當局の調査によればインドでは此の薩摩の守の數は年二百七十萬人平均で、此の損害額は二百萬ドルに近いと云ふから豪勢なものだ。こんな手合は發見されても平氣の平左で、初めから刑務所行なんか覺悟の前だと云ふから始末におへない。鐵道當局も之等「サツマの守」防止のため、目下罰則改正の思案中だとある。

◇乞食の機關新聞

ブタペストには「ブタペスト乞食新聞」（略稱B・B・B）なる新聞がある。此の新聞は「本市に於ける乞食の利益に貢獻する爲」最近創刊せられたものであるが、その廣告欄は松葉杖、色眼鏡、手風琴の賣物、出物で一杯であり同情を惹く爲の赤ん坊時間貸の市中相場が每日經濟欄のトツプを飾つてゐる。その發行部數は未だ不明であるがこんな新聞は全く珍無類だとの評判である。

◇大仕掛の墮胎團

過去數ヶ年間アメリカの太平洋岸一帶に根を張つて、婦女子の弱點を巧に攫んで巨利を貪つて居た墮胎專門のギヤングの一味が、最近サンフランシスコの警察に大量檢擧された。此の一味の手口は慈善團體を利用して、腹の中にある胎兒の始末に窮して居る女性に手術費を法外の利息で貸付け、一味中の醫師に患者の手術を行はしめ、利益配當をしてゐるもので、警察で押收した一味の帳簿によると、月に二萬ドルからの利益を上げて居り、不正醫師には月額二千ドルからの報酬を支拂つてゐたと。

◇野放しの殺人犯人十五萬人

最近續々と重大犯人を捕縛して、鼻の益々高い米國犯罪調査局長官エドガー・フーヴアー氏は、此程全米で未だ捕まらぬ殺人犯人が十五萬も野放しになつてゐると發表、世間の戰慄を新たにした。曰く

「米國犯罪調査局の統計によると、全米では約三百萬人の有罪確定犯人があり、それに加へて二十五人について一人宛の「犯罪を起し得る傾向を持つた人間」がゐる、未だ捕縛されない殺人犯人のみでも十五萬人にに達してゐるなつてゐる統計によつて判斷するに、アメリカ人は全人口の內二十萬人は殺人を犯す運命にあり、三十萬人は殺される運命を持つて生れて來てゐる一と、アメリカの世界一もこんなのはあまり芳しくないものだ。

◇はだかの泥棒

「泥棒も樂ちやござんせん、ハイ」とヨークシヤーで捕つた一泥棒が警官に述懷した。彼氏は一夜稼ぎに出て目星しい一軒の家に當りをつけ、先づ靴を脫いで屋內に忍び込んだところ、家人に見つかり格鬪中、上衣をむしり取られ窓から飛び出したところ、窓枠に引掛つてズボンを取られ、街上に出た時はアダムその儘の眞裸となつてゐたといふ譯。

◇人間は何時間起きて居られるか

人間は長い時間眠らないでゐると、どういふ病理學的影響があるか、といふ實驗が南加大學で行はれた。選び出されて實驗臺に上つた四名の學生のうち、最も長く我慢した學生で五十四時間半だつた。長時間眠らない時、一番影響をうける器官は視覺で、遠近感覺が先づ消失し、次で色彩感がなくなつてしまつた。筋肉の調節力も段々減退して、釘の頭を正確に打つことや、鐵砲で的を狙ふことが次第に不正確になるさうである。それでもまだ眠らないで起してゐると、次には耳が聞えなくなり、皮膚の感覺が消滅することが判つた。

選句所感

碧洋君の句、季題に對するその背景によつて生彩を放つてゐる。夏の夕方の夕燒、殊にも雨なき日がつづくやうになつた頃の夕燒は、その色も濃く西空を一面に赤くするもので、見るからに壯美の感に打たれる。そして夕燒の色は地上にまでも落ちて來て、あらゆるものをひとしきり染めて見せるのである。斯うした夕空に飛び出す蝙蝠は、これはまた形が大分にグロで、しかも黑いときてゐる。その飛び方も大きい幕を擴げたやうな翼で翻飜として或は高く或は低く、眼をまどはすが如くである。それが三四匹と出て縱橫に入り亂れて飛ぶさまは怪異な感じを與へずには措かぬものだ、夕燒の壯美を極めた空に黑い姿をハッキリと見せて飛ぶこの怪異な生物、そして空の色は刻々に薄れて暗い夜色が迫りつつあるのだ。夏の夕べの一情景が印象的に詠出されてゐる句である。小暗くなつた軒下を飛ぶとか、川の上を飛ぶとかでは、もうあまりに常凡で句として何等の感興もない。夕燒も殊に著しい空に見出したところに清新味があり、また蝙蝠の姿も眼に見える心地がする。

◇

鬼灯君の句もまた特殊的境地といつてよからう。陰鬱極まりない梅雨が明けても暮れても降りつづく。家の內も外もじめ〳〵として、汚ならしいものは餘計に汚く見える。此の梅雨の中に濡れてゐる漁師達の家である。潮風にあらびて朽廢してゐる家はみじめに雨の中に並んでゐる。戶外にも遊びに出られぬ子供がその中では騷々しく泣き喚いてさへゐるのである。何處へ行つても甲羅の乾くところのない蟹は、水の中から上つてそこらにいくつとなく這つてゐる。道の上にもゐれば庭の上にもゐるといふ有樣だが、中には陸へ上つたばかりでなく、漁師の家の低い屋根の上にまで上つて這つてゐるのもあるのだ。梅雨の漁師部落のさびれたさまが出てゐる句である。

これと同想と云つてもいゝ句が佳作中にある、「五月雨や緣に上りし蟹二三」といふのであるが、この句と比べてみることも作句上に大いに參考とならう。蟹が一つなら

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切每月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天

赤々と大夕やけや蚊喰鳥　岡崎碧洋

地

長梅雨や屋根に蟹這ふ濱の家　高知鬼灯

人

葦の水風濁りせり行々子　釧路船風

秀逸

草刈ればまろまり落ちし毛虫かな　室蘭彩月
夕燒の映れる川や鳴く河鹿　滋賀柏葉
風呂の煙及ぶ蚊柱崩れけり　大曲刀羅象
湯上りの人美しく團扇かな　大邱凡平
蝙蝠や帆を干してある泊り船　德島靖蘭

佳作

金魚買うて街の灯遠く戻りけり　福岡紫陽
水底に雲の動きや水馬　岡山玉窓
梅雨宿や軒にかたまる雛燕　宇和島鬼天樓
潮退きし砂乾きゆく暑さかな　宇和島武魂
夏帽の古きをかむる和尙かな　宇和島泰天樓
冷し瓜筧の水に浮き沈む　富山苦味子
溪流の釣橋高し青嵐　名古屋双葉
尿かけて飛び去る蟬を見送れり　八王子案山子
夏木立出ぬけて海の廣さかな　大洲百川
庵訪へば尼と仔猫の晝寢かな　旅順漣
五月雨や五位鷺の鳴く暗き空　高知高月
打水や月に光りて庭雫　府中水陽
梅雨晴れて陽に乾す傘のにほひかな　釧路漁翁
月のさす緣に籐椅子運びけり　名古屋春汀
水音は草の中なり飛ぶ螢　全州正陽
川風に車停めけり風鈴屋　小倉素川
日盛や街に木を析つ紙芝居　岡崎冷月
開け放つ座敷よぎりぬ夏の蝶　大曲華白
雨晴れし青田の風や汽車の窓　長崎登代美
五月雨や緣に上りし蟹二三　釧路星丘
神鈴を鳴らして茅の輪くぐりけり　新義州蛙村
松山の松の葉にほふ極暑かな　釧路霧笛
池めぐる樹々の茂りや青嵐

ず漾に上つたといふところに、やはり梅雨の氣分は出てゐるが、それに附隨しての狀景といふものは此の句には全然ないのである。つまり比較してみて此の句は單調であるだけ劣つてゐるといふことになるのである。

◇

船風君の句、初夏の頃の午すぎの情景である。蘆の根を浸してゐる水は極めて淺い。まだ若蘆の色は鮮綠の美しさを見せてゐる。午前の穩かな日和が午すぎごろからやゝに崩れ出して、空は薄雲りを帶び、風は强くなつて來た。蘆の根を浸す淺い水は忽ちに風に吹き濁される、綺麗に澄んだ水に若蘆の影を映してゐた先程までの靜かな情景は一變して、落着なく荒れたさまになつてしまつたが、その中に葭切は相變らず鳴きしきつてゐるのである。吹き立てられ揉み立てられてまるで風に狂ふやうな蘆の中に、いかにも無器用に高く鳴くその聲は搖れ濁る水に響くが如くである。風といふことを强調せすに、それを濁り立つ水に具象してみるところがいゝ。

ヨボの子の破れ浴衣や蜻蛉釣る　三重　半可通
雨漏りの擴がる痕や梅雨の宿　宇和島　鳳龍
紙芝居のラッパ木蔭に吹きにけり　富山　越人
夕立の名殘りの中や蟬時雨　鹿兒島　末代志
炎痕の大きく殘る裸かな　三重　ほがらか
庭深くともる灯や泉殿　新潟　曉雨
星涼し幾の暗きに人の聲　三重　驚城
炎天や埃蹴立てゝチンドン屋　富山　千里
外れ螢俄に高く光りけり　富山　正陽
宮の鈴かすかに鳴るや青嵐　富山　竹枝
噴水の飛沫に縺る燕かな　盛岡　雅風
牛叱る聲尖りたる極暑かな　大邱　龍石
楢あげて風にそよげる田の面かな　哈爾濱　景介
滄泉の宿の窓明けてあり青風　哈爾濱　晃
輝くや海のはたての夏の雲　三重　古稀緒
古びたる茶屋の簾や日の盛り　三重　峰雪
堰落つる水音ありて螢かな　清州　雅房
雨晴れて葉がくれに鳴く雀の子　八戸　花仙
風鈴の縁に運びし夕餉かな　富山　劍兒
雲の峰湧き立つ島の眞上かな　千葉　松風
水撒いて息つく間なき暑さかな　栃木　栃村

訓令通牒

◇詭激思想懷抱受刑者小票作成方ノ件

（司法省行甲第八一六號／行刑局　昭和十一年七月四日）

司法省行刑局長　岩松玄十

刑務所長
少年刑務所長　御中

六月末日現在標記受刑者ニ付別紙小票記載例ニ依リ小票作成ノ上本支所取纏メ左記樣式ノ送付書ヲ添ヘ來ル七月末日迄ニ到着ノ日取ヲ以テ提出相成度候

追而小票用紙ハ別途送付可致尙本調査ハ愼重ヲ期シ衆情ニ影響ヲ及ホササル樣御配慮相煩度候

記

本所	右	翼	左	翼	計
	人		人		人
	現在者	小票送付數	現在者	小票送付數	現在者	小票送付數

日附　番號　刑務所長

司法省行刑局長宛

詭激思想懷抱受刑者小票送付ノ件

某支所	某支所	合計
人	人	人
人	人	人
人	人	人

備考

詭激思想懷抱受刑者小票記載例

一、小票ハ昭和十一年六月末日現在受刑者ニシテ詭激思想ヲ懷抱スル者及曾テ詭激思想ヲ懷抱シ居タル者（轉向及準轉向ヲ含ム）ニ付調査ス

一、小票ハ別紙樣式ニ依リ其ノ抱懷スル又ハセシ思想ニ基キ右翼左翼ニ區分シ一人毎ニ一票ヲ作成ス

一、本所ニ收容中ノ者ハ本所名ノミヲ記入シ支所ニ收容中ノ者ニ付テハ本所及支所名ヲ記載ス

一、小票ニ記載ヲ爲スニハ楷書ヲ以テ字劃ヲ正シク記載ス

一、小票中不動文字ニ依リ指示シタル事項ニ記入ヲ爲スニハ該當文字ノ直下ニ朱色ノ小圈點ヲ附ス

一、年齡ハ數ヘ年ヲ記載ス

一、詭激思想ヲ信奉スルニ至リシトキノ住所ハ主トシテ當該思想的ノ感化ヲ受ケシトキノ住所ヲ記載ス

一、思想ノ種別、所屬團體、本人ノ地位及交友關係ハ個性調査報告例ニ依リ記載ス

一、共産黨ニ入黨シタルヤ否ハ本名カ共産黨ニ入黨シタルコトアリヤ否ヤヲ調査記載ス

一、前科多數ニシテ全部記載シ難キモノハ最近ノモノ三ヲ記載ス

一、執行猶豫ヲ曾テ刑執行猶豫ニ處セラレタルコトアル者ニ付其ノ判決年月罪名刑名刑期猶豫期間及取消ノ有無ヲ記載ス但シ刑執行猶豫ニ處セラレタルコトナキモノニ付テハ「ナシ」ト記載ス

一、起訴猶豫ハ曾テ起訴猶豫ニ處セラレタルコトアル者ニ付其ノ處分ノ年月罪名ヲ記載ス但シ起訴猶豫ニ處セラレタルコトナキ者ニ付テハ「ナシ」ト記載ス

一、事件名ハ三・一五、四・一六、五・一五等當該事件名ヲ記載ス但シ事件名不詳ナル者ニ付テハ「不詳」ト記載ス

一、主義ニ對スル理解ノ濃度ハ思想ヲ拋棄シタルト否トヲ問ハス本名カ當該思想（主義）ニ對シ一般的ニ理解シタル程度ヲ記載ス

一、主義ニ對スル信念ノ濃度ハ主義ニ對スル理解ノ程度ニ不拘犯行當時思想（主義）ニ對シ把持シ居タル信念ノ程度ヲ記載ス

一、思想懷抱前ノ職業ハ主トシテ思想的感化ヲ受ケシ當時從事シ居タル職業ヲ記載ス但シ在學中ノ者ニ付テハ「在學中」無職ノ者ニ付テハ「ナシ」ト記載ス

一、個性ハ左ノ區分ニ依リ記載ス

1　獨立性アルモノ

意思堅固ナルモノ、沈著ニシテ研究心ニ富ムモノ、剛腹執拗ニシテ粘著力アルモノ及之ニ類スルモノ

2　隨伴性アリト認メラルヽ者

輕躁浮薄ナルモノ、意思薄弱ナルモノ、衝動性ノモノ及之ニ類スルモノ

3　普通ナル者

温順ニシテ特徴ヲ認メサルモノ

一、改悛ノ狀態ハ現在ノ改悛ノ狀態ヲ昭和八年十二月行甲第一、七五一號ニ依リ記載ス例ヘハ(2)トスルカ如シ

一、未決勾留ノ期間ハ今回ノ犯罪ニ依リ未決勾留セラレタル期間ヲ記載ス但シ保釋責付等ニ依リ出所シ刑確定入所シタル者ニ付テハ保釋責付ノ期間ヲ控除シ現實刑務所ニ拘禁セラレタル期間ヲ記載ス

一、技能ノ有無ハ社會ニ於テ習得シタルト刑務所ニ於テ習得シタルトヲ問ハス又筋肉勞働タルト精神的勞働タルニ不拘職業上ノ技能ヲ有スルモノヲ記載ス

一、目下ノ業種ハ目上就業セル作業名ヲ作業月報ノ業種別ニ依リ記載シ若シ不就業ナルトキハ「不就業」ト記載シ業種ノ下ニ其ノ事由ヲ記載ス

一、本人ノ最モ希望スル釋放後ノ職業ハ其ノ就職見込ノ有無及技能ノ有無ニ不拘事實本名ノ最モ希望スル職業名ヲ記載ス

一、累進處遇不適用者ニ付テハ其ノ事由ヲ處遇令第二條第一號乃至第五號ニ區分記載ス

一、書籍ノ種類ハ官本私本ヲ併セ最近一年以內ニ看讀シタル書籍ヲ宗教、修養、讀本、作文、數學、地歷、傳記、農業、工業、商業、法制經濟、哲學、文學、物理化學、衞生、語學、字典、經典、軍事、其他ニ分類シ最モ多ク看讀シタル分類ヲ(1)トシ順次第三位迄ヲ記載ス

一、最モ感動ヲ受ケタル書籍名ハ轉向又ハ準轉向者ニシテ本名カ轉向若ハ準轉向ニ關シ最モ感動ヲ受ケタル書籍名ヲ(1)トシ順次以下第三位迄ヲ記入シ其ノ下部ニ當該書籍著者名ヲ記入シ前號ニ依ル分類ヲ記載ス（非轉向者ノミハ本欄ノ記載ヲ要セサルモノトス）

一、行狀ハ形式ニ依ラス實際ニ卽シ記載ス

一、接見受信發信ハ各最近一年以內ニ於ケルモノヲ其ノ續柄及度數ヲ各欄ニ記載ス例ヘハ

父　五　　兄　二

姉　一　　知己　一

保護會役員　一

トスルカ如シ若シ親族ノ接見及發受信ナキトキハ當該各欄ニ「親族ナシ」ト記載ス

一、其ノ他行刑統計小票取扱規程及樣式ニ類似ノ欄アルモノハ同規定ニ準シ記載ス

一、本小票ハ曲折スルコトナク平面ニ展ベ包裝ヲ鄭重ニスルコト

昭和十一年六月三十日調査　刑務所　刑務支所

諚激思想懷抱者小票

（左傾思想）

男女別	男女	種族		氏名（フリガナ）		現在年齢	歳		
本籍	府縣	市郡	出生地	府縣	市郡	犯罪著手時ノ年齢	歳		
諚激思想ヲ信奉スルニ至リシトキノ住所	府縣	市	思想ノ種別			所屬團體			
本人ノ地位		共產黨ニ入黨シタルヤ否	入黨ノ年月	犯數	犯人ノ數				
犯罪地	(1)府縣	(2)府縣郡	(3)府縣郡	(1)府縣郡	(2)府縣郡	(3)府縣郡			
刑名刑期	(1)（日算入）	(2)（日算入）	(3)（日算入）						
刑起算	(1)昭和年月日	(2)昭和年月日	(3)昭和年月日						
刑終了	(1)昭和年月日	(2)昭和年月日	(3)昭和年月日						
前科罪名刑期	(1)	(2)	(3)						
執行猶豫									
甚訴猶豫									
前刑仁尊放ヨリ犯罪ニ至ル期間	年月日	事件名							
主義ニ對スル理解ノ濃度	理解ス	稍理解ス	理解乏シ	理解セス					
主義ニ對スル信念ノ濃度	信念厚シ	信念稍厚シ	信念乏シ	信念ナシ					

抱懷想思者）

抱受刑者小票

思想懷抱前ノ職業	月收約　圓	犯罪當時ノ職業	月收約　圓						
諚激思想ヲ信奉スルニ至リシ當時同居ノ親族	犯罪當時同居ノ親族	犯罪ノ原因動機							
出生別	嫡子　庶子	私生子	不詳	戸主非戸主	戸主非戸主				
父母信奉スルニ至リシ當時ノ存亡	諚激思想ヲ信奉スルニ至リシ當時	實存	實存	養父存	養母存	不詳			
	父亡	母亡（繼父）亡	（繼母）亡	詳					
現在父母ノ前科	實父亡	實母亡	養父（繼父）存亡	養母（繼母）存亡	不詳				
	諚激思想ヲ信奉スルニ至リシ當時	妻アリ夫アリ	內妻アリ內夫アリ	未離緣婚	離緣寡	不詳			
配遇	思想運動中	妻アリ夫アリ	內妻アリ內夫アリ	未離緣婚	離緣寡	不詳			
者	現在	妻アリ夫アリ	內妻アリ內夫アリ	未離緣婚	離緣寡	不詳			
配遇者ノ前科又ハ不良經歷									
子女	子女ナシ	子女一人	子女二人	子女三人	子女四人以上	不詳			
兄弟姉妹	本人ノ順位長子	次子	三子	四子	五子以上				
	現在兄弟姉妹ナシ	兄弟姉妹ノ數	三人迄	四人以上	不詳				
兄弟姉妹ノ前科又ハ不良經歷	兄弟姉妹アリ								
生育	實父	實母	養父	繼父	養母	繼母	祖父	祖母	其ノ他ノ親族
	他人感化院	養育院	不詳						

生育ノ狀況	嚴格	稍嚴格	普通	稍緩	放任				
養育者愛情ノ濃度	濃愛	愛情厚	普通	冷淡	冷酷				
家庭ノ良否	良	稍良	普通	稍不良	不良				
父母及家庭ノ社會的地位	上	上ノ下	普通	普通以下					
父母又ハ家庭ノ職業									
交友關係									
性質	個性	獨立性アル者	普通	隨伴性アリト認メラルヽ者					
飲酒	父母	好酒	實父	稍好酒	實父	不好酒	實父		
	實母	酒	實母	酒	實母	不詳	實母		
	本人	好酒	稍好酒	不好酒					
財產	父兄有資產	稍有資產	無資產	赤貧	不詳				
	本人有資產	稍有資產	無資產	赤貧					
教育	學歷	官立大學中退	卒業	私立大學中退	卒業	專門學校中退	卒業	高等學校中退	卒業
		中等學校中退	卒業	高等小學校中退	卒業	尋常小學校中退	卒業	不就學	文盲
	成績	推理的學科	優	良	可	不可			
		記憶的學科	優	良	可	不可			
現在ノ改悛狀態	未決勾留ノ期間	一年	月餘						
刑確定入所時ヨリ準向ヲ認メタル迄ノ期間	入所時	三月未滿	三月未滿六月未滿	六月未滿一年未滿	一年未滿二年未滿	二年未滿三年未滿	三年以上		
刑確定入所時ヨリ轉向ヲ認メタル迄ノ期間	入所時	三月未滿	三月未滿六月未滿	六月未滿一年未滿	一年未滿二年未滿	二年未滿三年未滿	三年以上		
刑確定入所時ヨリ處遇令適用迄ノ期間	三月未滿一年六月未滿	六月未滿二年未滿	一年未滿三年未滿	二年以上					
刑確定入所時ヨリ賞遇スルニ至ル迄ノ期間	一年未滿三年未滿	一年六月未滿三年以上	二年以上						
拘禁別	晝夜獨居	夜間獨居	雜居	病舍					
作業	有技能ノ	有	技能ノ	技能ハ生業ト	適スルニ	適セス			
	無技能ノ	無	種類	科程ノ	了否程度				
	目下ノ業種	業種							
	本人ノ最モ希望スル		釋放後ノ職業						
健康狀態	既往	當初入所甲乙	現在ノ	甲乙	休養中ノ者ニ付テハ下欄ニ病名ヲ記入ス				
		時ノ健康狀態	丙丁	健康	丙丁				
	症狀								
累進處遇	適用者	第一級	第二級	第三級	第四級				
	身上調査中								
	不適用	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號			
看讀書籍	該當	該當	該當	該當	該當	該當			
	書籍ノ種類	(1)（分類）	(2)（分類）	(3)（分類）					
	最モ感動ヲ受ケタル書籍名	(1)書名	著者名	（分類）					
		(2)書名	著者名	（分類）					
		(3)書名	著者名	（分類）					
宗教家宗	目下本人ノ信仰心	信仰心稍厚シ	信仰心厚ヲ生ス	信仰心ナシ					
懲罰ノ年月日種類及度數									
賞遇	賞ナシ	賞一	賞二	行狀良	稍良	普通	不良		
接見	受信								
釋放後ノ歸住地	府縣	市郡	區町村	大字	番地				
	職業								
	續柄								
釋放後ノ豫定職業	發信								

昭和十一年六月三十日調査　刑務所　刑務支所

詭激思想懐抱者小票

| | | |

敍任辭令

六月十五日

正七位　支所長　齋藤信一（大分）
同　看守長　湯淺芳治（福岡）
同　支所長　岡崎重太郎（濱松）
同　典獄補　根田兼治（府中）

勲八等　看守長　今井芳藏（札幌）
同　同　重富一郎（山口）
同　同　羽田野直（大分支）
從七位　看守長　太田卯八（川越少）

七月一日

同　司法屬　壚見市郎（司法屬）
同　看守長　長谷川清十郎（滋賀）

七月七日

勲七等　同　齋藤文藏（豐多摩）

七月十四日

願免　支所長　矢島國男（田邊支）
同　看守長　西口龜之輔（横濱）
田邊支所長　同　松本茂（大阪）
横濱　同　吉井直城（浦上支）
浦上支　同　馬場敬藏（福岡）
福岡　同　橋本工（沖繩）
沖繩　同　高崎又市（奈良）
奈良　同　彌富熊雄（函館）
函館　同　渡邊直（旭川支）
旭川支　同　木宮進（札幌）
宮崎　同　吉永聰夫（大阪）
大阪　同　三重野繁馬（宮崎）
汐見町支所長函館兼務　同　川口隆（岡崎少）

免本職岡崎少年　支所長　山田利助（汐見町支兼函館）
神戸　看守長　佐藤久次郎（京都）
京都　同　岡本幸次（神戸）
網走　同　伊藤文平（小田原少）
小田原少　同　岡田峯吉（網走）
免本職久留米少年　支所長　西久保清（大洲支）
大洲支所長　看守長　越智清（久留米少）
岩國少年　同　村川利三次（大分支）
大分支　同　秦野園平（岩國少）
免本職大分支　支所長　野崎茂七（中津支）
中津支所長　看守長　淺野孝（大分支）
浦和支　同　渡邊勝己（金澤）

金澤　同　水上友吉（浦和支）
名古屋　同　朝岡晴光（大阪）
大阪　同　川添猪之吉（宮崎）
宮崎　同　每熊一郎（沖繩）
名古屋　同　稻葉雄次郎（小菅）
小菅　同　杉田勝久（前橋）
岐阜　同　中野久三（德島）
德島　同　遠藤勝三郎（奈良）
奈良　同　湯淺芳治（福岡）
免本職前橋專務　支所長　宮田誠（高崎支兼前橋）
高崎支所長　看守長　齋藤茂三郎（府中）
免本職豐多摩專務　支所長　木下榮樹（熊谷支兼豐多摩）
熊谷支所長　看守長　木部元雄（帶廣）
帶廣支　同　渡邊長八（札幌）
札幌　同　藤倉武（網走）
看守長（札幌）十級　看守　齋藤彥壽郎（府中）
同（沖繩）　同　前野宗一（宮崎）
同（前橋）　同　山東賀壽雄（京都）
同（福岡）　同　松永勝喜（熊本）
同（府中）九級　教務囑託　福田弘（豐多摩）
同（網走）　看守　小泉正一（青森）
同（市谷）六級　大審院書記　平沼文男
同（廣島）九級　同　倉淵安一（德島）
同（旭川支）九級　同　森川照雄（網走）
同（鳥取支）八級　同　日山環（廣島）

朝鮮總督府法務局

六月二十五日

依願免本官（特賞）　看守長　工藤元勝（大田）
任朝鮮總督府看守長給十級俸（咸興）　看守　山田末義（西大門）
大田　看守長　吉川勝雄（全州）
金泉少年　同　白石關太郎（咸興）
光州　同　山本乙男（金泉）
全州　同　森行春（光州）

六月三十日

六級俸下賜　典獄　渡邊豐（釜山）
五級俸下賜　典獄補　武藤勝次（海州）
六級俸下賜　同　松平和夫（群山）
九級俸下賜　保健技師　岩城隆一（開城）
七級俸下賜　教誨師　神崎禾念（平壤）
給月俸七十圓　屬　和田義一（行刑課）
同　同　松浦秀雄（同）
同　同　毛利龍城（同）
給四級俸　通、看　洪鍾翕（光州）
給五級俸　看、屬　田潤房吉（刑練）
給六級俸　看守長　咸澤鶴（清州）

昭和十一年六月中入出監竝月末在監人員 (△ハ減)

Prison Population during the Mouth of June 1936

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		51,344	6,366	5,703	52,007	51,344	49,905	663	2,102
被疑者		240	1,498	1,469	269	240	203	29	66
刑事被告人		5,273	3,757	4,288	4,742	5,273	4,939	△ 531	△ 197
勞役場留置者		718	1,026	1,020	724	718	780	6	△ 56
乳兒		15	2	7	10	15	4	△ 5	6
總計	男	56,611	12,316	12,161	56,766	56,611	54,880	155	1,886
	女	979	333	326	986	979	951	7	35
	計	57,590	12,649	12,487	57,752	57,590	55,831	162	1,921

備考 受刑者現員中ニ朝鮮人{男 2,620人 女 10人}ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	60	—	2	—	62
露西亞	男	2	—	—	—	2
不詳	男	2	—	—	—	2
總計	男	64	—	2	—	66

矯正図書館

刑政第49巻第8号

矯正図書館

最新刊



東京帝國大學教授法學博士 **小野清一郎編**

菊判總布裝全一冊
總紙數一一六六頁
定價四圓八十錢
送料內地三十錢

學徒・法曹家の好伴侶!!

現行法を知る上に於て判例が如何に重要なものであるかは更めて言ふまでもない。判例を度外視して現行法を論ずることは今や全く不可能である。しかも散漫なる判例の渉獵は勞多くして功少い。本書は刑事法學の權威小野博士が我が全刑事判例を博士獨自の學的體系に從つて編纂されたものであつて、其の內容は飽くまでも學問的であると同時に又實際に役立つやう苟くも遺漏なきを期し、且つ利用上の便宜を考慮したものである。實に本書こそ一卷よく群書を壓倒するに足る斯法判例集の最高標準型である。司法、檢察、警察、辯護士等の實務家は勿論、法律學徒、學生、受驗生諸賢が本書を座右に備へらるゝ時は、必ずや研學上多大の便益を得らるゝことゝ信ずる。普く薦む。

小野清一郎博士著 刑法講義

菊判總布裝 總頁六二四 定價四・〇〇 送料內地二二

全訂 刑事訴訟法講義

菊判總布裝 總頁六七八 定價四・〇〇 送料內地二二

刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫

菊判總布裝 總頁三六〇 定價二・五〇 送料內地一四

刑法に於ける名譽の保護

菊判總布裝 總頁五四四 定價三・八〇 送料內地二二

一本の書の特色

一、收錄判例の極めて豐富なること——本書の收錄判例は、古きは明治二十五年より最近に至るまでの大審院判例の外、下級審、軍法會議及外地法院判例の重要なるものを含み、事項的には刑法、刑事訴訟法の外、選擧法、稅法其他の行政的刑罰法規、陪審法、少年法、刑事補償等の特別法に及んでゐる。

二、整然たる學問的體系によつて分類排列されたること——錯綜せる無數の刑事判例を殘るところなく渉獵し、其重要なるものを遺漏なく取捨選擇し、博士獨自の學的體系の下に編成されてゐる。正に判例刑事法教科書であり、博士の別著「刑法講義」及「刑事訴訟法講義」とあはせて讀まれるならば現行刑法及刑事訴訟法の實狀は歷然たるであらう。

三、判例の事實關係及上告論旨を掲げたること——判例研究の資料としては判決要旨や判決理由だけでは充分でない。本書は必要に應じて事實關係及上告論旨を揭げ、判例の具體的趣旨を明かにしてゐる。且つ全部原文通りであるから、安心して他に引用が出來るのである。

四、精密なる總目次及索引を附したること——判例を事項的に檢索するには卷頭の精密なる總目次を、年月日によつて檢索するには卷末の總索引を利用すれば、容易に求める判例が見出されるやうになつてゐる。是は學徒にも實務家にも限りなき便益を供與するであらう。

五、携帶至便、價格亦至廉なること——菊判千百數十頁。八ポイント二段組の密植であつて、裝幀は最上の布裝、特に製本の堅牢に意を用ひた。正に浩瀚なる判例集の縮刷版である。しかも廣く一般讀者のために至廉の價格を以て提供し、廣く江湖の愛用に適してゐる。

東京神田神保町 **有斐閣**

振替東京三七〇番

刑政第49巻第8号
矯正図書館

警察研究

論說

國憲國法の尊嚴と自由法……東京帝大教授 牧野英一
思想犯保護觀察法の運用に就て……司法省保護課長 森山武市
壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令の改正……內務事務官 館林三喜男
選擧犯罪管見……東京帝大教授 宮澤俊義
——二三の大審院判決について——

資料

新法令の研究—訓令通牒
警察關係判例—質疑應答……擔當者 內務屬 種村一男 內務屬 松尾英敏
衞生と警察……內務事務官 宮崎太一
退職積立金及退職手當法の解說……社會局事務官 沼越正己 (下)
議院法逐條示解(八)……警察講習所敎授 有松昇

昭和十一年八月五日發刊　東京市小石川區江戸川町一五
第七卷 第八號　發行所 良書普及會　振替東京六四四九番
一册 四十錢
一年 四圓五十錢

法曹會雜誌

限定承認と相續人の賃料支拂義務……大審院判事 岡村玄治
不穩文書臨時取締法に就て……司法書記官 船津宏
破產宣告又は破產手續の解止に因る訴訟手續の中斷と其の受繼……(二)……東京民事地方裁判所判事 加藤令造
「ベルヌ」條約の改正(一)……司法書記官 横田正俊
民法第九百七十條の相續順位に就て……(二)……神戸地方裁判所判事 小石壽夫
名判官物語(一六)……小山松吉
英、米、獨、佛、伊司法部の比較(一)……安東禾村
司法官官職職制及官等俸給令沿革(二)……石川金治郎
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨　○戸籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

昭和十一年八月一日發行　司法省構內
第十四卷 第八號　法曹會
定價金五十錢　振替口座 東京一五六七〇

法學新報

刑事訴訟法に於ける證據の禁止……敎授 花井忠
最良證據の法則……田中和夫
アウグスツスの元首制と羅馬の民事訴訟……船田享二
國家法人說の否認……佐治謙讓
儒帝法學提要邦譯……講師 矢田一男
刑事判例研究
食事の爲自動車の駐車と警察犯處罰令第二條第十二號……講師 吉田常次郎
一身的刑罰阻却原由と刑法第二百四十四條……講師 草野豹一郎
民事判例研究(一九)——(民事判例研究會)
登記の欠缺を主張する正當の利益……片山金章
郵便貯金拂戻と局員の注意義務・郵便貯金法第十五條の適用……岩田新
失權手續著手中の株式の名義書換……佐々穆
組合員の債權債務と混同……岩田新
質入證券に表示せる受寄物の相違と倉庫營業の責任……椎津盛一
外國判例研究(一八)……敎 岩田新
略註商法中改正法律案(七・完)……敎 岩田新
近着外國雜誌法律論題要目……敎授 佐々穆

昭和十一年八月
第四十六卷
第八號
中央大學法學部門機關

刑政第49巻第8号

矯正図書館

昭和十一年八月
八月號　發行所　京都帝國大學法學會
第三十五卷　第二號
特別倍大號
特價金壹圓　發賣所　東京　有斐閣

法學論叢

烏賀陽博士還曆祝賀記念號
前京都帝國大學教授法學博士烏賀陽然良君肖像
破產開始の要件……齋藤常三郎
問屋の基本的法律關係……西島彌太郎
履行補助者の過失に因る債務者の責任……石田文次郎
Voting trust に就きて……島本英夫
佛蘭西に於ける株式會社法の改正……大隅健一郎
詐られて成つた株主……國歳胤臣
水先人の過失に因る船舶衝突……松本正一
有價證券に於ける抗辯制限の一省察……納富義光
手持商品の賣渡抵當……田島順
判例の遡及效……田中保太郎
共同相續の本質と營業の共同相續……近藤英吉
海上先取特權抵當權統一條約案概說……大橋光雄
轉用物訴權に就て……於保不二雄
ナチスの株式法改正論……大森忠夫
英國會社法發達史序說……八木弘
株式の裏書讓渡に付て……千野國丸
シンヂケートに就て……松波港三郎

法學協會雜誌

第五十四卷　第八號
昭和十一年八月號
定價　五十錢
送料　二錢
東京帝大　法學協會發行

論說
科學的自由探究と進化的解釋……東京帝國大學教授　牧野英一
手形法の變遷……九州帝國大學教授　野津務
羅馬法か東方法か……九州帝國大學助教授　武藤智雄
資料
新法令解說
田中二郎―鈴木竹雄―石井照久―杉村章三郎―川島武宜
株式會社に於けるナチス思想……京城帝國大學教授　西原寬一
紹介
後藤清著・勞働協約理論史(川島武宜)―後藤清著・當面の勞働法問題(川島武宜)
判例研究
民事訴訟法判例批評(一六)…東京帝國大學名譽教授　加藤正治
民事法判例研究錄(昭和一一年度・三)
小町谷操三―內田力藏―石井照久―吾妻光俊―兼子一―川島武宜―有泉亨―鈴木竹雄―野田良之
雜報
法理研究會記事「思想犯保護觀察法について」

編輯餘錄

□　司法國策といふものが考へられねばならぬ世の中となつた。さうして、既に公表された司法國策は判檢事の人員を增加して以て司法の尊嚴を維持し、同時に司法事務の澁滯を防ぐことによつて國憲國法を尊重するの念慮を全うせんとするにあるらしい。計や遠大にして吾人も亦その實現に最大の聲援を拂はねばならぬ。

□　と同時に、も一つ司法國策に擧げて貰はねばならぬもの、否むしろ、そこに司法國策の第一に著眼すべき點があつたと思はれるものを述べて置かねばならぬ。

□　昭和九年の第三十六行刑統計年報に於て最近五箇年の新受刑者數を見ると驚くなかれ昭和五年三三、一九〇人、昭和六年三三、九三八人、昭和七年三六、二八七人、昭和八年三九、四八〇人、昭和九年四二、〇九四人。實にその曲線に一點の曲りなく上昇するばかりである。

□　しかく犯罪の遞增する所以は經濟的原因によるのか。生理的原因によるのか。果、倫理的原因によるのか。その原因を探究することなくして進められる司法國策は何れの日にかまた考へ直さねばならぬ時の到るを忘れてはならぬと思ふ。裁判は前提である。行刑は中味である。司法國策も中味が閑却されては意義がうすい。

□　バイエルンで丁度同じやうな犯罪危機對策として考へられたことに犯罪生物學的集容場の設置がある。そこで生物學的に八つの見地の下に犯罪原因探究がなされるのであるが就中編輯子の趣味をそそるものは監置に關するものと、斷種に關するものと、結婚相談に關するものとさうして兒童保護に關するものであると思ふ。

□　之が內務省の所管となればせん方ないが、之を犯罪原因の探究の部面より見れば司法國策の一つとして數へあげる必要なきにしもあらずではあるまいか。

□　行刑局長の「行刑處遇の軌道」――それは行刑が人對人たるの關係を最もよくいひあらはされたるもの一讀千萬の味がある。

昭和十一年七月二十二日
――あき緖――

定價
一冊(稅共)　金二十五錢
六冊(稅共)　金一圓五十錢
十二冊(稅共)　金三圓

廣告料
一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

注文規定
※御注文は總て前金のこと
※御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
※御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年七月二十八日印刷納本
昭和十一年八月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二〇五九番

刑政第49巻第8号

矯正図書館

49e Année N° 8 Août 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

B. Nakao, secrétaire au Ministère de la Justice. — Le principe du travail pénitentiaire et la nouvelle loi soviétique sur l'exécution de la peine.

N. Yosimasu, chargé de cours à la Faculté de Médecine de Tokio. — Le problème de la faiblesse mentale du point de vue de la politique criminelle.

Mouvements des idées à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice